N

〈1908〉 **Narra mihi factum, narro tibi jus.**［Narrā factum mihi, narrō jūs tibi.］**「君は私に事実を語れ。［そうすれば］私は君に法を語る。」**〈narra〉…〈narro〉［語る］の命令法 現 二 単。※「法と事実」→「索引」、「タテマエ（法律（法））とホンネ（事実）」→「索引」。

〈1909〉 **Nasciturus pro jam nato habetur (, quotiens de commodo ejus quaeritur).**［Nāscitūrus habētur prō nātō jam (, quotiēns quaeritur dē commodō ējus).］（*Paul.D.50,16,231*；*D.1,5,7*）**「（胎児の利益が問題とされるたびごとに、）胎児はすでに生まれた［人］と扱われる。」**〈nasciturus〉… デ〈nascor〉［生まれる］の見出し語 未 分（名略）、〈nato〉…さきの〈nascor〉の 完 分〈natus〉の 単 男 奪（名略）、〈quaeritur〉…〈quaero〉［問題とする］の 受 現 三 単、〈commodo〉…〈commodum〉［利益］の 単 奪。※〈nasciturus〉は不規則な形の未来分詞である→〈930〉。法律ラテン語としてよく知られているこの言葉（「胎児」）は、「辞書」には収録されていない。ちなみに、未来分詞について言えば、〈sum〉［存在する］の未来分詞〈futurus〉［存在しようとしている（ところの）］は、英語の〈future〉と関係がある。「未来分詞」→「索引」。この格言は、純粋に古代ローマ法上のものとは言えないが、このような考えかたは、相当数のローマ法法源の内容から十分に汲みとることができる。ローマ法でも、日本の場合と同様に、「私権の享有は出生に始まる」（日本民法第 1 条の 3 参照）という扱いになっているが、母胎内にある胎児にもなんらかの考慮をしておく必要が出てくる。ローマ法は、胎児の利益にかんするかぎりで、胎児の地位を考慮したのである。現代の立法には、胎児を一般的に生まれたものとみなすやりかた（スイス民法）と、個別的にそのようにみなすやりかたとがある。ドイツ民法およびフランス民法は後者の方式を採用しているが、日本民法でも、不法行為（第 721 条）、相続（第 886 条など）、遺贈（第 965 条）、遺留分（第 1044 条）についてのみ、生まれたものとしている。ローマ法でこの原理がもっとも重要な作用をもつのは、もし被相続人（家長）が生存していればその家長権に服するはずであった者（家内後生子という）が相続権をもつことになる関係で、そのような「人」の利益を保全しておくために、胎児に保佐人がつけられる場合である。ついでに、胎児の保護という観点から言えば、合法的な婚姻において懐胎された子が、出生の時点で自由人であった母が後になって奴隷の地位に陥ったとしても、その子は自由人として生まれたものと取扱われる。

〈1910〉 **Natura appetit perfectum; ita et lex.**［Nātūra appetit

perfectum; et lēx ita.] (Hob.144)「自然は完全な［もの］を求める。法律（法）もそう［である］。」〈appetit〉…〈appeto〉［ほしがる］の 現 三 単、〈perfectum〉…〈perfectus〉［完全な］の 単 中 対（名略）。

〈1911〉 **Natura fidejussionis sit strictissimi juris et non duret vel extendatur de re ad rem, de persona ad personam, de tempore ad tempus.** [Nātūra fidejussiōnis sit jūris strictissimī, et nōn dūret vel extendātur, dē rē ad rem, dē persōnā ad persōnam, dē tempore ad tempus.] (Burge,Sur.40)「保証の性質が極めて厳格な法の上のものであるよう。そして、それが物から物へと、人から人へと、時から時へと、あるいは持続したり、あるいは拡げられたりしないよう。」〈fidejussionis〉…〈fidejussio〉［保証］の 単 属、〈strictissimi〉…〈strictus〉［厳格な］の 最〈strictissimus〉の 単 中 属、〈duret〉…〈duro〉［つづく］の 接 現 三 単、〈extendatur〉…〈extendo〉［ひろげる］の 接 受 現 三 単。※「ものである」というかたちの「属格の訳しかた」→〈68〉・〈84〉・「索引」

〈1911*bis*〉 **Natura juris nobis explicanda est, eaque ab hominis repetenda natura.** [Nātūra jūris est explicanda nōbīs (que) ea repetenda ab nātūrā hominis.]「法の本性が私たちに説明されるべきであり、また、それは人の本性から求められるべき［である］。」〈explicanda〉…〈explico〉［解明する］の 動 形〈explicandus〉［明らかにされるべき［である］］の 単 女 主、〈repetenda〉…〈repeto〉［求める］の 動 形〈repetendus〉［求められるべき［である］］の 複 女 主。

〈1912〉 **Natura non facit saltum, ita nec lex.** [Nātūra nōn facit saltum, nec lēx ita.] (Co.Lit.238)「自然は飛躍をなさない。法律（法）もそう［し］ない。」〈saltum〉…〈saltus〉［飛躍］の 単 対。

〈1913〉 **Natura non facit vacuum, nec lex supervacuum.** [Nātūra nōn facit vacuum, nec lēx supervacuum.] (Co.Litt.79)「自然は無意味な［こと］をしない。法律（法）も不要な［こと］を［し］ない。」〈vacuum〉…〈vacuus〉［無内容な］の 単 中 対（名略）、〈supervacuum〉…〈supervacuus〉［不要な］の 単 中 対（名略）。

〈1914〉 **Naturae vis maxima.** [Vīs nātūrae māxima.] (2 Co.Inst.564)「自然の力は最大［である］。」※動詞が省略されている。〈1702〉

〈1915〉 **Naturale est quidlibet dissolvi eo modo quo ligatur.** [Est nātūrāle quidlibet dissolvī modō eō, quō ligātur.] (Broom,Max.593,877; Jenk.Cent.70)「なんでも、それが結びあわされる際に用いられるその方法に依って解かれるのは、自然である。」〈dissolvi〉…〈dissolvo〉［解く］の 受 現 不、〈modo〉…〈modus〉［方法］の 単 奪、〈ligatur〉…〈ligo〉［結ぶ］の 受 現 三 単。※対格不定法の構文が見える。対格形の〈q

uidlibet〉は、意味上の主語として、〈dissolvi〉にかかる。対不→〈35〉、「設定と解消」→「索引」。

〈1916〉 **Naturali juri consuetudine derogari non potest.** ［Nōn potest dērogārī jūrī nātūrālī cōnsuētūdine.］（*I.J.3,1,11*；*Gai.D.4,5,8*）**「自然法は、慣行に依って部分的に廃止されることは出来ない。」**〈derogari〉…〈derogo〉［部分的に廃止する］の受現不。※「タテマエ（自然法）とホンネ（慣行）」→「索引」

〈1917〉 **Naturalia inesse praesumuntur, accidentalia specialiter probanda.** ［Nātūrālia praesūmuntur īnesse, accidentālia probanda speciāliter.］**「自然の［もの］は内在していると推定される［が、しかし］、偶発的な［こと］は特別に証明されるべき［である］。」**〈inesse〉…〈insum〉［内在する］の現不、〈accidentalia〉…〈accidentalis〉［偶発的な］の複中主（名略）、〈probanda〉…〈probo〉［証明する］の動形〈probandus〉［証明されるべき［である］］の複中主。※後半部では動詞が省略されている。動形→〈1〉

〈1918〉 **Naturalis obligatio manet et ideo solutum repeti non potest.** ［Obligātiō nātūrālis manet, et ideō solūtum nōn potest repetī.］（*Pomp.D.12,6,19pr.*）**「自然債務は残存する。そして、それに依り、［いったん］弁済された［もの］は、返還請求されることは出来ない。」**〈manet〉…〈maneo〉［とどまる］の現三単、〈repeti〉…〈repeto〉［返還請求する］の受現不。

〈1918*bis*〉 **Naturaliter videtur possidere is qui usumfructum habet.** ［Is, quī habet ūsumfrūctum, vidētur possidēre nātūrāliter.］**「用益権を持つ人は、自然に占有するものと見られる。」**〈usumfructum〉…〈ususfructus〉［用益権］の単対。※主格不定法の構文が見える。主語の〈is〉は、〈videtur〉と〈possidere〉の双方にかかる。主不→〈98〉

〈1919〉 **Ne bis de eadem re sit actio.** ［Nē āctiō sit dē rē eādem bis.］**「同一の事柄に関しては、訴訟が二度ないよう。」**〈252〉・〈253〉・〈255〉・〈256〉・〈1919〉・〈1920〉・〈1991〉―〈1993〉・〈2167〉・〈3331〉

〈1920〉 **Ne bis in idem (crimen judicetur).** ［Nē (jūdicētur) in (crīmen) idem bis.］（*Gai.D.50,17,57*；Dekret Gratians,2,2,1,14,1）**「同一の［こと］（犯罪）に対しては、二度（訴訟が）なされない（よう）。」**→「索引」。〈252〉・〈253〉・〈255〉・〈256〉・〈1919〉・〈1991〉―〈1993〉・〈2167〉・〈3331〉

〈1921〉 **Ne curia deficeret in justitia exhibenda.** ［Nē cūria dēficeret in jūstitiā exhibendā.］（4 Co.Inst.63）**「裁判所が正義を示すことにおいて欠けることがないよう。」**〈curia〉…「裁判所」、〈deficeret〉…〈d

eficio〉［欠ける］の 接未完了過去 三 単、〈exhibenda〉…〈exhibeo〉［示す］の 動 形〈exhibendus〉［示されるべき［である］］の 単 女 奪。※ 動 形→〈1〉。この場合、動形容詞は動名詞のように訳す必要がある。「動形容詞と動名詞の密接な関係」→〈153〉・〈1540〉

〈1922〉 **Ne eat judex ultra petita partium.**［Nē jūdex eat ultrā petīta partium.］**「裁判官が当事者の請求［分］を超えて進まないよう。」**〈eat〉…〈eo〉［行く］の 接 現 三 単、〈petita〉…〈peto〉［請求する］の 完 分〈petitus〉の 複 中 対（名略）、〈partium〉…〈pars〉［当事者］の 複 属。※〈Ne ultra petita〉［請求［分］を［こえ］ないよう。］は短縮型である。〈1448〉・〈3362〉

〈1922*bis*〉 **Ne inter virum et uxorem donationes valeant.**［Nē dōnātiōnēs inter virum et uxōrem valeant.］**「夫と妻の間の贈与が効力を持たないよう。」**〈virum〉…〈vir〉［夫］の 単 対、〈uxorem〉…〈uxor〉の 単 対。

〈1923〉 **Ne procedat judex ex officio.**［Nē jūdex prōcēdat ex officiō.］**「裁判官が職務を超えて外へ進んでいかないよう。」**〈procedat〉…〈procedo〉［前へ進む］の 接 現 三 単。

〈1924〉 **Ne vis fiat ei qui in possessionem missus erit.**［Nē vīs fīat eī, quī erit missus in possessiōnem.］（*Ulp.D.43,17,3,8*）**「占有を付与されることになる人に暴力が加えられないよう。」**〈missus〉…〈mitto〉［送る］の見出し語 完 分。※〈erit missus〉は〈mitto〉の 受未来完了の 三 単の形である。未来形なら、〈mittetur〉となる。

〈1924*bis*〉 **Nec ignorans nec invitus quisque donat.**［Quisque dōnat nec īgnōrāns nec invītus.］**「誰も、不知の状態でも、また意思に反しても、贈与しない。」**〈donat〉…〈dono〉［贈与する］の 現 三 単、〈ignorans〉…〈ignoro〉［知らない］の見出し語 現 分、〈invitus〉…「意思に反する」。※〈nec ～ nec〉は相関語である。「意思に反する」→「索引」

〈1924*ter*〉 **Nec judicem oportet injuriam sibi fieri existimare eo quod litigator ad provocationis auxilium convolavit.**［Nec oportet jūdicem exīstimāre fierī injūriam sibi eō, quod līti gātor convolāvit ad auxilium prōvōcātiōnis.］**「また、裁判官は、係争者が上訴の助けを求めたことを理由として、自身に不法侵害がなされるものと考えるべきではない。」**〈existimare〉…〈existimo〉［判断する］の 現 不、〈litigator〉…「訴訟当事者」、〈convolavit〉…〈convolo〉［とぶ］の 完 三 単、〈auxilium〉…〈auxilium〉［援助］の 単 対、〈provocationis〉…〈provocatio〉［上訴］の 単 属。※〈oportet〉にひかれた対格不定法の構文が見える。対格形の〈judicem〉は、主語として、〈existimare〉にかかる。また、二重のか

たちで、〈existimare〉にひかれた対格不定法の構文が見える。対格形の〈injuriam〉は、主語として〈fieri〉にかかる。対不→〈35〉。〈eo ～ quod〉は相関語である。

〈1924*quater*〉 **Nec qui peccavit ex eo relevari debet, quod peccati consortem habuit; multitudo peccantium non exonerat, sed magis aggravat.** ［Quī peccāvit, nec dēbet relevārī ex eō, quod habuit cōnsortem peccātī; multitūdō peccantium nōn exonerat, sed aggrāvat magis.］**「また、悪事を行なった［人は］、悪事の仲間を持ったことを理由として、［責任を］軽減されるべきではない。また、悪行を行なう者が多数であることは［責任を］軽くするのではなく、むしろ重くする。」**〈peccavit〉…〈pecco〉［悪事を行なう］の完三単、〈relevari〉…〈relevo〉［軽減する］の受現不、〈consortem〉…〈consors〉［仲間］の単対、〈peccati〉…〈peccatum〉［悪事］の単属、〈multitudo〉…「多数」、〈peccantium〉…さきの〈pecco〉の現分〈peccans〉の複男属（名略）、〈exonerat〉…〈exonoro〉［軽くする］の現三単、〈aggravat〉…〈aggravo〉［重くする］の現三単。※〈non ～ sed〉は相関語である。

〈1925〉 **Nec tempus nec locus occurrit regi.** ［Nec tempus nec locus occurrit rēgī.］（Jenk.Cent.190）**「時も場所も国王を妨げない。」**〈occurrit〉…〈occurro〉［反対する］の現三単。※〈nec ～ nec〉は相関語である。〈2360〉・〈2359〉

〈1926〉 **Nec veniam effuso sanguine casus habet.** ［Cāsus habet nec veniam, sanguine effūsō.］（3 Co.Inst.57）**「また、血が流されると、事態は容赦されることはない。」**〈veniam〉…〈venia〉［好意］の単対、〈sanguine〉…〈sanguis〉［血］の単奪、〈effuso〉…〈effundo〉［こぼす］の完分〈effusus〉の単男奪。※絶対的奪格の構文が見える。「名詞（sanguine）プラス完了分詞（effuso）」型で、その意味は「～すると」である。絶奪→〈22〉

〈1927〉 **Necare videtur, qui alimenta detrahit.** ［Quī dētrahit alimenta, vidētur necāre.］（*Paul.D.25,3,4*）**「扶養を奪う［人は］、［扶養されている人を］殺すものと見られる。」**〈detrahit〉…〈detraho〉［奪う］の現三単、〈alimenta〉…〈alimentum〉［扶養］の複対、〈necare〉…〈neco〉［殺す］の現不。※主格不定法の構文が見える。隠れている関係代名詞の先行詞主語は、〈videtur〉と〈necare〉の双方にかかる。主不→〈98〉。〈3743〉

〈1927*bis*〉 **Necessariae impensae dotem minuunt.** ［Impēnsae necessāriae minuunt dōtem.］**「［婚姻上の］必要費は嫁資を減らす。」**〈impensae〉…〈impensa〉［支出］の複主、〈necessariae〉…〈necessaria〉［必

要な］の 複 女 主、〈minuunt〉…〈minuo〉［へらす］の 現 三 複、〈dotem〉…〈dos〉［嫁資］の 単 対。

〈1928〉 **Necessarium est quod non potest aliter se habere.**［Quod nōn potest habēre sē aliter, est necessārium.］**「他の状態に成ることが出来ない［ものは］、必要なものである。」**〈se habere〉…〈se habeo〉［状態である］の 現 不、〈necessarium〉…〈necessarius〉［必要な］の 単 中 主。

〈1929〉 **Necessitas ante rationem est: maxime in bello, quo raro permittitur tempora eligere.**［Necessitās est ante ratiōnem: in bellō, quō ēligere tempora permittitur rārō, māximē.］（Curt.Alex.7,7,10）**「緊要は理の前に存在する。とりわけ、時を選ぶことが稀にしか許されない戦争［の場合］に於いて、［そうである］。」**〈bello〉…〈bellum〉［戦争］の 単 奪、〈eligere〉…〈eligo〉［選ぶ］の 現 不。

〈1930〉 **Necessitas caret lege.**［Necessitās caret lēge.］**「緊要は法律（法）を欠く。」**〈caret〉…〈careo〉［欠く］の 現 三 単。※〈necessitas〉は、このようなコンテクストにおいては、日本語で「必要」と訳出されるのがふつうであるが、これは、「緊急時の必要」というニュアンスが強く出ている概念なので、ただの「必要」といった訳では、弱すぎると思われる。日本語としてはあまりなじまないが、「緊要」と試みに訳出しておいた。「必要は発明の母」のたぐいの平時の（?）「必要」とは一線を画しておかなければならないからである。もっとも、〈1939〉〈Necessitas publica major est quam privata.〉［公的な必要は、私的な［必要］よりも、大きい。］というさいの〈necessitas〉は「必要・必要性」を意味する。

〈1931〉 **Necessitas dat legem, non ipsa accipit.**［Necessitās dat lēgem, ipsa nōn accipit.］（Syr.554）**「緊要は法律（法）を与える［が、しかし］、自身は［法を］受けいれない。」**〈accipit〉…〈accipio〉［うけとる］の 現 三 単。

〈1932〉 **Necessitas est lex temporis et loci.**［Necessitās est lēx temporis et locī.］（Seneca,Controversiae,14,4,1；Hale,P.C.54）**「緊要は、［その］時と［その］場所の法律（法）である。」**

〈1933〉 **Necessitas excusat aut extenuat delictum in capitalibus, quod non operatur idem in civilibus.**［Necessitās excūsat aut extenuat dēlictum in capitālibus, quod idem nōn operātur in cīvīlibus.］（Bac.Max.Reg.25）**「緊要は、生命に係わる［こと］に於いては、犯罪を免じたりあるいは減らしたりする。［しかし、］それは、民事的な［こと］に於いては、同じようには作用しない。」**〈excusat〉…〈excuso〉［弁解する］の 現 三 単、〈extenuat〉…〈extenuo〉［弱める］の 現 三 単、〈c

apitalibus〉…〈capitalis〉［生命の］の 複 中 奪（名略）、〈operatur〉… デ〈operor〉［遂行する］の 現 三 単（受）。※〈quod〉のうけとめかたについては、『新ラテン文法』§250の解説が参考になる。関係代名詞の〈quod〉は、前の文意をうけて、後へつながっていく関係節を導く→〈839〉。「関係代名詞の継続的用法→「索引」

〈1934〉 **Necessitas facit licitum quod alias non est licitum.** ［Necessitās facit, quod nōn est licitum alias, licitum.］(8 Co.Rep. 69 ; 10 Co.Rep.61)「緊要は、他の場合には適法でない［ものを］、適法な［もの］とする。」〈licitum〉…〈licitus〉［適法な］の 単 中 主・ 対（名略）。

〈1935〉 **Necessitas frangit legem.**［Necessitās frangit lēgem.］「緊要は法律（法）を押しつぶす。」〈frangit〉…〈frango〉［くだく］の 現 三 単。

〈1936〉 **Necessitas inducit privilegium quoad jura privata.**［Necessitās indūcit prīvilēgium, quoad jūra prīvāta.］「私権に関する限り、緊要は特権を導く。」(Bac.Max.Reg.5 ; Broom,Max.11) 〈inducit〉…〈induco〉［導く］の 現 三 単、〈privilegium〉…〈privilegium〉［特権］の 単 対。

〈1937〉 **Necessitas lege caret.**［Necessitās caret lēge.］「緊要は法律（法）を欠く。」〈caret〉…〈careo〉［欠く］の 現 三 単。

〈1938〉 **Necessitas non habet legem.** ［Necessitās nōn hābet lēgem.］(*Ulp.D.1,10,1,1* ; Plowd.18 ; Langland)「緊要は法律（法）を持たない。」

〈1938*bis*〉 **Necessitas plus posse quam pietas solet.**［Necessitās solet posse plūs, quam pietās.］「必要が、義務感の場合よりも大きい［こと］を［なす］ことがが出来るのが、常である。」〈pietas〉…「義務感」。※主格不定法の構文が見える。〈necessitas〉は、〈solet〉と〈posse〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉

〈1939〉 **Necessitas publica major est quam privata.** ［Necessitās pūblica est mājor, quam prīvātā.］(Paul.Sent.2,19,2 ; Bac.Max.Reg.5 ; Noy.Max.34)「公的な必要は、私的な［必要］よりも、大きい。」※「公と私」→「索引」、「タテマエ（公）とホンネ（私）」→「索引」。

〈1940〉 **Necessitas, quod cogit, defendit.**［Necessitās dēfendīt, quod cōgit.］(Broom,Max.14 ; Hale,P.C.54)「緊要は、それが強いる［ことを］守る。」〈defendit〉…〈defendo〉［ふせぐ］の 現 三 単。

〈1941〉 **Necessitas sub lege non continetur, quia quod alias non est licitum, necessitas facit licitum.** ［Necessitās nōn continētur sub lēge, quia necessitās facit, quod nōn est licitum aliās, licitum.］(2 Co.Inst.326 ; Bart.Max.227)「緊要は法律（法）の下に包

摂されない。それは、緊要は、他の場合に於いて適法でない［ものを］適法な［もの］とするからである。」〈continetur〉…〈contineo〉［含む］の 受 現 三 単、〈licitum〉…〈licitus〉［適法な］の 単 中 主・ 対（名略）。

〈1942〉 **Necessitas vincit legem; legum vincula irridet.**［Necessitās vincit lēgem; irrīdet vincula lēgum.］（Syr.559；Hob.144；Cooley,Const.Lim.747）「緊要は法律（法）に勝つ。そして、それは法律（法）の束縛を嘲る。」〈vincit〉…〈vinco〉［勝つ］の 現 三 単、〈irridet〉…〈irrideo〉［笑う］の 現 三 単、〈vincula〉…〈vinculum〉「鎖」の 複 対。

〈1943〉 **Necessitatis tempore silent privilegia.**［Prīvilēgia silent tempore necessitātis.］「特権は、緊要の時に於いては、沈黙する。」〈privilegia〉…〈privilegium〉［特権］の 複 主、〈silent〉…〈sileo〉［沈黙する］の 現 三 複。

〈1944〉 **Nefas est tristes casus expectare.**［Expectāre cāsūs trīstēs est nefās.］（*Paul.D.18,1,34,2*）「［他人の］悲惨な出来事を期待することは、非道である。」〈expectare〉…〈expecto〉［期待する］の 現 不、〈tristes〉…〈tristis〉［悲しい］の 複 男 対、〈nefas〉…「不正な」（非変化詞）。※不定法が主語となっている→〈171〉。

〈1945〉 **Negabit frustra medio prensus in crimine.**［Prēnsus in crīmine mediō negābit frūstrā.］「犯行中に取りおさえられた［人］が［犯行を］否認しても、無益であろう。」〈prensus〉…〈prendo〉［おさえる］の見出し語 完 分（名略）、〈medio〉…〈medius〉［中間の］の 単 中 奪、〈negabit〉…〈nego〉［否認する］の 未 三 単。※〈medius〉の用法については、欧米近代語の語感の場合とは異なるところがある。たとえば〈in medio foro〉に「いくつかある市場の真中の市場で」ではなくて、「市場の真中で」となる。このとき、名詞の部位が示されることになっている。〈foro〉は〈forum〉［広場］の 単 奪である。〈frustra〉は文章全体にかかる副詞である（「索引」（〈frustra〉系のもの）を参照）。本項の〈medio in crimine〉の場合も、同様のうけとりかたになってくる。また、〈extrema aestate〉は、「最終の夏に」ではなくて「夏の終わりに」である。〈extrema〉は〈exter〉［外の］の最上級〈extremus〉の単数女性奪格で、〈aestate〉は〈aestas〉［夏］の単数奪格である。「眞中の〈medius〉」→「索引」

〈1946〉 **Neganda est accusatis licentia criminandi, priusquam se crimine exuerint.**［Licentia crīminandī est neganda accūsātīs, priusquam exuērint sē crīmine.］（*C.Theod.9,1,12*；*C.J.9,1,19*）「告訴された［人］が告発から逃れてしまう以前には、彼には［他人を］告訴する自由は拒まれるべきである。」〈licentia〉…「自由」　、〈criminandi〉… デ〈criminor〉［告訴する］の 動 名〈criminandum〉の 属（単）、〈neg

anda〉…〈nego〉［拒む］の 動 形〈negandus〉［拒まれるべき［である］］の 単 女 主、〈accusatis〉…〈accuso〉［告訴する］の 完 分〈accusatus〉の 複 男 与（名略）、〈exuerint〉…〈exuo〉［とりさる］の 接 完 三 複。※ 動 名→〈153〉・〈1540〉、 動 形→〈1〉。

〈1947〉 **Negantis nulla probatio.**［Probātiō nūlla negantis.］（*C.J.4,19,23*：*C.J.4,30,10*）**「否認する［人］には、なんらの証明［義務］もな［い］。」**〈negantis〉…〈nego〉［否認する］の 現 分〈negans〉の 単 男 属（名略）。※〈negantis〉は「否認する［人］の」の意味であるが、〈sum〉と組みあわさって述語的に用いられる属格には、独特の用法がある。「～のものである」という所有のニュアンスをとらえられる場合はわかりやすいが、しかし、「～のしるしである」とか、「～の役目である」とか、「～の義務である」とか、少し深い意味をおびた用法が、要注意である。動詞が省略されている。「属格の訳しかた」→〈68〉・〈84〉・「索引」。〈1952〉

〈1948〉 **Negatio conclusionis est error in lege.**［Negātiō cōnclūsiōnis est error in lēge.］（Wing.Max.268）**「結論の否定は法律（法）における誤まりである。」**〈negatio〉…「拒否」、〈conclusionis〉…〈conclusio〉［結論］の 単 属。

〈1949〉 **Negatio destruit negationem, et ambo faciunt affirmativum.**［Negātiō dēstruit negātiōnem, et ambō faciunt affīrmātīvum.］（Co.Litt.146b）**「否定は否定を破壊する。そして両者は［合わさって］肯定的な［もの］を作る。」**〈negatio〉…「否定」、〈destruit〉…〈destruo〉［とりこわす］の 現 三 単、〈negationem〉…さきの〈negatio〉の 単 対、〈ambo〉…「両者」、〈affirmativum〉…〈affirmativus〉［肯定的な］の 単 中 対（名略）。

〈1950〉 **Negatio duplex est affirmatio.**［Negātiō duplex est affīrmātiō.］**「二重の否定は肯定である。」**〈negatio〉…「否定」、〈duplex〉…〈duplex〉［二重の］の 単 女 主、〈affirmatio〉…「肯定」。※二重の否定がむしろ否定のニュアンスを強めるときもあるので、この命題はかならずしも完全にはあてはまらない。近代欧米語の場合にもそのような現象はある。

〈1951〉 **Negativa juris probanda est a negante.**［Negātīva jūris est probanda ā negante.］（*Paul.D.22,3,2*；Fulvius Pacianus, Tractatus De Probationibus,52）**「権利［の存在］を否定する［事項］は、［それを］否定する［人］によって証明されるべきである。」**〈negativa〉…〈negativus〉［否定的な］の 単 女 主（名略）、〈probanda〉…〈probo〉［証明する］の 動 形〈probandus〉［証明されるべき［である］］の 単 女 主、〈negante〉…〈nego〉［否定する］の 現 分〈negans〉の 単 男 奪（名略）。※ 動 形→〈1〉。〈negativa〉は女性の変化形なので、〈res〉［事柄］が省略されているものと

している。

〈1952〉 **Negativa non sunt probanda.** ［Negātīva nōn sunt probanda.］（*Paul.D.22,3,2*）**「否定する［事項］は証明される必要はない。」**〈negativa〉…〈negativus〉［否定的な］の 複 中 主（名略）、〈probanda〉…〈probo〉［証明する］の 動 形〈probandus〉「証明されるべき［である］」の 複 中 主。※ 動 形→〈1〉。〈1947〉

〈1953〉 **Negligentia non praesumitur.** ［Negligentia nōn praesūmitur.］**「不注意は推定されない。」**〈negligentia〉…「不注意」。

〈1954〉 **Negligentia semper habet infortunium comitem.** ［Negligentia habet īnfortūnium comitem semper.］（Co.Litt.246b）**「不注意は常に不幸を仲間として持つ。」**〈negligentia〉…「不注意」、〈infortunium〉…〈infortunium〉［不幸］の 単 対、〈comitem〉…〈comes〉［仲間］の 単 対。※二つの対格は、同格の位置関係にある。

〈1955〉 **Neminem aequum est cum alterius damno locupletari.** ［Est aequum nēminem locuplētārī cum damnō alterīus.］（*Gai.D.4,3,28*）**「他［人］の損失に依って誰も利得しないのは、衡平である。」**〈locupletari〉… デ〈locupletor〉［利得する］の 現 不（受）。※対格不定法の構文が見える。対格形の〈neminem〉は、意味上の主語として、〈locupletari〉にかかる。 対 不→〈35〉。〈alterius〉は〈alius〉の 単 男 属（名略）の形である〈alii〉のかわりに用いられている。「利益（利得）と損失（損害・不利益・危険・負担・責）」→「索引」

〈1956〉 **Neminem laedit, qui suo jure utitur.** ［Quī ūtitur jūre suō, laedit nēminem.］（*Paul.D.50,17,155,1*）**「自身の権利を用いる［人は］、誰も傷つけない。」**〈laedit〉…〈laedo〉［傷つける］の 現 三 単。※〈qui〉というような関係代名詞を接続詞的に訳出してみると文意がよくとおるときがあるが（195〉・〈2026〉〉）、ここでも、「ある人が自身の権利を行使するときには(かぎりは)」と訳出することは十分可能である。ちなみに、日本語でも、「よく勉強する(ところの)彼女はきっと入学試験に合格する。」という文章は、「彼女は、よく勉強するから、きっと入学試験に合格する。」というように読みかえることもできる。本例の〈utitur〉は直説法なので、関係代名詞によってひかれる関係節の訳のさいにそれほど工夫はいらないが、しかし、もしこれが〈utatur〉というように接続法じたてになっているときには、「用いるような」や「用いるたぐいの」と訳出していかなければならない。そのほか、「用いるので」、「用いるために」とか、「用いるけれども」、「用いるほどの」といった深味のあるニュアンスを帯びた訳も、ときには必要となってくる。以上の点については、『新ラテン文法』§786 以下にくわしい解説がある。「関係節中の接続法」→「索引」、「権利濫用」論

→「索引」。

〈1957〉 **Neminem oportet esse sapientiorem legibus.** ［Oportet nēminem esse sapientiōrem lēgibus.］(Co.Litt.97b)「**誰も、法よりもいっそう賢明であってはならない。**」〈sapientiorem〉…〈sapiens〉［賢明な］の 比〈sapientior〉の 単 男 対。※〈oportet〉にひかれた対格不定法の構文が見える。対格形の〈neninem〉は、意味上の主語として、〈esse〉にかかる。対 不→〈35〉。〈2282〉

〈1957*bis*〉 **Neminem oportet plus legati nomine praestare quam ad eum ex hereditate pervenit.** ［Oportet nēninem praestāre lēgātī nōmine plūs, quam pervēnit ad eum ex hērēditāte.］「**誰も、相続から自身に到来したものより以上のものを遺贈のために給付する必要は、ない。**」〈praestare〉…〈praesto〉［示す］の 現 不、〈legati〉…〈legatum〉［遺贈］の 単 属、〈pervenit〉…〈perveni〉［いたる］の 完 三 単。※〈oportet〉にひかれた対格不定法の構文が見える。対格形の〈neminem〉は、意味上の主語として、〈praestare〉にかかる。対 不→〈35〉。「後置詞」→「索引」

〈1957*ter*〉 **Nemini cum alterius jactura locupletari licet.** ［Licet nēminī locuplētārī cum jactūrā alterīus.］「**誰にも、他［人］の損失に依って利得することは、許されない。**」〈locupletari〉…〈locupleto〉［富ませる］の 受 現 不、〈jactura〉…〈jactura〉［損失］の 単 奪。※「利益（利得）と損失（損害・不利益・危険・負担・責）」→「索引」

〈1957*quater*〉 **Nemini dolus suus prodesse debet.** ［Dolus suus dēbet prōdesse nēminī.］「**自身の悪意は誰にも役だつものであってはならない。**」〈prodesse〉…〈prosum〉［役だつ］の 現 不。

〈1958〉 **Nemini fraus sua debet patrocinari.** ［Fraus sua dēbet patrōcinārī nēminī.］(*Paul.D.44,4,1,1*)「**誰にも、自身の詐欺が利益を生むべきではない。**」〈fraus〉…「詐欺」、〈patrocinari〉… デ〈patrocinor〉［ひいきする］の 現 不（受）。

〈1959〉 **Nemini invito heres suus adgnoscitur.** ［Hērēs suus adgnōscitur nēminī invītō.］「**望まない［人］には、誰にも、自権相続人［の地位］は認められない。**」〈adgnoscitur〉…〈adgnosco〉［認める］の 受 現 三 単、〈invito〉…〈invitus〉［望まない］の 単 男 与。※「意思に反する」→「索引」

〈1960〉 **Nemini res sua servit.** ［Rēs sua servit nēminī.］(*Paul.D.8,2,26*)「**誰にも、自身の物は役権として役だたない。**」〈servit〉…〈servio〉［役だつ］の 現 三 単。

〈1961〉 **Nemini sua liberalitas damnosa esse debet.** ［Līberālitā

s suā dēbet esse damnōsa nēminī.]「誰にも、自身の気前の良さが損害を与えるものであってはならない。」〈liberalitas〉…「気前のよさ」、〈damnosa〉…〈damnosus〉［有害な］の 単 女 主。

〈1962〉 **Nemo absens dijudicetur.**［Nēmō absēns dījūdicētur.］(Burchard von Worms,Decretum,16,13,Summarium)「誰も、不在のまま、裁かれないよう。」〈absens〉…〈absum〉［不在である］の見出し語 現 分、〈dijudicetur〉…〈dijudico〉［裁く］の 接 受 現 三 単。※〈nemo〉と〈absens〉はもちろん文法上密接な関係にあるが、日本語では、このように切りはなして訳す方が自然である。「分詞の訳しかた」→〈55〉・〈84〉・〈232〉・「索引」。〈1984〉

〈1963〉 **Nemo admittendus est inhabilitare seipsum.**［Nēmō est admittendus inhabilitāre sēipsum.］(Jenk.Cent.40)「誰も、自身を無能力とすることを許されるべきではない。」〈admittendus〉…〈admitto〉［許す］の見出し語 動 形〈admittendus〉［許されるべき［である］］、〈inhabilitare〉…〈inhabilito〉［無能力にする］の 現 不。※ 動 形→〈1〉

〈1964〉 **Nemo agit in seipsum.**［Nēmō agit in sēipsum.］「誰も、自身に対しては訴えない。」(*Ulp.D.4,6,23,4*；Jenk.Cent.40)

〈1965〉 **Nemo alienae rei expromissor idoneus videtur, nisi sicum satisdatione.**［Nēmō vidētur expromissor idōneus reī aliēnae, nisi sī cum satisdātiōne.］(*Paul.D.50,17,110,1*；1 Curt.202)「誰も、担保を伴っている場合でない限りは、他人の物の資力のある保証人［である］とは見られない。」〈expromissor〉…「諾約者」、〈idoneus〉…「資力のある」、〈satisdatione〉…〈satisdatio〉［担保］の 単 奪。※〈rei alienae〉には、単数与格のペアとしての意味もある。しかも、困ったことに〈rei〉の形は、〈res〉［物］とは別系の〈reus〉［被告人・債務者］の 単 属と 複 主 のところにもある。主格不定法の構文が見える。主語の〈nemo〉は、〈videtur〉と隠れている〈esse〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉

〈1966〉 **Nemo alienae rei, sine satisdatione, defensor idoneus intelligitur.**［Nēmō intelligitur dēfēnsor idōneus reī aliēnae sine satisdātiōne.］(Jenk,Kent.60；1 Curt.202)「誰も、担保なしには、他人の物の適切な擁護者［である］とは理解されない。」〈defensor〉…「防御者」、〈idoneus〉…「適切な」、〈satisdatione〉…〈satisdatio〉［担保］の 単 奪。※主格不定法の構文が見える。主語の〈nemo〉は、主語として、〈intelligitur〉と隠れている〈esse〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉

〈1967〉 **Nemo alieno nomine lege agere potest.**［Nēmō potest agere lēge nōmine aliēno.］(*Ulp.D.50,17,123*)「誰も、他人の名で法律（法）に依って訴えることは出来ない。」

〈1968〉 **Nemo aliquam partem recte intelligere potest, antequam totum iterum atque iterum perlegerit.** ［Nēmō potest intelligere partem aliquam rēctē, antequam perlegerit tōtum iterum atque iterum.］（3 Co.Rep.59；Broom,Max.593）**「誰も、全体［の部分］を再度また再度読みとおしてしまう以前には、ある部分を正しく理解することは出来ない。」**〈partem〉…〈pars〉［部分］の 単 対、〈perlegerit〉…〈perlego〉［徹底的に読む］の 接 完 三 単。※〈perlegerit〉の形は、直説法未来完了 三 単のところにもある。

〈1969〉 **Nemo allegans turpitudinem suam est audiendus.** ［Nēmō allēgāns turpitūdinem suam est audiendus.］（4 Co.Inst.279）**「自身の恥辱を申したてる人は、誰も、［その言分を法廷で］聴かれるべきではない。」**〈allegans〉…〈allego〉［申立てる］の見出し語 現 分、〈turpitudinem〉…〈turpitudo〉［恥辱］の 単 対、〈audiendus〉…〈audio〉［聞く］の見出し語 動 形［聞かれるべき［である］］。※ 動 形→〈1〉。〈allegans〉という現在分詞は、〈nemo〉にかかっているが、訳出するときには、「誰も、自身の恥辱を申したてるときには」という風に、接続詞にひかれる節のようにしていくのが自然であるが（→〈55〉・「索引」）、ここでは直訳調にした。「分詞の訳しかた」→〈55〉・「索引」、「ローマ法のバランス感覚・法のバランス感覚」→「索引」。〈3604〉。

〈1970〉 **Nemo auditur perire volens.** ［Nēmō volēns perīre audītur.］**「［自ら］滅びることを望む人は、誰も、［その言分を法廷で］聴かれない。」**〈volens〉…〈volo〉［望む］の見出し語 現 分、〈perire〉…〈pereo〉［滅びる］の 現 不、〈auditur〉…〈audio〉［聞く］の 受 現 三 単。※〈volens〉の位置を考えて、「～を望むときは」というように、〈volens〉という分詞を独立的にとらえる訳しかたもある。「分詞の訳しかた」→〈55〉・〈84〉・「索引」

〈1971〉 **Nemo auditur propriam turpitudinem allegans.** ［Nēmō allegāns turpitūdinem propriam audītur.］（*C.J.7,8,5*：*C.J.8,55,4*）**「自身の恥辱を申したてる人は、誰も、［その言分を法廷で］聴かれない。」**〈allegans〉…〈allego〉［申したてる］の見出し語 現 分、〈turpitudinem〉…〈turpitutdo〉［恥辱］の 単 対、〈auditur〉…〈audio〉［聴く］の 受 現 三 単。※「分詞の訳しかた」→〈55〉・〈84〉・「索引」

〈1972〉 **Nemo autor(auctor) esse potest in rem suam.** ［Nēmō potest esse autor(auctor) in rem suam.］（*Ulp.D.36,1,1,13*；Gai.I,1,184）**「誰も、自身の事案に対して代理人であることは出来ない。」**〈autor(auctor)〉…「代理人」。

〈1973〉 **Nemo bis punitur pro eodem delicto.** ［Nēmō pūnītur pro dēlictō eōdem bis.］（*Paul.D.48,2,14*；4 Bl.Com.315；2 Hawk.P.C.

377)「誰も、同一の犯罪のために再度罰せられない。」

〈1974〉 **Nemo causam sibi possessionis mutare potest.** [Nēmō potest mūtāre causam possessiōnis sibi.] (*Paul.D.41,2,3,19*)「誰も、占有の原因を自身のために変更することは出来ない。」〈mutare〉…〈muto〉[変更する] の 現 不。

〈1975〉 **Nemo censetur ignorare legem.** [Nēmō cēnsētur īgnōrāre lēgem.]「誰も、法律（法）を知らないものと考えられない。」〈ignorare〉…〈ignoro〉[知らない] の 現 不。※主格不定法の構文が見える。〈nemo〉は、〈censetur〉と〈ignorare〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉

〈1976〉 **Nemo cogitationis poenam patitur.** [Nēmō patitur poenam cōgitātiōnis.] (*Ulp.D.48,19,18*; Tray.Max.362)「誰も、思考のかどでは、罰を受けない。」〈patitur〉… デ〈patior〉[こうむる] の 現 三 単(受)、〈cogitationis〉…〈cogitatio〉[思考] の 単 属。※〈cogitationis〉は「裁判の属格」と名づけられる用法の一例で、属格が独立して現われている。『新ラテン文法』§420 を参照。〈cogitationis〉は〈poenam〉にストレートにはかかっていかない。

〈1977〉 **Nemo cogitur rem suam vendere, etiam justo pretio.** [Nēmō cōgitur vēndere rem suam, etiam prētiō jūstō.] (*Gai.D.37,12,12*; 4 Co.Inst.275)「誰も、正当な対価に依るときでさえも、自身の物を売却するよう強制されない。」〈pretio〉…〈pretium〉[対価] の 単 奪。※〈cogo〉は補足不定法〈vendere〉をひく。ちなみに、水道や道路建設のための土地などの公用収用について、ローマ当局は、ここに見えるように、比較的遠慮がちな動きをしていたと伝えられる。彼らは、たとえて言えば、タテマエ（法規という旗印）をふりかざさないで、ホンネのゾーン（任意の売却）で結着をつけていたのである。「契約の実相」→「索引」

〈1978〉 **Nemo commodando rem facit ejus, cui commodat.** [Nēmō faicit rem ējus, cuī commodat, commodandō.] (*Ulp.D.13,6,9*)「誰も、[物を] 貸与することに依って、自身が [その] 物を貸与している相手方のものとはしない。」〈commodat〉…〈commodo〉[貸す] の 現 三 単、〈commodando〉… さきの〈commodo〉の 動 名〈commodandum〉の 奪（単）。※ 動 名→〈153〉・〈1540〉、「属格の訳しかた」→〈68〉・〈84〉・「索引」。〈2275〉

〈1979〉 **Nemo compellitur contrahere.** [Nēmō compellitur contrāhere.] (*C.J.6,30,16*)「誰も、契約を締結するよう強制されない。」〈compellitur〉…〈compello〉[強制する] の 受 現 三 単。※〈compello〉は補足不定法〈contrahere〉をひく。

〈1980〉 **Nemo condemnatus nisi auditus vel vocatus.** [Nēmō co

ndemnātus nisi audītus vel vocātus.]「[法廷で] 聴聞されて [いる] かあるいは召喚されて [いる] かの状況にない人は、誰も、有責 (罪) 判決を受ける状況にはな [い]。」(*Mod.D.48,1pr.*) 〈condemnatus〉…〈condemno〉[有責 (罪) 判決する] の見出し語 完 分、〈auditus〉…〈audio〉[聞く] の見出し語 完 分、〈vocatus〉…〈voco〉[呼ぶ] の見出し語 完 分。※動詞が省略されている。

〈1981〉 **Nemo conditionis illorum, quibuscum contraxerit, sit ignarus.** [Nēmō sit īgnārus conditiōnis illōrum, quibuscum contrāxērunt.]「誰も、契約を締結した相手方の状況について不知であってはならない。」〈ignarus〉…「知らない」、〈contraxerunt〉…〈contraho〉[締結する] の 完 三 複。※〈ignarus〉は属格をひく形容詞である。〈quibuscum〉というのは、前置詞つきの関係代名詞の例に属する。これは、〈cum quibus〉のことであるが、〈cum me〉が〈mecum〉[私とともに] となることがあるのも、同じことである。ちなみに、〈vademecum〉(ワーデメークム) というのは、なにやら「ハリー・ポッター」ものの映画に登場する呪文のようなゴツゴツした言葉であるが、これは、文法的に言うと、「私 (me) とともに (cum) 君は進め (vade)」ということで、最終的には「案内書・必携・便覧」となる。〈vade〉は、〈vado〉[歩く] の命令法 二 単 の形である。〈me〉は〈ego〉[私] の奪格である。〈mecum〉・〈quocum〉・〈quacum〉などについては、ありがたいことに「辞書」に情報が見えているが、さすがに〈quibuscum〉となると、「辞書」は役だたない。〈cum〉という前置詞にはなぜかそういう妙な性質がある。面白いことに、西語でも、二つの単語がくっついて、〈con mi (=ラテン語・cum me) 〉のところが〈conmigo〉となる(〈consigo〉・〈contigo〉も同類である)。「属格をひく形容詞」→「索引」

〈1982〉 **Nemo contra factum suum venire potest.** [Nēmō potest venīre contrā factum suum.] (2 Co.Inst.66)「誰も、自身の捺印証書に反して進むことは出来ない。」〈venire〉…〈venio〉[くる] の 現 不。

〈1983〉 **Nemo cum damno alterius locupletior fieri debet.** [Nēmō dēbet fierī locuplētior cum damnō alterīus.] (*Pomp.D.12,6,14*)「誰も、他 [人] の損失に依っていっそう富裕となるべきではない。」〈locupletior〉…〈locuples〉[富裕な] の見出し語 比。※〈alterius〉は〈aliis〉のかわりに用いられている。〈653〉・〈1496〉・〈1742〉

〈1984〉 **Nemo damnatus nisi auditus vel vocatus.** [Nēmō damnātus nisi audītūs vel vocātus.] (*Marci.D.48,17,1pr.*)「[法廷で] 聴聞されて [いる] かあるいは召喚されて [いる] かの状況にない人は、誰も、有責 (罪) 判決を受ける状況にはな [い]。」〈damnatus〉…〈damno〉

［有責（罪）判決する］の見出し語 完 分、〈auditus〉…〈audio〉［聞く］の見出し語 完 分、〈vocatus〉…〈voco〉［呼ぶ］の見出し語 完 分。※動詞が省略されている。「分詞の訳しかた」→〈55〉・「索引」。〈232〉・〈1962〉

〈1985〉 **Nemo damnum facit, nisi qui id fecit, quod facere jus non habet.** ［Nēmō facit damnum, nisi quī id, quod facere nōn habet jūs, fēcit.］（*Paul.D.50,17,151*）「誰も、なす権利を持たないそのことをなしたのでない限りは、損害を生じさせない。」※関係代名詞〈quod〉は〈facere〉の目的語である。

〈1986〉 **Nemo dare potest quod non habet.**［Nēmō potest dare, quod nōn habet.］（Fleta.Lib.3,C.15.§8）「誰も、自身が持っていない［ものを］与えることは出来ない。」

〈1987〉 **Nemo dat, qui non habet.** ［Nēmō, quī nōn habet, dat.］「［そもそも］持たない人は、誰も、与えない。」〈1988〉・〈2019〉・〈2044〉

〈1988〉 **Nemo dat, quod non habet.** ［Nēmō dat, quod nōn habet.］（Jenk.Cent.250；Broom,Max.499,Note）「誰も、自身が持たない［ものを］与えない。」〈1987〉・〈2019〉・〈2044〉

〈1989〉 **Nemo de domo sua extrahi debet.**［Nēmō dēbet extrahī dē domō suā.］（*Paul.D.50,17,103*）「誰も、自身の家から引きずりだされるべきではない。」〈extrahi〉…〈extraho〉［追い出す］の 受 現 不、〈domo〉…〈domus〉［家］の 単 奪。

〈1990〉 **Nemo de morte cogitans ludere velle censendus est.** ［Nēmō cōgitāns dē morte est cēnsendus velle lūdere.］「［自身の］死について考えている人は、誰も、［冗談を言って］遊ぶつもりであると見られるべきではない。」〈cogitans〉…〈cogito〉［考える］の見出し語 現 分、〈morte〉…〈mors〉の 単 奪、〈censendus〉…〈censeo〉［評価する］の見出し語 動 形〈censendus〉［評価されるべき［である］］、〈ludere〉…〈ludo〉［遊ぶ］の 現 不。※ 動 形→〈1〉。主格不定法の構文のヴァリエーションが見える。主語の〈nemo〉は、〈censendus〉という動形容詞を構成する〈censeo〉と、〈velle (ludere)〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉

〈1991〉 **Nemo debet bis puniri pro uno delicto.** ［Nēmō dēbet pūnīrī prō dēlictō ūnō bis.］（*Paul.D.48,2,14*；Broom,Max.348；4 Co.Rep.43a；11 Co.Rep.59b）「誰も、一つの犯罪のために再度罰せられるべきではない。」〈252〉・〈253〉・〈255〉・〈256〉・〈1919〉・〈1920〉・〈1993〉・〈2161〉・〈3331〉

〈1992〉 **Nemo debet bis vexari pro eadem causa.** ［Nēmō dēbet vexārī prō causā eādem bis.］（*Gai.D.50,17,57*；5 Co.Rep.61a；Jenk.Cent.4；5 Pet.(U.S.)61,8 L.Ed.25；2 Johns Ch.(N.Y.)182）「誰も、

同一の原因のために再度煩わされるべきではない。」〈vexari〉…〈vexo〉［苦しめる］の 受 現 不。〈2167〉

〈1993〉 **Nemo debet bis vexari, si constet curiae quod sit pro una et eadem causa.** ［Nēmō dēbet vexārī bis, sī, quod sit prō causā ūnā et eādem, cōnstet cūriae.］（*Gai.D.50.17,57*；5 Co.Rep.61a；2 Jones.(N.Y.)182）「誰も、もし［問題が］同一の事案のためのものであることが裁判所に明らかとなる場合には、再度煩わされるべきではない。」〈vexari〉…〈vexo〉［苦しめる］の 現 不、〈curiae〉…〈curia〉［法廷］の 単 与。〈252〉・〈253〉・〈255〉・〈256〉・〈1919〉・〈1920〉・〈1993〉・〈2167〉・〈3331〉

〈1994〉 **Nemo debet esse judex in propria causa.** ［Nēmō dēbet esse jūdex in causā propriā.］（12 Co.Rep.114a）「誰も、自身の事案において裁判官であるべきではない。」

〈1995〉 **Nemo debet ex aliena jactura locupletari.** ［Nēmō dēbet locuplētārī ex jactūrā aliēnā.］（*Gai.D.4,3,28*；Jenk.Cent.4；1 Kames,Eq.331；2 Kent.Com.336）「誰も、他人の損失に基づいて利得するべきではない。」〈locupletari〉… デ〈locupletor〉［利得する］の 現 不（受）、〈jactura〉…〈jactura〉［損失］の 単 奪。※「利益（利得）と損失（損害・不利益・危険・負担・責）」→「索引」

〈1996〉 **Nemo debet ex alieno damno lucrari.** ［Nēmō dēbet lucrārī ex damnō aliēnō.］（Jenk.Cent.4）「誰も、他人の損失に基づいて利益を得るべきではない。」〈lucrari〉… デ〈lucror〉［もうける］の 現 不（受）。※「利益（利得）と損失（損害・不利益・危険・負担・責）」→「索引」

〈1997〉 **Nemo debet immiscere se rei ad se nihil pertinenti.** ［Nēmō dēbet immīscere sē reī pertinentī ad sē nihil.］（*Pomp.D.50,17,36*；Jenk.Cent.18,Case 32）「誰も、自身にまったく関係しない事柄に係わりあうべきではない。」〈immiscere〉…〈immisceo〉［まぜあわす］の 現 不、〈pertinenti〉…〈pertineo〉［関係する］の 現 分〈pertinens〉の 単 女 与。

〈1998〉 **Nemo debet in communione invitus teneri.** ［Nēmō invītus dēbet tenērī in commūniōne.］（*Ulp.D.17,2,14*；Selden v. Vermilya,2 Standf.(N.Y.)568,593；United Ins.Co.v.Scott,1 Johns.(N.Y.)106,114）「誰も、その意思に反して、共有の中に拘束されるべきではない。」〈invitus〉…「望まない」、〈communione〉…〈communio〉［共有］の 単 奪。※「分詞の訳しかた」→〈55〉、「形容詞の訳しかた」→「索引」、「意思に反する」→「索引」。

〈1999〉 **Nemo debet locupletari aliena jactura.** ［Nēmō dēbet lo

cuplētarī jactūrā aliēnā.]（1 Kames,Eq.331；Kent.Com.336）**「誰も、他［人］の損失に依って利益を得るべきではない。」**〈locupletari〉…〈locupleto〉［富ませる］の受現不、〈jactura〉…〈jactura〉［損失］の単奪。※「利益（利得）と損失（損害・不利益・危険・負担・責）」→「索引」

〈2000〉 **Nemo debet locupletari ex alterius incommodo.**［Nēmō dēbet locuplētārī ex incommodō alterīus.］（*Gai.D.4,3,28*；Jenk.Cent.4）**「誰も、他［人］の不利益に基づいて利益を得るべきではない。」**〈locupletari〉…〈locupleto〉［富ませる］の受現不、〈incommodo〉…〈incommodus〉［不利益］の単奪。※〈alterius〉は〈alii〉のかわりである。「利益（利得）と損失（損害・不利益・危険・負担・責）」→「索引」

〈2001〉 **Nemo debet lucrari damno alieno.**［Nēmō dēbet lucrārī damnō aliēnō.］**「誰も、他人の損害に於いて利得するべきではない。」**〈lucrari〉…デ〈lucror〉［もうける］の現不（受）。※「利益（利得）と損失（損害・不利益・危険・負担・責）」→「索引」

〈2002〉 **Nemo debet rem suam sine facto aut defectu suo amittere.**［Nēmō dēbet āmittere rem suam sine factō aut dēfectū suō.］（Co.Litt.263a）**「誰も、自身の物を自身の行為もしくは懈怠なしに失なうべきではない。」**〈amittere〉…〈amitto〉［失なう］の現不、〈defectu〉…〈defectus〉［不作為］の単奪。

〈2003〉 **Nemo duarum civitatum civis esse potest.**［Nēmō potest esse cīvīs cīvitātum duārum.］**「誰も、二つの市民共同体の市民であることは出来ない。」**〈civis〉…「市民」、〈civitatum〉…〈civitas〉［国家］の複属。※ローマでは、市民権＝国籍は何重にももつことが事実上認められていたようである。たとえば、キリスト教教団の伝道者パウロは、ユダヤ人であったことのほかに、ある都市の市民であり、同時に、父ゆずりのローマ市民権をもっていた。彼が、一種の宗教的政治犯として、ローマの属州官憲の手で、正式の裁判にかけられるためにローマ本市へと送致されたのは、彼が、ローマ市民として、法上適正な司法手続をその地で求めることができるはずだ、といったアッピールを強くうちだし、属州のローマ当局者がそれをうけいれたためであろう。彼は、ローマ市民でなければ、属州で官憲の手によって処断されていたにちがいない。

〈2004〉 **Nemo duobus utatur officiis.**［Nēmō ūtātur officiīs duōbus.］（4 Co.Inst.100）**「誰も、二つの職務を果さないよう。」**

〈2005〉 **Nemo ejusdem tenementi simul potest esse haeres(heres) et dominus.**［Nēmō potest esse haerēs(hērēs) et dominus tenementī ējusdem simul.］（1 Reeve,Hist.Eng.Law,106）**「誰も、同一の封地について、同時に相続人でありまた所有権者であることは出来ない。」**

〈tenementi〉…〈tenementum〉［封地］の 単 属。

〈2006〉 **Nemo errans rem suam amittit.**［Nēmō errāns āmittit rem suam.］(*Ulp.D.41,1,35*)「誰も、誤まって、自身の物を失なわない。」〈errans〉…〈erro〉［誤まる］の見出し語 現 分、〈amittit〉…〈amitto〉［失なう］の 現 三 単。※「分詞の訳しかた」→〈55〉・「索引」

〈2007〉 **Nemo esse judex in sua causa potest.**［Nēmō potest esse jūdex in causā suā.］(Syr.566)「誰も、自身の事案に於いては、裁判官であることは出来ない。」

〈2008〉 **Nemo est haeres(heres) viventis.**［Nēmō est haerēs(hērēs) vīventis.］(*Pomp.D.18,4,1*; Co.Litt.8,22b)「誰も、生きている［人］の相続人ではない。」〈viventis〉…〈vivo〉［生きる］の 現 分〈vivens〉の 単 男 属（名略）。

〈2009〉 **Nemo est supra leges.**［Nēmō est suprā lēgēs.］(Lofft.142)「誰も、法律（法）の上には、いない。」

〈2010〉 **Nemo ex alterius incommodo debet locupletari.**［Nēmō dēbet locuplētārī ex incommodō alterīus.］(Jenk.Cent.8)「誰も、他［人］の不利益に基づいて利得するべきではない。」〈locupletari〉… デ〈locupletor〉［もうける］の 現 不（受）、〈incommodo〉…〈incommodum〉［不利益］の 単 奪。※「利益（利得）と損失（損害・不利益・危険・負担・責）」→「索引」

〈2011〉 **Nemo ex consilio tenetur (obligatur).**［Nēmō tenētur (obligātur) ex cōnsiliō.］(*Gai.D.17,1,2,6*; Story,Bailm.§1551)「誰も、助言に基づいては、拘束され（義務づけられ）ない。」〈consilio〉…〈consilium〉［助言］の 単 奪。〈411〉・〈793〉・〈2368〉・〈2899〉

〈2012〉 **Nemo ex delicto locupletari debet.**［Nēmō dēbet locuplētārī ex dēlictō.］(*Ulp.D.50,17,134,1*)「誰も、不法行為に基づいて利得するべきではない。」〈locupletari〉… デ〈locupletor〉［利得する］の 現 不（受）。

〈2013〉 **Nemo ex dolo suo proprio relevetur, aut auxilium capiat.**［Nēmō relevētur ex dolō suō propriō, aut capiat auxilium.］(Jur.Civ.)「誰も、自身の固有の悪意に依って、負担を軽減されるか、あるいは助けを手にいれるかすることがないように。」〈relevetur〉…〈relevo〉［軽減する］の 接 受 現 三 単、〈capiat〉…〈capio〉［とる］の 接 現 三 単 、〈auxilium〉…〈auxilium〉［助け］の 単 対。

〈2014〉 **Nemo ex facto alterius praegravari debet.**［Nēmō dēbet praegravārī ex factō alterīus.］(*Paul.D.3,2,21*; 2 Kent.Com.646)「誰も、他［人］の行為に基づいて負担を負わされるべきではない。」〈pra

egravari〉…〈praegravo〉［負担を負わせる］の 受 現 不。※〈alterius〉は〈alii〉のかわりである。〈164〉・〈166〉・〈185〉・〈2073〉

〈2015〉 **Nemo ex proprio dolo consequitur actionem.**［Nēmō cōnsequitur āctiōnem ex dolō propriō.］（*Ulp.D.44,4,2,5*；Broom,Max. 297）**「誰も、自身の悪意に基づいて訴権を得ない。」**〈consequitur〉… デ〈consequor〉［したがう］の 現 三 単（受）。

〈2016〉 **Nemo ex suo delicto meliorem suam conditionem facere potest.**［Nēmō potest facere conditiōnem suam meliōrem ex dēlictō suō.］（*Ulp.D.50,17,134,1*）**「誰も、自身の不法行為に基づいて自身の状況をより良いものとすることは出来ない。」**※〈conditionem suam〉と〈meliorem〉は、二つの独立した対格である。「言葉の切りわけ」→「索引」。〈666〉・〈806〉・〈980〉

〈2017〉 **Nemo executor(exsecutor) testamenti esse cogitur.**［Nēmō cōgitur esse execūtor(exsecūtor) tēstāmentī.］**「誰も、遺言の執行者であることを強いられない。」**〈executor(exsecutor)〉…「実行者」。※〈cogo〉は補足不定法〈esse〉をひく→〈171〉。

〈2018〉 **Nemo exitimandus(exsitimandus) est dixisse, quod non mente agitaverit.**［Nēmō est exītimandus(exsītimandus) dīxisse, quod agitāverit nōn mente.］（*Cel.D.33,10,7,2*）**「誰も、心の中では考えなかったような［ことを］言明したものと考えられるべきではない。」**〈existimandus(exsistimandus)〉…〈existimo(exsistimo)〉［評価する］の見出し語 動 形［評価されるべき［である］］、〈agitaverit〉…〈agito〉［考える］の 接 完 三 単、〈mente〉…〈mens〉［心］の 単 奪。※ 動 形→〈1〉。主格不定法の構文のヴァリエーションが見える（動形容詞の〈existimandus(exsistimandus)〉のなかに主格不定法をひくタイプの、〈existimo(exsitimo)〉という動詞が含まれているからである）。主語の〈nemo〉は、〈est existimandus(exsistimandus)〉と〈dixisse〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉

〈2018*bis*〉 **Nemo facile praesumitur heredem suum onerare velle.**［Nēmō praesūmitur velle onerāre hērēdem suum facile.］**「誰も、自身の相続人に負担を負わせることを望むものとは、容易に推定されない。」**〈onerare〉…〈onero〉［負担を負わせる］の 現 不。※主格不定法の構文が見える。主語の〈nemo〉は、〈praesumitur〉と〈onerare〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉

〈2019〉 **Nemo id jus, quod non habet, amittere potest.**［Nēmō potest āmittere jūs id, quod nōn habet.］**「誰も、自身が持っていないその権利を失なうことは出来ない。」**〈amittere〉…〈amitto〉［失なう］の 現 不。〈1987〉・〈1988〉・〈2044〉・〈3596〉

〈2020〉 **Nemo idoneus testis in re sua intellegitur.** ［Nēmō intellegitur testis idōneus in rē suā.］（*Pomp.D.22,5,10*）**「誰も、自身の事案に於いては適切な証人であるとは、考えられない。」**〈idoneus〉…「適切な」。※主格不定法の構文が見える。主語の〈nemo〉は、〈intellegitur〉と隠れている〈esse〉の双方にかかる。 主 不 →〈98〉

〈2020*bis*〉 **Nemo ignarus esse debet conditionis ejus cum quo contrahit.** ［Nēmō dēbet esse īgnārus conditiōnis ējus, cum quō contrāhit.］**「誰も、自身が［契約を］締結する相手方の状況に不知であってはならない。」**〈ignarus〉…「不知の」。※〈ignarus〉は属格をひく。「属格をひく形容詞」→「索引」

〈2020*ter*〉 **Nemo in communione invitus tenetur.**［Nēmō invītus tenētur in commūniōne.］**「誰も共有に於いては、意思に反しては拘束されない。」**〈invitus〉…「意思に反する」、〈communione〉…〈communio〉［共有］の 単 奪。※「意思に反する」→「索引」、「形容詞の訳しかた」→「索引」。

〈2021〉 **Nemo in necessitatibus liberalis existit(exsistit).** ［Nēmō existit(exsistit) līberālis in necessitātibus.］（*Mod.D.34,4,18*）**「誰も、緊要にあっては気前よく振舞わない。」**〈existit(exsistit)〉…〈exsisto(exsisto)〉［振舞う］の 現 三 単、〈liberalis〉…「気前のよい」。

〈2022〉 **Nemo in persequendo (vel agendo) deteriorem causam, sed meliorem facit.**［Nēmō facit causam dēteriōrem, sed meliōrem in persequendō (vel agendō).］（*Paul.D.50,17,87*）**「誰も、訴求すること（あるいは訴えること）において、［自身の］状況をいっそう悪いものとするのではなくて、いっそう良いものとする。」**〈persequendo〉… デ〈persequor〉［追求する］の 動 名〈persequendum〉の 奪（単）、〈agendo〉…〈ago〉［訴える］の 動 名〈agendum〉の 奪（単）。※ 動 名 →〈153〉。〈deteriorem〉・〈meliorem〉と〈causam〉とは、二つの独立の対格である。〈nemo ～ sed〉は一種の相関語である。「言葉の切りわけ」→「索引」

〈2022*bis*〉 **Nemo in societate manere debet.**［Nēmō dēbet manēre in societāte.］**「誰も、［意に反して］組合に留まる必要はない。」**〈manere〉…〈maneo〉［とどまる］の 現 不、〈societate〉…〈societas〉［組合］の 単 奪。

〈2023〉 **Nemo in propria causa judex esse debet.**［Nēmō dēbet esse jūdex in causā propriā.］（12 Co.Rep.114a ; 3 Bl.Com.371 ; 1 Sharsw.Bl.Com.443）**「誰も、自身の事案に於いては、裁判官であるべきではない。」**

〈2024〉 **Nemo in propria causa testis esse debet.**［Nēmō dēbet

esse testis in causā propriā.]「誰も、自身の事案に於いては、証人であるべきではない。」

〈2025〉 **Nemo inauditus nec insummonitus condemnari debet, si non sit contumax.**［Nēmō inaudītus nec īnsummonitus dēbet condemnārī, sī nōn sit contumāx.］(Jenk.Cent.8；2 Bulst.173)「誰も、出廷拒否［者］でない場合には、［法廷で］聴聞もされず召喚もされずに、有罪判決を受けるべきではない。」〈inauditus〉…「聴かれない」、〈insummonitus〉…「召喚されていない」、〈condemnari〉…〈condemno〉［有罪判決する］の 受 現 不、〈contumax〉…「頑固な」を意味する形容詞が名詞化したもの。※「分詞の訳しかた」→〈55〉・「索引」

〈2026〉 **Nemo injuriam facit, qui jure suo utitur.**［Nēmō, quī ūtitur jūre suō, facit injūriam.］「自身の権利を用いる者は、誰も、不法侵害をなさない。」※この関係節は、逐語的に「～するところの」と訳すのではなくて、「誰も、～用いるときには」というように、接続詞をもりこんだ表現にする方が自然であろう（〈utitur〉が接続法じたての時称なら、ほとんどそのようなニュアンスになってくるが）。「関係節中の接続法」→「索引」、「権利濫用」論→「索引」。

〈2027〉 **Nemo invitus agere cogitur.**［Nēmō invītus cōgitur agere.］(*C.J.3,7,1*)「誰も、その意思に反しては、訴えることを強制されない。」〈invitus〉…「望まない」。※〈invitus〉という形容詞は〈nemo〉にかかっているのであるが、訳出するさいには、「～であるかぎりは」という、接続詞を含む節あるいは副詞的表現に変換するのが自然である。〈cogo〉は補足不定法〈agere〉をひく。「形容詞の訳しかた」→〈55〉・「索引」、「意思に反する」→「索引」。

〈2028〉 **Nemo invitus compellitur ad communionem.**［Nēmō invītus compellitur ad commūniōnem.］(*Ulp.D.12,6,26,4*；*C.J.4,37,5*)「誰も、その意思に反しては、共有へと強いられない。」〈invitus〉…「望まない」、〈compellitur〉…〈compello〉［強いる］の 受 現 三 単、〈communionem〉…〈communio〉［共有］の 単 対。※「形容詞の訳しかた」→〈55〉・「索引」、「意思に反する」→「索引」。〈199〉・〈358〉

〈2029〉 **Nemo invitus donat.**［Nēmō invītus dōnat.］(*Marci.D.50,16,214*；*C.J.8,53(54),10*)「誰も、その意思に反しては、贈与しない。」〈invitus〉…「望まない」、〈donat〉…〈dono〉［贈与する］の 現 三 単。※「形容詞の訳しかた」→〈55〉・「索引」、「意思に反する」→「索引」。〈200〉・〈358〉

〈2030〉 **Nemo ire quemquam publica prohibet via.**［Nēmō prohibet quemquam īre viā pūblicā.］(Plaut.Curc.1,1,35)「誰も、ある人

が公道を歩くことを禁じない。」〈ire〉…〈eo〉［行く］の 現 不、〈via〉…〈via〉［道］の 単 奪。※〈prohibet〉にひかれた対格不定法の構文が見える。対格形の〈quemquam〉は、意味上の主語として、〈ire〉にかかる。 対 不→〈35〉

〈2031〉 **Nemo judex in sua causa.**［Nēmō jūdex in causā suā.］（*C.J.3,5,Rub.*）「誰も、自身の事案に於いては裁判官ではな［い］。」※動詞が省略されている。〈2080〉、〈3639〉

〈2032〉 **Nemo judex, nemo testis idoneus in propria causa.**［Nēmō jūdex, nēmō testis idōneus, in causā propriā.］「誰も、自身の事案に於いては、適切な裁判官ではなく、誰も証人ではな［い］。」〈idoneus〉…「適切な」。※動詞が省略されている。

〈2033〉 **Nemo judex sine actore.**［Nēmō jūdex sine āctōre.］「誰も、原告なしには裁判官でな［い］。」※動詞が省略されている。

〈2034〉 **Nemo jus ignorare censetur.**［Nēmō cēnsētur īgnōrāre jūs.］「誰も、法を知らないものとは見られない。」〈ignorare〉…〈ignoro〉［知らない］の 現 不。※主格不定法の構文が見える。主語の〈nemo〉は、〈censetur〉と〈ignorare〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉

〈2035〉 **Nemo jus publicum remittere potest.**［Nēmō potest remittere jūs pūblicum.］（*Ulp.D.26,7,5,7*）「誰も、公けの権利を放棄することは出来ない。」〈remittere〉…〈remitto〉［すてる］の 現 不。〈2705〉

〈2036〉 **Nemo jus sibi dicere potest.**［Nēmō potest dīcere jūs sibi.］（Tray.Lat.Max.366）「誰も、自身のために法を宣言することは出来ない。」

〈2037〉 **Nemo liberalis esse praesumitur.**［Nēmō praesūmitur esse līberālis.］「誰も、気前の良い［人］であるとは推定されない。」〈liberalis〉…「気前のよい」。※主格不定法の構文が見える。主語の〈nemo〉は、〈praesumitur〉と〈esse〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉。〈4〉・〈68〉

〈2038〉 **Nemo liberalis nisi liberatus.**［Nēmō līberālis, nisi līberātus.］（*Mod.D.34,4,18*）「誰も、債務から解放され［ている］のでないかぎり、気前よく振舞うことは［でき］な［い］。」〈liberalis〉…「気前のよい」、〈liberatus〉…〈libero〉［解放する］の見出し語 完 分。※動詞が省略されている。「言葉遊び」→「索引」

〈2038*bis*〉 **Nemo locupletari potest cum aliena jactura.**［Nēmō potest locuplētārī cum jactūrā aliēnā.］「誰も、他人の損失を伴うかたちで、利得することは出来ない。」〈locupletari〉… デ〈locupleto〉［富ます］の 現 不（受）、〈jactura〉…〈jactura〉［損失］の 単 奪。※「利益（利得）と損失（損害・不利益・危険・負担・責）」→「索引」

〈2039〉 **Nemo male facit, qui jure suo utitur.**［Nēmō, quī jūre

suō ūtitur, facit male.]（*Gai.D.50,17,55*）「自身の権利を用いる人は、誰も、悪くなさない。」※「権利濫用」論→「索引」

〈2040〉 **Nemo patriam in qua natus est exuere, nec ligeantiae debitum ejurare possit.**［Nēmō possit exuere patriam, in quā est nātus, nec ējūrāre dēbitum līgeantiae.］（Broom,Max.40；Co.Litt.129；Fost.Cr.Law,84；18 L.Q.R.51）「誰も、自身が生まれた祖国を捨てることも、［国王への］忠誠の義務を否認することも、出来ない。」〈exuere〉…〈exuo〉［すてる］の 現 不、〈patriam〉…〈patria〉［祖国］の 単 対、〈natus〉… デ〈nascor〉［生まれる］の見出し語 完 分（受動相完了の構成要素）、〈ejurare〉…〈ejuro〉［誓って拒否する］の 現 不、〈ligeantiae〉…〈ligeantia〉［忠誠］の 単 属。

〈2041〉 **Nemo patriam suam exuere potest.**［Nēmō potest exuere patriam suam.］（18 L.Q.R）「誰も、自身の祖国を捨てることは出来ない。」〈exuere〉…〈exuo〉［すてる］の 現 不、〈patriam〉…〈patria〉［祖国］の 単 対。

〈2042〉 **Nemo pecuniam suam jactare creditur.**［Nēmō crēditur jactāre pecūniam suam.］（*Paul.D.22,3,25pr.*）「誰も、自身の金銭を投げすてるものとは考えられない。」〈jactare〉…〈jacto〉［投げすてる］の 現 不、〈pecuniam〉…〈pecunia〉［金銭］の 単 対。※主格不定法の構文が見える。主語の〈nemo〉は、〈creditur〉と〈jactare〉の双方にかかる。主 不→〈98〉。〈2087〉

〈2043〉 **Nemo plus commodi heredi suo reliquit, quam ipse habuit.**［Nēmō reliquit plūs commodī hērēdi suō, quam ipse habuit.］（*Paul.D.50,17,120*；Broom,Max.467,469）「誰も、自身が持った利益よりも多くの利益を自身の相続人に残さなかった。」〈reliquit〉…〈relinquo〉［のこす］の 完 三 単、〈commodi〉…〈commodum〉［利益］の 単 属。※〈plus commodi〉は「利益のいっそう多くのものを」であるが、日本語では、「～以上の利益を」となる→〈393〉。「属格の訳しかた」→〈68〉・〈84〉・「索引」

〈2044〉 **Nemo plus juris ad alium transferre potest, quam ipse habet.**［Nēmō potest trānsferre plūs jūris, quam ipse habet, ad alium.］（*Ulp.D.50,17,54*；*D.41,1,20pr.*；*Paul.D.50,17,175,1*；*D.50,17,120*；*D.50,17,177pr.*；Broom,Max.363,305,546；Wing.Max.56）「誰も、自身が持っている以上の権利を他［人］に移転することは出来ない。」〈transferre〉…〈transfero〉［移す］の 現 不。※〈plus ～ quam〉は相関語である。〈plus juris〉は「権利の多くを」の配列になっているが、日本語では、「～以上の権利を」となる。〈multus〉［多い］の比較級〈plus〉［い

っそう多い］には、形容詞としての用法がないので、主格・対格の〈plus〉のあとに名詞の属格をつけて、形容詞風にしたてあげるのである。〈plus hominum〉［いっそう多くの人々］は、「人々のいっそうの多さ」という構造になっている（〈hominum〉は〈homo〉［人］の複数属格である）。〈minus auctoritatis〉も同類の言いまわしで、「権威のいっそうの少なさ」＝「いっそう少ない権威」となる。〈minus〉は〈parvus〉［小さい］の比較級〈minor〉の単数中性である。「属格の訳しかた」→〈68〉・「索引」。さて、この「権利不移転」の原則は、もともとは特定事項について立てられたものであったと推定されるが（法格言の由来の多くはそうであった）、のちに、一般的・抽象的な原則となる。第三者が外部的な表象を善意・無過失で信じて行動に出た場合――たとえば、非権利者から動産上の権利の設定・移転をうけたり、僭称相続人と法律行為を締結したり、受領権のない人に弁済したりしたような場合――には、その第三者は保護されず、〈3666〉〈Ubi rem meam invenio, ibi vindico.〉［私が自身の物を発見するところで、そこで、私は［所有権にもとづいて］返還請求する。］（〈invenio〉は「（私は）発見する」を意味する見出し語動詞で、〈vindico〉は「（私は）返還請求する」を意味する見出し語動詞である）という、所有物返還請求訴権に関する原則によって、その人は、対象物を奪われる、という冷酷な取扱いをうけることになってしまう。商取引が相当程度発達していたローマにおいてなぜこのような制度が生じたかについてはかならずしも明らかではないが、ふつうは、いわゆる物権の「公示の原則」の欠如とあわせて、ローマ法にとくに顕著に見られる個人主義的思考の産物である、というように説明されている。同じように古い法系でも、ゲルマン法では、"Wo man seinen Glauben gelassen hat, da muß man ihn suchen."「人は、自身の信頼をおいたところで、信頼を求めなければならない。」という、いわゆる物権の「公信の原則」（公示に対応する物権が存在しないにもかかわらず、その公示を信頼して物権取引をする人を保護して、真実に物権が存在した場合と同様の法律的効果を認める原則）が動産について存在するから、古い時代の両法系には明らかな相違がある。近代法は、物権取引の安全を確保するために、むしろ静的な安全の方に重きをおくローマ法の原則をとらずに、ドイツおよびフランスの固有法の原則を発展させた。もちろん、ローマ人も、古くから、無権限者が介在すると所有権が取得できない、というやっかいな欠陥に対してある程度の救済手段はちゃんと考えだしていた。それは使用取得（usucapio）の制度である。その要件は、①主体がローマ人かラテン人であること、②客体が使用取得可能なものであること（盗品は不可である）、③土地については二年間、その他のものについては一年間、占有を継続すること（被相続人の占有期間は相続人のそれに加算される）、

④占有取得を適法なものとする正原因または正権原が存在すること、⑤占有取得の時点で善意が存在すること、である。このほかにも長期間の前書という制度があったが、ユースティーニアーヌス帝は、両制度を統一して、不動産の取得時効については、現在者間（同一行政地域に所有者と占有者が居住しているとき）では一〇年、不在者間（そうでないとき）では二〇年、動産の取得時効については三年を、その要件とした。ちなみに、〈1988〉〈Nemo dat, quod non habet.〉［誰も、自身が持たない［ものを］与えない。］も、本題の格言を最小限に短縮したものである。〈1987〉・〈1988〉・〈2019〉

〈2045〉 **Nemo potest ad impossibile obligari.** ［Nēmō potest obligārī ad impossibile.］（*Cel.D.50,17,185*；Lib.Sex.5,13,6）**「誰も、不可能な［もの］へと債務を負わされることは出来ない。」**〈impossbile〉…〈impossibilis〉［不可能な］の 単 中 対（名略）。※独語では、形容詞がそのまま名詞になるときには、頭文字が大文字になり、しかも冠詞がつくことが普通なので、読み手に親切な扱いになっている。ラテン語では、つねに、形容詞と名詞の識別を慎重に行なう必要があるが、それはかなりむずかしい作業である。「不可能」→「索引」。〈1162〉・〈1163〉・〈1678〉・〈3673〉

〈2046〉 **Nemo potest contra recordum verificare per patriam.** ［Nēmō potest vērificāre per patriam contrā recordum.］(2 Co.Inst. 380)**「誰も、記録に反しては、陪審員を通じて証明することは出来ない。」**〈verificare〉…〈verifico〉［証明する］の 現 不 、〈patriam〉…〈patria〉［陪審員］の 単 対、〈recordum〉…〈recordum〉［記録］の 単 対。

〈2047〉 **Nemo potest dura naturae solvere jura.** ［Nēmō potest solvere jūra dūra nātūrae.］**「誰も、自然の厳しい法を壊すことは出来ない。」**〈dura〉…〈durus〉［厳しい］の 複 中 対。

〈2048〉 **Nemo potest esse agens et patiens.**［Nēmō potest esse agēns et patiēns.］**「誰も、［同時に］行なう側の［人］と効果を受ける側の［人］で」あることは出来ない。」**〈agens〉…〈ago〉［なす］の見出し語 現 分（名略）、〈patiens〉… デ〈patior〉［こうむる］の見出し語 現 分（名略）。

〈2049〉 **Nemo potest esse dominus et haeres(heres).** ［Nēmō potest esse dominus et haerēs(hērēs).］（Hale,Hist.Com.Law,C.7）**「誰も、［同時に、］所有権者と相続人であることは出来ない。」**

〈2050〉 **Nemo potest esse simul actor et judex.** ［Nēmō potest esse āctor et jūdex simul.］（Broom,Max.69,117）**「誰も、同時に、原告と裁判官であることは出来ない。」**

〈2051〉 **Nemo potest esse tenens et dominus.** ［Nēmō potest esse tenēns et dominus.］（Gilb.Trn,142）**「誰も、［同時に、］［土地］保**

有者と［土地］所有権者であることは出来ない。」〈tenens〉…〈teneo〉［保有する］の見出し語 現 分（名略）。

〈2052〉 **Nemo potest exuere patriam.**［Nēmō potest exuere patriam.］（18 L.Q.R.）「誰も、祖国を捨てることは出来ない。」〈exuere〉…〈exuo〉［すてる］の 現 不、〈patriam〉…〈patria〉［祖国］の 単 対。

〈2053〉 **Nemo potest facere per alium quod per se non potest.**［Nēmō potest facere, quod nōn potest per sē, per alium.］（Jenk. Cent.237）「誰も、自身を通じて［行なうことが］出来ない［ことを］他［人］を通じて行なうことは出来ない。」

〈2054〉 **Nemo potest facere per obliquum quod non potest facere per directum.**［Nēmō potest facere, quod nōn potest facere per dīrēctum, per oblīquum.］（1 Eden,512）「誰も、直接的な［こと］を通じてなすことが出来ない［ことを］間接的な［こと］を通じてなすことは出来ない。」〈directum〉…〈directus〉［直接的な］の 単 中 対（名略）、〈obliquum〉…〈obliquus〉［間接的な］の 単 中 対（名略）。※「直接と間接」→「索引」、「タテマエ（直接）とホンネ（間接）」→「索引」。

〈2055〉 **Nemo potest mutare consilium suum in alterius injuriam.**［Nēmō potest mūtāre cōnsilium suum in injūriam alterīus.］（*Pap.D.50,17,75*； Broom,Max.34,352）「誰も、他［人］の不利益へと自身の意図を変更することは出来ない。」〈mutare〉…〈muto〉［変更する］の 現 不、〈consilium〉…〈consilium〉［意図］の 単 対。

〈2056〉 **Nemo potest nisi quod de jure potest.**［Nēmō potest nisi, quod potest dē jūre.］（67,111,App.80）「誰も、法上［なすことが］出来る［こと］以外には、［なすことが］出来ない。」

〈2057〉 **Nemo potest plus juris ad alium transferre quam ipse habet.**［Nēmō potest trānsferre plūs jūris, quam ipse habet, ad alium.］（*Ulp.D.50,17,54*：*D.41,1,20pr.*；*Paul.D.50,17,175,1*：*D.50,17,120*：*D.50,17.177pr.*；Co.Litt.3096）「誰も、自身が持っている以上の権利を他［人］に移転することは出来ない。」〈transferre〉…〈transfero〉［移転する］の 現 不、※〈plus ～ quam〉は相関語である。〈plus juris〉については〈393〉を参照。「属格の訳しかた」→〈68〉・〈84〉・「索引」。

〈2058〉 **Nemo potest praecise cogi ad factum.**［Nēmō potest cōgī ad factum praecīsē.］（*Cels.D.42,1,13,1*）「誰も、安易に行為へと強制されることは出来ない。」

〈2059〉 **Nemo potest proprio facto se ab obligatione liberare.**［Nēmō potest līberāre sē ab obligātiōne factō propriō.］「誰も、自身の行為に依って自身を債務から解放することは出来ない。」〈liberare〉…

〈libero〉［解放する］の 現 不。

〈2060〉 **Nemo potest sibi debere.**［Nēmō potest dēbēre sibi.］**「誰も、自身に［債務を］負うことは出来ない。」**

〈2060*bis*〉 **Nemo potest sibi hanc legem dicere ut a priore voluntate ei recedere non liceat.**［Nēmō potest dīcere lēgem hanc, ut nōn liceat eī recēdere ā voluntāte priōre, sibi.］**「誰も、いっそう前の意思から退くことが自身に許されないようにする、というこの条項を自身のために言明することは出来ない。」**〈recedere〉…〈recedo〉［しりぞく］の 現 不。※〈hanc ～, ut〉は一種の相関語である。

〈2061〉 **Nemo praedo est, qui pretium numeravit.**［Nēmō, quī numerāvit pretium, est praedō.］（*Ulp.D.50.17,126pr.*：*D.5,3,13,8*）**「代金を支払った人は、誰も、盗賊ではない。」**〈numeravit〉…〈numero〉［支払う］の 完 三 単、〈pretium〉…〈pretium〉［代価］の 単 対、〈praedo〉…「盗賊」。

〈2062〉 **Nemo praesens nisi intelligat.**［Nēmō praesēns, nisi intelligat.］**「誰も、［状況を］理解しているのでない限りは、在席して［いる］ことには成らない。」**〈praesens〉…〈praesum〉［前にたつ］の見出し語 現 分。※動詞が省略されている。「タテマエ（在席している）とホンネ（理解している）」→「索引」

〈2063〉 **Nemo praesumitur alienam posteritatem suae praetulisse.**［Nēmō praesūmitur praetulisse posteritātem aliēnam suae.］（Wing.Max.285,79）**「誰も、他人の子孫を自身の［子孫］よりも優先させたものとは推定されない。」**〈praetulisse〉…〈praefero〉［優先させる］の 完 不、〈posteritatem〉…〈posteritas〉［子孫］の 単 対。※主格不定法の構文が見える。主語の〈nemo〉は、〈praesumitur〉と〈praetulisse〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉。〈suae〉は〈suus〉［彼自身の］の与格であって、属格などではない。「自身と他人」→「索引」

〈2064〉 **Nemo praesumitur donare.**［Nēmō praesūmitur dōnāre.］（Haren v. Foster,9 Pic.(Mass.)128,19 Am.Dec.353）**「誰も、贈与するものとは推定されない。」**〈donare〉…〈dono〉［贈与する］の 現 不。※主格不定法の構文が見える。主語の〈nemo〉は、〈praesumitur〉と〈donare〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉

〈2065〉 **Nemo praesumitur esse immemor suae aeternae salutatis, et maxime in articulo mortis.**［Nēmō praesūmitur esse immemor salūtātis aeternae suae, et in articulō mortis māximē.］（6 Co.76）**「誰も、自身の永遠の安全を忘れていないものと推定される。また、［これは、］死の時点に於いてとりわけ［そうである］。」**〈immemor〉

…「忘れている」、〈salutis〉…〈salus〉［安全］の 単 属、〈aeternae〉…〈aeternus〉［永遠の］の 単 安 属、〈articulo〉…〈articulum〉［時刻］の 単 奪、〈mortis〉…〈mors〉［死］の 単 属。※主格不定法の構文が見える。主語の〈nemo〉は、〈praesumitur〉と〈esse〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉。〈immemor〉は属格を支配する形容詞である。「属格をひく形容詞」→「索引」

〈2066〉 **Nemo praesumitur gratuito malus.**［Nēmō praesūmitur malus grātuītō.］**「誰も、利益もなく悪い［人］［である］、とは推定されない。」**※主格不定法の構文が見える。主語の〈nemo〉は、〈praesumitur〉と省略されている〈esse〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉。このように利益＝メリットに着目していくやりかたは、〈483〉〈Cui bono?〉のところでも現われている。上の格言をもっと単純化したものとして、〈Nemo praesumitur malus.〉［誰も、悪い［もの］とは推定されない。］があり、いわゆる「無罪推定則」を述べるものとなっている。〈483〉・〈492〉・〈3626〉

〈2067〉 **Nemo praesumitur haeredem(heredem) suum onerare voluisse.**［Nēmō praesūmitur voluisse onerāre haerēdem(hērēdem) suum.］（*Mod.D.31,34,5*；*Pap.D.31,67,8*）**「誰も、自身の相続人に負担を課することを望んだものとは、推定されない。」**〈onerare〉…〈onero〉［負担を課する］の 現 不。※主格不定法の構文が見える。主語の〈nemo〉は、〈praesumitur〉と〈voluisse (onerare)〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉。〈1064〉

〈2068〉 **Nemo pro parte haeres(heres).**［Nēmō haerēs(hērēs) prō parte.］（*Ulp.D.29,2,10*）**「誰も、部分については相続人とは［成ら］ない。」**〈parte〉…〈pars〉［部分］の 単 奪。※動詞が省略されている。

〈2069〉 **Nemo prohibetur plures negotiationes sive artes exercere.**［Nēmō prohibētur exercēre negōtiatiōnēs sīve artēs plūrēs.］（11 Co.Rep.53）**「誰も、多数の、取引あるいは方法を実行することを禁止されない。」**〈exercere〉…〈exerceo〉［実行する］の 現 不、〈negotiationes〉…〈negotiatio〉［取引］の 複 対、〈artes〉…〈ars〉［方法］の 複 対。※〈prohibetur〉は補足不定法〈exercere〉をひく。〈2371〉

〈2070〉 **Nemo prohibetur pluribus defensionibus uti.**［Nēmō prohibētur ūtī dēfēnsiōnibus plūribus.］（*Paul.D.44,1,8*；*Ulp.D.50,17,43pr.*；Co.Litt.304a；Wing.Max.33）**「誰も、多数の防御方法を用いることを禁止されない。」**〈defensionibus〉…〈defensio〉［防御方法］の 複 奪。※〈prohibetur〉は補足不定法〈uti〉をひく。

〈2070*bis*〉 **Nemo prohibetur rem quam conduxit, fruendam alii locare si nihil aliud convenit.**［Nēmō prohibētur locāre rem, quam condūxit, aliī fruendam, sī nihil aliud convēnit.］**「誰も、他の**

ことがなんら合意されなかった場合には、自身が賃借したものを、収益の対象とする目的で他人に貸すことを禁じられない。」〈conduxit〉…〈conduco〉［賃借する］の 完 三 単、〈locare〉…〈loco〉［貸す］の 現 不、〈fruendam〉… デ〈fruor〉［利用する］の 動 形〈fruendus〉［利用されるべき［である］］の 単 女 対。※〈fruendam〉は、かたちの上では〈rem〉にかかるが、〈ad〉［ために］を加えたようなニュアンスになる。この現象は、「あづける」とか、「与える」とかの動詞とペアになって現われてくる。『古典ラテン語文典』p.152。

〈2071〉 **Nemo prudens punit quia peccatum est, sed ne peccetur.** ［Nēmō prūdēns pūnit, quia est peccātum, sed nē peccētur.］「思慮のある人は、誰でも、［具体的に］悪事がなされたことを理由として［犯人を］罰するのではなくて、［一般的に］悪事がなされることがないように、罰する。」〈prudens〉…「思慮ある」、〈peccatum〉…〈pecco〉［悪事を犯す］の 完 分〈peccatus〉の 単 中 主（受動相完了の構成要素）、〈peccetur〉…さきの〈pecco〉の 接 受 現 三 単。※〈nemo ～ sed〉は一種の相関語である。

〈2072〉 **Nemo prudens punit ut praeterita revocentur, sed ut futura praeveniantur.** ［Nēmō prūdēns pūnit ut praeterita revocentur, sed, ut futūra praeveniantur.］(2 Bulst.173)「思慮のある人は、誰でも、過去の［こと］が呼びもどされるためにではなくて、未来のことが阻止されるために、罰する。」〈prudens〉…「思慮ある」、〈praeterita〉…〈praeteritus〉［過去の］ 複 中 主（名略）、〈revocentur〉…〈revoco〉［よびもどす］の 接 受 現 三 複、〈futura〉…〈futurus〉［未来の］の 複 中 主（名略）、〈praeveniantur〉…〈praevenio〉［妨げる］の 接 受 現 三 複。※〈nemo ～ sed〉は一種の相関語である。「過去と未来」→「索引」

〈2073〉 **Nemo punitur pro alieno delicto.** ［Nēmō pūnītur prō dēlictō aliēnō.］(*Gai.D.50,17,111,1*; Wing.Max.336; Co.Litt.145b)「誰も、他人の犯罪のためには、罰せられない。」〈144〉・〈166〉・〈185〉・〈2014〉

〈2074〉 **Nemo punitnr sine injuria, facto, seu defalta.** ［Nēmō pūnītnr sine injūriā, factō, seu dēfaltā.］(2 Co.Inst.287)「誰も、不法、行［動］あるいは懈怠なしには、罰せられない。」〈defalta〉…〈defalta〉［懈怠］の 単 奪。

〈2075〉 **Nemo qui condemnare potest, non absolvere potest.** ［Nēmō, quī potest condemnāre, nōn potest absolvere.］(*Ulp.D.50,17,37*)「有責（罪）判決を下すことの出来る人が、誰も、免訴（無罪）判決を下すことが出来ない、というようなことはない。」〈condemnare〉…〈c

ondemno〉［有責判決を下す］の 現 不、〈absolvere〉…〈absolvo〉［免訴判決を下す］の 現 不。※〈nemo ～ non〉は二重否定の構文である。

〈2076〉 **Nemo rem suam uiliter stipulatur.**［Nēmō stipulātur rem suam ūtiliter.］(*Ulp.D.45,1,82pr.*; Gai.I.3,99)「誰も、[自身のために]自身の物を問答契約に依り有益に約束しない。」〈stipulatur〉… デ〈stipulor〉［約束する］の 現 三 単（受）。※〈utiliter〉のところは、文章全体にかかる副詞と読みこんで、「～しても役だたない」と訳してもさしつかえない。「〈frustra〉系」→「索引」。〈2082〉・〈3087〉・〈3099〉・〈3176〉・〈3485〉

〈2077〉 **Nemo sibi esse judex vel suis jus dicere debet.**［Nēmō dēbet esse jūdex sibi, vel dīcere jūs suīs.］(*C.J.3,5,1*; Broom,Max.68; 12 Co.Rep.113)「誰も、自身のために裁判官であるべきではない。あるいは、自身の［事案」に法を宣言するべきではない。」

〈2078〉 **Nemo sibi ipse causam possessionis mutare potest.**［Nēmō ipse potest mūtāre causam possessiōnis sibi.］(*Marce.D.41,2,19,1*; *Paul.D.41,2,3,19*; *Jul.D.41,3,33,1*: *D.41,5,2,1*)「誰も、自身のために自ら占有の原因を変更することは出来ない。」〈mutare〉…〈muto〉［変更する］の 現 不。

〈2079〉 **Nemo sibi titulum adscribit.**［Nēmō adscrībit titulum sibi.］「誰も、自身のために執行権原を帰属させない。」〈adscribit〉…〈adscribo〉［帰する］の 現 三 単、〈titulum〉…〈titulus〉［権原］の 単 対。

〈2080〉 **Nemo simul actor et judex.**［Nēmō āctor et jūdex simul.］(Burchard von Worms, Decretum,16,15)「誰も、同時に、原告［であり］また裁判官［である］ことはない。」※動詞が省略されている。〈2031〉・〈3639〉

〈2081〉 **Nemo simul dominis potest servire duobus.**［Nēmō potest servīre dominīs duōbus simul.］「誰も、同時に、二人の主人に供えることは出来ない。」〈servire〉…〈servio〉［奉仕する］の 現 不。

〈2082〉 **Nemo simul tenens et dominus.**［Nēmō tenēns et dominus simul.］(*Ulp.D.50,17,45pr.*; *C.J.4,65,20*)「誰も、同時に、所持［者］［であり］また所有権者［である］ことはない。」〈tenens〉…〈teneo〉［所持する］の見出し語 現 分（名略）。〈2076〉・〈3087〉・〈3099〉・〈3176〉・〈3485〉

〈2083〉 **Nemo sine actione experitur et hoc non sine brevi et libello conventionali.**［Nēmō experitur sine āctionē, et hoc nōn sine brevī et libellō conventionālī.］(Brac.Fol.112)「誰も、訴えなしには争わない。そして、これは訴状および合意書面なしには［生じない］。」

〈experitur〉… デ〈experior〉［争う］の 現 三 単（受）、〈brevi〉…〈breve〉［訴状］の 単 奪、〈libello〉…〈libellus〉［書面］の 単 奪、〈conventionali〉…〈conventionalis〉［合意の］の 単 男 奪。※後半部分では、動詞は省略されている。

〈2084〉 **Nemo sine actore damnari potest.**［Nēmō potest damnārī sine āctōre.］**「誰も、原告なしには有責判決されることは出来ない。」**〈damnari〉…〈damno〉［有責判決する］の 受 現 不。

〈2085〉 **Nemo sine crimine vivit.**［Nēmō vīvit sine crīmine.］（Cato,Distich.1,5）**「誰も、罪なしに生きない。」**〈vivit〉…〈vivo〉［生きる］の 現 三 単。

〈2085*bis*〉 **Nemo societatem contrahendo rei suae dominus esse desinit.**［Nēmō dēsinit esse dominus reī suae contrāhendō societātem.］**「誰も、組合［契約］を締結することに依っては、自身の物の所有権者であることを止めない。」**〈desinit〉…〈desino〉［やめる］の 現 三 単、〈dominus〉…「所有権者」、〈contrahendo〉…〈contraho〉［締結する］の 動 名〈contrahendum〉の 奪（単）。※ 動 名→〈153〉・〈1540〉

〈2086〉 **Nemo surrogat contra se.**［Nēmō surrogat contrā sē.］**「誰も、自身に不利となるかたちで［他の人を］代理人とすることはない。」**〈surrogat〉…〈surrogo〉［代理として選ばせる］の 現 三 単。〈473〉

〈2087〉 **Nemo suum jactare praesumitur.**［Nēmō praesūmitur jactāre suum.］（Wing.Max.665）**「誰も、自身の［もの］を投げすてるものとは推定されない。」**〈jactare〉…〈jacto〉［なげすてる］の 現 不。※主格不定法の構文が見える。主語の〈memo〉は、〈praesumitur〉と〈jactare〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉。〈2042〉

〈2088〉 **Nemo tenetur ad impossibile.**［Nēmō tenētur ad impossibile.］（*Cel.D.50,17,185*；Jenk.Cent.7）**「誰も、不可能な［こと］へと拘束されない。」**※〈tenetur〉は補足不定法〈accusare〉をひく。〈1162〉・〈1163〉・〈1678〉・〈2045〉・〈3613〉

〈2089〉 **Nemo tenetur armare adversarium contra se.**［Nēmō tenētur armāre adversārium contrā sē.］（*C.J.2,1,4*；Wing.665）**「誰も、自身に不利となるかたちで相手［方］に武器を与えるよう拘束されない。」**〈armare〉…〈armo〉［武装させる］の 現 不、〈adversarium〉…〈adversarius〉［反対の］の 単 男 対（名略）。※〈tenetur〉は補足不定法〈armare〉をひく。「自身と他人」→「索引」

〈2090〉 **Nemo tenetur divinare.**［Nēmō tenētur dīvīnāre.］（*Paul.D.9,2,31*；*Ulp.D.17,1,29,2*：*D.44,4,4,23*；10 Co.Rep.55a）**「誰も、予測するよう拘束されない。」**〈divinare〉…〈divino〉［予言する］の 現 不。

※〈tenetur〉は補足不定法〈divinare〉をひく。

〈2091〉 **Nemo tenetur edere instrumenta contra se.** ［Nēmō tenētur ēdere īnstrūmenta contrā sē.］（Bell.Dict.）**「誰も、自身に不利になるかたちで書面を提出するよう拘束されない。」**〈edere〉…〈edo〉［与える］の 現 不、〈instrumenta〉…〈instrumentum〉［文書］の 複 対。※〈tenetur〉は補足不定法〈edere〉をひく。

〈2092〉 **Nemo tenetur informare qui nescit, sed quisquis scire quod informat.** ［Nēmō, quī nēscit, tenētur īnfōrmāre, sed quis quis scīre, quod īnfōrmat.］（Branch,Princ.；Lane,110）**「誰も、自身が知らない限り、［あることを］通知するよう拘束されないが、しかし、誰でも、自身が通知する［ことを］知っているよう［拘束される］。」**〈nescit〉…〈nescio〉［知らない］の 現 三 単、〈informare〉…〈informo〉［通知する］の 現 不、〈scire〉…〈scio〉［知る］の 現 不、〈informat〉…さきの〈informo〉の 現 三 単。※〈tenetur〉は補足不定法〈informare〉をひく。関係代名詞〈qui〉は、接続詞風に訳してある。

〈2093〉 **Nemo tenetur jurare in suam turpitudinem.** ［Nēmō tenētur jūrāre in turpitūdinem suam.］（Bell,Dict.；Halk,Max.107）**「誰も、自身の恥辱に成る方向で宣誓するよう拘束はされない。」**〈jurare〉…〈juro〉［宣誓する］の 現 不、〈turpitudinem〉…〈turpitudo〉［恥辱］の 単 対。※〈tenetur〉は補足不定法〈jurare〉をひく。

〈2094〉 **Nemo tenetur prodere seipsum.**［Nēmō tenētur prōdere sēipsum.］（Broom,Max.968；10 N.Y.10；7 How.Prac.(N.Y.)57f）**「誰も、自身のことを暴くように拘束されない。」**〈prodere〉…〈prodo〉［ひきわたす］の 現 不。※〈tenetur〉は補足不定法〈prodere〉をひく。

〈2095〉 **Nemo tenetur se infortuniis et periculis exponere.** ［Nēmō tenētur expōnere sē īnfortūniīs et perīculīs.］（Co.Litt.253b）**「誰も、自身の身を不幸と危険に晒すよう拘束されない。」**〈exponere〉…〈expono〉［さらす］の 現 不、〈infortuniis〉…〈infortunium〉［不幸］の 複 与、〈periculis〉…〈periculum〉［危険］の 複 与。※〈tenetur〉は補足不定法〈exponere〉をひく。

〈2096〉 **Nemo tenetur seipsum accusare.** ［Nēmō tenētur accūsāre sēipsum.］（2 P.Wms.2,583；Wing.Max.486）**「誰も、自身を告発するよう拘束されない。」**〈seipsum〉…〈se＋ipsum〉。※〈tenetur〉の位置に未来形の〈tenebitur〉［拘束されないであろう］が、また、〈accusare〉のところに〈prodere〉［裏切る］が入ってくる命題がある。〈tenetur〉は補足不定法〈accusare〉をひく。〈42〉・〈3605〉

〈2097〉 **Nemo testis in propria causa.** ［Nēmō testis in causā p

ropriā.]（*Pomp.D.22,5,10*）「誰も、自身の事案に於いては証人ではな[い]。」。※動詞が省略されている。

〈2097*bis*〉 **Nemo ultra posse obligatur.**［Nēmō obligātur ultrā posse.］「誰も出来ることを超えては拘束されない。」

〈2098〉 **Nemo unquam judicet in se.**［Nēmō jūdicet in sē unquam.］（*C.J.3,5,1*）「誰も、決して自身［のこと］に於いて裁判しないよう。」

〈2099〉 **Nemo videtur dolo exsequi, qui ignorat causam cur non debeat petere.**［Nēmō, quī īgnōrat causam, cūr nōn dēbeat petere, vidētur exsequī dolō.］（*Paul.D.50,17,177,1*）「なぜ請求するべきではないのか、ということの理由を知らない人は、誰も、悪意で追求するものとは見られない。」〈ignorat〉…〈ignoro〉［知らない］の 現 三 単、〈cur〉…「なぜ～か？」、〈exsequi〉… デ〈exsequor〉［追う］の 現 不（受）。※主格不定法の構文が見える。主語の〈nemo〉は、〈videtur〉と〈exsequi〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉

〈2100〉 **Nemo videtur fraudare eos, qui sciunt et consentiunt.**［Nēmō vidētur fraudāre eōs, quī sciunt et cōnsentiunt.］（*Ulp.D.50,17,145*）「誰も、知りつつ同意する人を欺くものとは見られない。」〈fraudare〉…〈fraudo〉［欺く］の 現 不、〈sciunt〉…〈scio〉［知る］の 現 三 複。※主格不定法の構文が見える。主語の〈nemo〉は、〈videtur〉と〈fraudare〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉

〈2101〉 **Neque malitiis indulgendum.**［Neque indulgendum malitiīs.］（*Cel.D.6,1,38*）「また、悪意に寛大な扱いをしてはならない。」〈indulgendum〉…〈indulgeo〉［寛大な扱いをする］の 動 形〈indulgendus〉［寛大な扱いをするべき［である］］の 単 中 主、〈malitiis〉…〈malitia〉［悪意］の 複 与。※「自動詞の動形容詞」→〈574〉・「索引」

〈2102〉 **Neque opinione sed natura constitutum est jus.**［Jūs est cōnstitūtum neque opiniōne sed nātūrā.］(Cic.De Leg.1,10,25)「また、法は、［人々の］意見ではなくて、自然に依って、制定された。」〈constitutum〉…〈constituo〉［制定する］の 完 分〈constitutus〉の 単 中 主（受動相完了の構成要素）、〈opinione〉…〈opinio〉［意見］の 単 奪。※〈neque ～ sed〉は一種の相関語である。

〈2102*bis*〉 **Neuter alteri supervixisse videbitur.**［Neuter vidēbitur supervīxisse alterī.］「［同時死亡の場合において、］どちらの人も、他の［人］よりも長生きしたものとは見られないだろう。」〈supervixisse〉…〈supervivo〉［長生きする］の 完 不。※主格不定法の構文が見える。主語の〈neuter〉は、〈videtur〉と〈supervixisse〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉

〈2103〉 **Nihil ad me attinet.** ［Nihil attinet ad mē.］（Ter.And.1, 2,16）「それは私にはまったく関係しない。」〈attinet〉…〈attineo〉［関係する］の 現 三 単。

〈2103*bis*〉 **Nihil aliud est actio quam jus judicio persequendi quod sibi debetur.**［Āctiō est nihil aliud, quam jūs persequendī, quod dēbētur sibi, jūdiciō.］「訴権は、自身に負われている［ものを］裁判に於いて追求することの権利にほかならない。」〈persequendi〉… デ〈persequor〉［追求する］の 動 名〈persequendum〉の 属（単）。※ 動 名→〈153〉・〈1540〉、「定義」→「索引」。

〈2104〉 **Nihil aliud potest rex in terris, cum sit Dei minister et vicarius, quam quod de jure potest.**［Rēx potest nihil aliud, quam, quod potest dē jūre, cum sit minister et vicārius Deī, in terrīs .］（11 Co.Rep.74）「国王は、神の従者でありまた代理人であるので、地上では、法上［なすことが］可能な［こと］以外には、なんら［なすことが］出来ない。」〈minister〉…「従者」、〈vicarius〉…「代理人」、〈terris〉…〈terra〉［土地］の 複 奪。※〈nihil aliud ～ quam〉は相関語である。

〈2105〉 **Nihil aliud potest rex nisi quod de jure potest.**［Rēx potest nihil aliud, nisi, quod potest dē jūre.］（11 Co.Rep.74）「国王は、法上［なすことが］出来る［こと］以外には、なんら［なすことが］出来ない。」※〈nihil ～, nisi〉は相関語である。

〈2106〉 **Nihil capiat per breve.**［Capiat nihil per breve.］「その人は令状を通じてなんら取るべきではない。」〈capiat〉…〈capio〉［える］の 接 現 三 単、〈breve〉…〈breve〉［令状］の 単 対。

〈2107〉 **Nihil commune habet proprietas cum possessione.**［Proprietās habet nihil commūne cum possessiōne.］（*Ulp.D.41,2,12,1*）「所有権は、占有と共通するものをなんら持たない。」〈proprietas〉…「所有権」。

〈2108〉 **Nihil confirmari nequit.**［Nihil nequit cōnfīrmārī.］「不存在のものは確認されることは出来ない。」〈nequit〉…〈nequeo〉［出来ない］の 現 三 単、〈confirmari〉…〈confirmo〉［確認する］の 受 現 不。〈809〉・〈3059〉

〈2109〉 **Nihil consensui tam contrarium est, quam vis atque metus.**［Nihil est contrārium cōnsēnsuī tam, quam vīs atque metus.］（*Ulp.D.50,17,116pr.*）「暴力および恐怖ほど、同意に反するものは、なんらない。」〈contrarium〉…〈contrarius〉［反対の］の 単 中 主、〈metus〉…「恐怖」。※〈tam ～ quam〉は相関語である。

〈2110〉 **Nihil dat qui non habet.**［Quī nōn habet, dat nihil.］(Jur.Civ)「持たない［人は］なんら与えない。」

〈2111〉 **Nihil de re accrescit ei qui nihil in re quando jus accresceret habet.**［Nihil accrēscit eī, quī habet nihil in rē, dē rē, quandō jūs accrēsceret.］(Co.Litt.188)「権利が添加するようなときに、物の中になんらのものも［持た］ない人には、［その］物からはなんらのものも添加しない。」〈accrescit〉…〈accresco〉［添加する］の 現 三 単、〈accresceret〉…さきの〈accresco〉の 接 未完了過去 三 単。

〈2112〉 **Nihil dolo creditor facit, qui suum recipit.**［Crēditor, quī recipit suum, facit nihil dolō.］(*Paul.D.50,17,129pr.*)「自身の［もの］を受領する債権者は、なんら悪意でなさない。」〈recipit〉…〈recipio〉［うけとる］の 現 三 単。

〈2113〉 **Nihil est aliud hereditas, quam successio in universum jus, quod defunctus habuit.**［Hērēditās est nihil aliud, quam succēssiō in jūs ūniversum, quod dēfūnctus habuit.］(*Gai.D.50,16,24*)「相続は、死者が持った権利全体への承継にほかならない。」〈successio〉…「承継」、〈universum〉…〈universus〉「全体の」の 単 中 対、〈defunctus〉…「死者」。※〈nihil aliud ～, quam〉は相関語である。「定義」→「索引」

〈2113*bis*〉 **Nihil est impedimento quominus quis ubi velit habeat domicilium quod ei interdictum non sit.**［Nihil est impedīmentō, quōminus quis habeat domicilium, quod nōn sit interdictum eī, ubī velit.］「誰にも、自身に［持つことを］禁じられていなかった住所を望むところに持つことには、なんらの妨げもない。」〈impedimento〉…〈inpedimentum〉［妨げ］の 単 与、〈domicilium〉…〈domicilium〉［住居］の 単 対、〈interdictum〉…〈interdico〉［禁止する］の 完 分〈interdictus〉の 単 中 主（受動相完了の構成要素）。※〈quominus〉については『新ラテン文法』§686を参照。「代用型としての〈quis〉」→「索引」

〈2114〉 **Nihil est liberale quod non idem justum.**［Nihil, quod idem nōn jūstum, est līberāle.］(2 Kent.Com.441)「同じように公正でないものは、なんら自由なものではない。」〈liberale〉…〈liberalis〉［自由な］の 単 中 主。※〈idem〉［同じ］は代名詞であるが、このように副詞的な役まわりになることがある。「代名詞の訳しかた」→〈55〉・「索引」

〈2115〉 **Nihil est magis rationi consentaneum quam eodem modo quodque dissolvere quo conflatum est.**［Nihil est cōnsentāneum ratiōnī magis, quam dissolvere quodque modō eōdem, quō est cōnflātum.］(*Ulp.D.50,17,35*; Shep.Touch.323)「あることが案出さ

れた際に用いられた方法と同じものでそれを解消することよりもむしろ理に合致しているものは、なんらない。」〈consentaneum〉…〈consentaneus〉［合致した］の 単 中 主、〈dissolvere〉…〈dissolvo〉［解く］の 現 不、〈modo〉…〈modus〉［方法］の 単 奪、〈conflatum〉…〈conflo〉［企てる］の 完 分〈conflatus〉の 単 中 主（受動相完了の構成要素）。※〈magis ～ quam〉は相関語である。「設定と解消」→「索引」

〈2116〉 **Nihil facit error nominis cum de corpore constat.**［Error nōminis facit nihil, cum cōnstat dē corpore.］（*Ulp.D.18,1,9,1*；11 Co.Rep.21a；Broom,Max.431,634）「名称の誤まりは、客体について明らかになっているときには、なんら［問題を］生じさせない。」〈corpore〉…〈corpus〉［物体］の 単 奪。

〈2117〉 **Nihil habenti nihil deest.**［Nihil dēest habentī nihil.］「なにも持たない［人］には、なにも欠けない。」〈deest〉…〈desum〉［欠けている］の 現 三 単、〈habenti〉…〈habeo〉［もつ］の 現 分〈habens〉の 単 男 与（名略）。

〈2118〉 **Nihil habet forum ex scena.**［Forum habet nihil ex scēnā.］（Bac.Max）「裁判所は、法廷の外では、なんら［関係するものを］持たない。」〈forum〉…「裁判所」、〈scena〉…〈scena〉［舞台］の 単 奪。

〈2119〉 **Nihil in lege intolerabilius est, quam eandem rem censeri diverso jure.**［Nihil est intolerābilius, quam rem eandem cēnsērī jūre dīversō, in lēge.］（4 Co.Rep.93a）「法律（法）に於いては、同一の事柄が異なった法に依って評価されることよりもいっそう耐えがたいものは、なんらない。」〈intolerabilius〉…〈intolerabilis〉［耐えがたい］の 比〈intolerabilior〉の 単 中 主、〈diverso〉…〈diversus〉［異なった］の 単 中 奪。※〈nihil ～, quam〉は比較の構文である。同じ構文でも、奪格だけを用いたシンプルなものもある。「比較の奪格」→〈105〉・「索引」。対格不定法の構文が見える。対格形の〈rem〉は、意味上の主語として、〈censeri〉にかかる。 対 不→〈35〉

〈2120〉 **Nihil infra regnum subditos magis conservat in tranquillitate et concordia quam debita legum administratio.**［Nihil cōnservat subditōs infrā rēgnum in tranquillitāte et concordiā magis, quam administrātiō dēbita lēgum.］（2 Co.Inst.158）「法律（法）の、義務に適った管理以上に、王国の下に服属している［人々］を平穏さと和合の中に保つものは、なんらない。」〈conservat〉…〈conservo〉［保つ］の 現 三 単、〈subditos〉…〈subdo〉［下におく］の 完 分〈subditus〉の 複 男 対（名略）、〈regnum〉…〈regnum〉［王国］の 単 対、〈tranquillitate〉…〈tranquillitas〉［静かさ］の 単 奪、〈concordia〉…〈concordia〉［和合］の 単 奪、

〈administratio〉…「統治」。

〈2121〉 **Nihil iniquius quam aequitatem nimis intendere.**［Nihil inīquius, quam intendere aequitātem nimis.］(Halk,Max.103)「衡平を過度に拡大することよりいっそう不衡平なものは、なんらな［い］。」〈iniquius〉…〈iniquus〉［不衡平な］の 比〈iniquior〉の 単 中 主、〈intendere〉…〈intendo〉［のばす］の 現 不。

〈2122〉 **Nihil iniquius venali justitia.**［Nihil inīquius jūstītiā vēnālī.］「売りものの正義よりもいっそう不衡平なものは、なんらな［い］。」〈iniquius〉…〈iniquus〉［不衡平な］の 比〈iniquior〉の 単 中 主、〈venali〉…〈venalis〉［売りものの］の 単 女 奪。※「比較の奪格」→〈105〉・「索引」

〈2123〉 **Nihil interest ipso jure quis actionem non habeat, an per exceptionem infirmetur.**［Nihil interest, quis nōn habeat āctiōnem jūre ipsō, an īnfīrmētur per cxceptiōnem.］(*Paul.D.50,17,112*)「ある人が法上当然に訴権を持っていないか、あるいは、［訴権は持っているが］それが抗弁に依って効力を奪われているかの間には、なんらの相違もない。」〈infirmetur〉…〈infirmo〉［力を失なわせる］の 接 受 現 三 単。※「代用型としての〈quis〉」→「索引」、「タテマエ（訴権）とホンネ（抗弁）」→「索引」。

〈2124〉 **Nihil magis consentaneum est quam ut iisdem modis res dissolvitur, quibus constituitur.**［Nihil est cōnsentāneum magis, quam ut rēs dissolvitur modīs iīsdem, quibus cōnstituitur.］「［ある］ことが設定される際に用いられるものと同じ方法に依って［その］ことが解消されることよりむしろ理に適ったものは、なんらない。」〈consentaneum〉…〈consentaneus〉［合致する］の 単 中 主、〈dissolvitur〉…〈dissolvo〉［解く］の 受 現 三 単、〈constituitur〉…〈constituo〉［設定する］の 受 現 三 単、〈modis〉…〈modus〉［方法］の 複 奪。※〈nihil magis ～ quam〉は相関語である。「設定と解消」→「索引」

〈2125〉 **Nihil magis justum est quam quod necessarium est.**［Nihil est jūstum magis, quam quod est necessārium.］(Branch,Princ.; Dav.Ir.K.B.12)「緊要である［こと］よりもむしろ正しいものは、なんらない。」〈necessarium〉…〈necessarius〉［緊要な］の 単 中 主。※〈nihil ～ quam〉は相関語である。

〈2126〉 **Nihil nequam est praesumendum.**［Nihil nēquam est praesūmendum.］(2 P.Wms.583)「価値のないことはなんら推定されるべきでない。」〈nequam〉…「価値のない」（不変化形容詞）、〈praesumendum〉…〈praesumo〉［推定する］の 動 形〈peaesumendus〉［推定されるべき［である］］の 単 中 主。※「形容詞（動形容詞）の訳しかた」→「索引」、動

形→〈1〉。

〈2127〉 **Nihil perfectum est dum aliquid restat agendum.** ［Nihil est perfectum, dum aliquid rēstat agendum.］(9 Co.Rep.9b)「あることがなされるべきものとして残っている間は、なにも完全ではない。」〈perfectum〉…〈perfectus〉［完全な］の 単 中 主、〈restat〉…〈resto〉［とどまる］の 現 三 単、〈agendum〉…〈ago〉［なす］の 動 形〈agendus〉［なされるべき［である］］の 単 中 主。※ 動 形→〈1〉。〈aliquid と〈agendum〉は、同格の位置関係にある。

〈2128〉 **Nihil peti potest ante id tempus quo per rerum naturam persolvi possit.** ［Nihil potest petī ante tempus id, quō possit persolvī per nātūrā rērum.］(*Cel.D.50,17,186*)「事柄の性質に基づいて弁済が［完全に］なされることが出来るその時点以前には、なにも請求されることは出来ない。」〈persolvi〉…〈persolvo〉［弁済する］の 受 現 不。

〈2129〉 **Nihil possumus contra veritatem.** ［Possumus nihil contrā vēritātem.］(Doct.&.Stud.2,C.6)「私たちは、真理に反してはなにも［行なうことは］出来ない。」〈veritatem〉…〈veritas〉［真理］の 単 対。

〈2130〉 **Nihil praescribitur nisi quod possidetur.** ［Nihil nisi, quod possidētur, praescrībitur.］(*Lic.Ruf.D.41,3,25*；5 Barn. & Ald. 277；Hale,De Jur.Mar.32)「占有されている［もの］以外には、なんら時効取得されない。」〈possidetur〉…〈possideo〉［占有する］の 受 現 三 単、〈praescribitur〉…〈praescribo〉［時効取得する］の 受 現 三 単。※〈nihil ～, nisi (quod)〉は相関語である。

〈2131〉 **Nihil probat qui nimium probat.** ［Quī probat nimium, probat nihil.］「過度に証明する［人は］、なにも証明しない。」］

〈2132〉 **Nihil quod est contra rationem est licitum.** ［Nihil, quod est contrā ratiōnem, est licitum.］(Co.Litt.97b)「理に反するものは、なにも適法ではない。」〈licitum〉…〈licitus〉［適法な］の 単 中 主。

〈2133〉 **Nihil quod est inconveniens est licitum.** ［Nihil, quod est inconveniēns, est licitum.］(Co.Litt.97；4 H.L.C.145,195)「不適切なものは、なにも適法ではない。」〈inconveniens〉…〈inconveniens〉［不適切な］の 単 中 主、〈licitum〉…〈licitus〉［適法な］の 単 中 主。

〈2134〉 **Nihil simile est idem.** ［Nihil simile est idem.］「類似する［もの］は、なんら、同一の［もの］ではない。」〈simile〉…〈similis〉［類似の］ 単 中 主。

〈2135〉 **Nihil similius est insano quam ebrius.** ［Nihil est similius īnsānō, quam ēbrius.］「酩酊している［人］以上に精神錯乱［者］にいっそう似ているものは、なんらない。」〈similius〉…〈similis〉［似て

いる］の 比〈similior〉の 単 中 主、〈insano〉…〈insanus〉［精神錯乱の］の 単 中 与（名略）、〈ebrius〉…「酩酊している」を意味する形容詞が名詞化したもの。

〈2136〉 **Nihil tam conveniens est naturali aequitati, quam unumquodque dissolvi eo ligamine quo ligatum est.**［Nihil est conveniēns aequitātī nātūrālī tam, quam ūnumquodque dissolvī ligāmine eō, quō est ligātum.］(Broom,Max.592,877;2 Co.Inst.360)「**各々のことが結びあわされた際に用いられたその手段に依ってそれが解かれることほど、自然の衡平に合致するものは、なにもない。**」〈conveniens〉…〈conveniens〉［合致している］の 単 中 主、〈dissolvi〉…〈dissolvo〉［とく］の 受 現 不、〈ligamine〉…〈ligamen〉［ひも］の 単 奪、〈ligatum〉…〈ligo〉［結ぶ］の 完 分〈ligatus〉の 単 中 主（受動相完了の構成要素）。※〈tam ～ quam〉は相関語である。〈quam〉以下のところに、対格不定法の構文が見える。対格形の〈unumquodque〉は、意味上の主語として、〈dissolvi〉にかかる。 対 不→〈35〉。「設定と解消」→「索引」

〈2137〉 **Nihil tam conveniens est naturali aequitati, quam voluntatem domini volentis rem suam in alium transferre ratam haberi.**［Nihil est conveniēns aequitātī nātūrālī, quam voluntātem dominī volentis trānsferre rem suam in alium habērī ratam.］(*I.J.2,1,40*; Co.Rep.100)「**自身の物を他［人］に移転することを望む所有権者の意思が有効と認められることほど、自然の衡平さに合致するものは、なにもない。**」〈conveniens〉…〈conveniens〉［合致した］の 単 中 主、〈volentis〉…〈volo〉［望む］の 現 分〈volens〉の 単 男 属、〈transferre〉…〈transfero〉［移転する］の 現 不、〈ratam〉…〈ratus〉［有効な］の 単 女 対。※〈quam〉以下のところに、対格不定法の構文が見える。対格形の〈voluntatem〉は、意味上の主語として、〈haberi〉にかかる。 対 不→〈35〉。〈tam ～ quam〉は相関語である。

〈2138〉 **Nihil tam naturale est, quam eo genere quidque dissolvere, quo colligatum est; ideo verborum obligatio verbis tollitur; nudi consensus obligatio contrario consensu dissolvitur.**［Nihil est nātūrāle tam, quam dissolvere quidque genere eō, quō est colligātum; ideō obligātiō verbōrum tollitur verbīs; obligātiō cōnsēnsūs nūdī dissolvitur cōnsēnsū contrāriō.］(*Ulp.D.50,17,35*; Broom,Max.497)「**あるものが結びあわされるさいに用いられたその様式に依ってそれを解消することよりも自然なものは、なんらない。従って、言語の債務関係は言語に依って取りのぞかれ、単なる合意の債務関係は反対の合意に依って解消される。**」〈dissolvere〉…〈dissolvo〉［解く］の 現 不、

〈colligatum〉…〈colligo〉［結びあわせる］の 完 分〈colligatus〉の 単 中 主（受動相完了の構成要素）、〈tollitur〉…〈tollo〉［とりさる］の 受 現 三 単、〈nudi〉…〈nudus〉［裸の］の 単 男 属、〈contrario〉…〈contrarius〉［反対の］の 単 男 奪。※「設定と解消」→「索引」

〈2139〉 **Nihil tam proprium imperii est, quam legibus vivere.** ［Nihil est proprium imperiī tam, quam vīvere lēgibus.］（*C.J.6,23,3*；2 Co Inst.63；Fleta.Lib.1,C.17,§11）**「法律（法）に従って生きることほど、支配権にふさわしいものは、なんらない。」**〈imperii〉…〈imperium〉［支配権］の 単 属、〈vivere〉…〈vivo〉［生きる］の 現 不。※〈tam ～, quam〉は相関語である。

〈2140〉 **Nihil temere novandum.** ［Nihil novandum temerē.］（Jenk.Cent.163,167）**「なにも、安易に更新されるべき［で］ない。」**〈novandum〉…〈novo〉［新しくする］の 動 形〈novandus〉［新しくされるべき［である］］の 単 中 主。※ 動 形→〈1〉。動詞が省略されている。〈788〉

〈2141〉 **Nihil utile, quod non honestum.** ［Nihil, quod nōn honestum, ūtile.］**「立派でな［い］ものは、どれも有用ではな［い］。」**〈honestum〉…〈honestus〉［立派な］の 単 中 主。※〈est〉［である］が二つ省略された簡潔な命題である。

〈2142〉 **Nil agit exemplum, litem quod lite resolvit.** ［Exemplum, quod rosolvit līte, agit nihil.］(Hatch. v. Mann,15 Wend(N.Y.)14,49)**「［ある］争訟を［他の］争訟で解決する先例は、なんら力を持たない。」**〈exemplum〉…「先例」、〈resolvit〉…〈resolvo〉［解く］の 現 三 単。

〈2143〉 **Nil sine prudenti fecit ratione vetustas.** ［Vetustās fēcit nīl sine ratiōne prūdentī.］（Co.Litt.65）**「古さは、思慮ぶかい理由なしには、なんらのことも作りださなかった。」**〈vetustas〉…「古さ」、〈nil〉…〈nil=nihil〉［無］（不変化詞）、〈prudenti〉…〈prudens〉［洞察力のある］の 単 女 奪。

〈2144〉 **Nimia certitudo certitudinem ipsam destruit.** ［Certitūdō nimia dēstruit certitūdinem ipsam.］(Lofft,244)**「過度の確実さは、確実さそれ自体を破壊する。」**〈certitudo〉…「確実さ」、〈nimia〉…〈nimius〉［過度の］の 単 女 主、〈destruit〉…〈destruo〉［こわす］の 現 三 単、〈certitudinem〉…さきの〈certitudo〉の 単 対。

〈2145〉 **Nimia suptilitas(subtilitas) in jure reprobatur, et talis certitudo certudinem confundit.** ［Suptilitās(subtilitās) nimia reprobātur in jūre, et certitūdō tālis cōnfundit certitūdinem.］（*C.J.6,25,8,1*：*C.J.6,49,7pr.*：*C.J.5,12,31,6*；G.I.4,30；4 Co.Rep.5）**「極**

度の精密さは法に於いては非難される。そして、このような確実さは［真の］確実さを混乱させる。」〈suptilitas(subtilitas)〉…「精密さ」、〈nimia〉…〈nimius〉［極度の］の 単 女 主、〈reprobatur〉…〈reprobo〉［非難する］の 受 現 三 単、〈certitudo〉…「確実さ」、〈confundit〉…〈confundo〉［混ぜる］の 現 三 単、〈certitudinem〉…さきの〈certitudo〉の 単 対。

〈2146〉 **Nimium altercando veritas amittitur.**［Vēritās āmittitur altercandō nimium.］（Syr.40,589；Hob.344.）**「過度に論議することに依って、［反って］真実は失なわれる。」**〈veritas〉…「真実」、〈amittitur〉…〈amitto〉［失なう］の 受 現 三 単、〈altercando〉… デ〈altercor〉［口論する］の 動 名〈altercandum〉の 奪（単）。※ 動 名→〈1〉

〈2147〉 **Nobiles magis plectuntur pecunia, plebs vero in corpore.**［Nōbilēs plēctuntur pecūniā magis, vērō plēbs in corpore.］（3 Co.Inst.221）**「高貴な［人々］はむしろ金銭で罰せられ、一方、平民は身体で［罰せられる］。」**〈nobiles〉…〈nobilis〉［高貴な］の 複 男 主（名略）、〈plectuntur〉…〈plecto〉［罰する］の 受 現 三 複、〈pecunia〉…〈pecunia〉［金銭］の 単 奪、〈plebs〉…「平民」、〈corpore〉…〈corpus〉［身体］の 単 奪。

〈2148〉 **Nobiliores et benigniores praesumptiones in dubiis sunt praeferendae.**［Praesūmptiōnēs nōbiliōrēs et benīgniōrēs sunt praeferendae in dubiīs.］（Reg.Jur.Civ.）**「疑問のある［こと］に於いては、いっそう卓越し、またいっそう緩やかな推定が、優先させられるべきである。」**〈nobiliores〉…〈nobilis〉［高貴な］の 比〈nobilior〉の 複 女 主、〈benigniores〉…〈benignus〉［ゆるやかな］の 比〈benignior〉の 複 女 主、〈praeferendae〉…〈praefero〉［優先させる］の 動 形〈praeferendus〉［優先させられるべき［である］］の 複 女 主。※ 動 形→〈1〉、〈In dubio・ dubiis〉論→「索引」。

〈2149〉 **Nocens precatur, innocens irascitnr.**［Nocēns precātur, innocēns īrāscitur.］（Syr.597）**「有実の［人］は［免罪を］懇願し、無実の［人］は怒る。」**〈nocens〉…「罪のある」を意味する見出し語形容詞が名詞化したもの、〈precatur〉… デ〈precor〉［願う］の 現 三 単（受）、〈innocens〉…「無実の」を意味する見出し語形容詞の名詞化したもの、〈irascitur〉… デ〈irascor〉［怒る］の 現 三 単（受）。※「有実と無実」→「索引」

〈2150〉 **Nocentem qui defendit sibi crimen parit.**［Quī dēfendit nocentem, parit crīmen sibi.］（Syr.419,597）**「有実の［人］を弁護する［人は］、自身に罪を生む。」**〈defendit〉…〈defendo〉［弁護する］の 現 三 単、〈nocentem〉…〈nocens〉［罪のある］の 単 男 対（名略）、〈parit〉…〈pario〉［生む］の 現 三 単。

〈2150*bis*〉 **Nolenti non fit donatio.** ［Dōnātiō nōn fit nōlentī.］**「贈与は望まない［人］にはなされない。」**〈nolenti〉…〈nolo〉［望まない］現分〈nolens〉の単与（名略）。※「望む・望まない」→「索引」

〈2150*ter*〉 **Nolle adire hereditatem non videtur qui non potest adire.** ［Quī nōn potest adīre, nōn vidētur nōlle adīre hērēditātem.］**「相続を承認出来ない［人が］相続を承認することを望まないとは見られない。」**〈adire〉…〈adeo〉［ひきうける］の現不。※主格不定法の構文が見える。隠れている関係代名詞の先行詞主語は、〈videtur〉と〈nolle〉の双方にかかる。主不→〈98〉

〈2151〉 **Nolo contendere.** ［Nōlō contendere.］**「私は争うことを望まない。」**〈contendere〉…〈contendo〉［対抗する］の現不。

〈2152〉 **Nolumus leges Angliae mutari.** ［Nōlumus lēgēs Angliae mūtārī.］**「私たちは、イギリスの法律（法）が変更されることを望まない。」**〈Angliae〉…〈Anglia〉［イギリス］の単属、〈mutari〉…〈muto〉［変える］の受現不。※〈nolumus〉にひかれた対格不定法の構文が見える。対格形の〈leges〉は、意味上の主語として、〈mutari〉にかかる。対不→〈35〉

〈2153〉 **Nomen non sufficit, si res non sit de jure aut de facto.** ［Nōmen nōn sufficit, sī rēs nōn sit dē jūre aut dē factō.］（4 Co.Rep.107b）**「事物が法上あるいは事実上存在しない場合には、名称は［それだけでは］十分ではない。」**〈sufficit〉…〈sufficio〉［十分である］の現三単。※「タテマエ（法上）とホンネ（事実上）」→「索引」

〈2153*bis*〉 **Nomina et debita hereditaria inter heredes ipso jure dividuntur.** ［Nōmina et dēbita hērēditāria dīviduntur in hērēdēs jūre ipsō.］**「相続上の債権および債務は、相続人間では法上当然に分割される。」**〈hereditaria〉…〈hereditarius〉［相続の］の複中主、〈dividuntur〉…〈divido〉［分ける］の受現三複。

〈2154〉 **Nomina ipso jure divisa.** ［Nōmina dīvīsa jūre ipsō.］（*C. J.3,36,6*）**「金銭債権は法自体に依って分割されて［いる］。」**〈divisa〉…〈divido〉［分割する］の完分〈divisus〉の複中主（ここを、受動相完了三人称単数の形とらえて、「分割された」と訳出しかたをしてもよい）。※〈sunt divisa〉が本動詞こみの正式の構文を構成する形と見るとしても、その動詞の〈sunt〉が省略されてしまっているので、文全体の構造がとらえにくい。〈nomina〉にも〈divisa〉にも、長音符をとりさってしまうと、主格以外の形もちゃんとあるので、この四語だけでもいろいろな読みが可能だからである。

〈2155〉 **Nomina sunt mutabilia, res autem immobiles.** ［Nōminia sunt mūtābilia, autem rēs immōbilia.］（6 Co.Rep.20）**「名称は可**

変的であるが、しかし、物は不変的［である］。」〈mutabilia〉…〈mutabilis〉［可変的な］の 複 中 主、〈immobiles〉…〈immobilis〉［可変的な］の 複 女 主。※「可変的と不変的」→「索引」

〈2156〉 **Nomina sunt symbola rerum.**［Nōmina sunt symbola rērum.］（Godb.）**「［物の］名称は［その］物の象徴である。」**〈symbola〉…〈symbolum〉［象徴］の 複 主。※〈symbola〉の位置に〈notae〉［印］が入ってくる命題もある（11 Co.20）。〈notae〉は〈nota〉［しるし］の 複 主である。

〈2157〉 **Non a regnando rex est, sed jure regendo.**［Rēx est nōn ā rēgnandō, sed regendō jūre.］（Political Poems.1,57）**「国王は、［ただ］支配することに依ってではなくて、法に従って統治することに依って、［国王として］存在する。」**〈regnando〉…〈regno〉［支配する］の 動 名〈regnandum〉の 奪（単）、〈regendo〉…〈rego〉［指揮する］の 動 名〈regendum〉の 奪（単）。※ 動 名→〈153〉・〈1540〉。〈non ～ sed〉は相関語である。

〈2158〉 **Non accipi debent verba in demonstrationem falsam quae competunt in limitationem veram.**［Verba, quae competunt in līmitātiōnem vēram, nōn dēbent accipī in dēmōnstrātiōnem falsam.］（Bac.Max.13 ; Broom,Max.Reg.436）**「正しい限定に合致する文言は、誤まった表示の方向で理解されるべきではない。」**〈competunt〉…〈competo〉［一致する］の 現 三 複、〈limitationem〉…〈limitatio〉［制限］の 単 対、〈veram〉…〈verus〉［正しい］の 単 女 対、〈accipi〉…〈accipio〉［うけとる］の 受 現 不、〈demonstrationem〉…〈demonstratio〉［表示］の 単 対、〈falsam〉…〈falsus〉［偽りの］の 単 女 対。

〈2159〉 **Non advocatus nisi vocatus.**［Nōn advocātus nisi vocātus.］**「求められな［い］限りは、弁護人は立たな［い］。」** 〈advocatus〉…〈advoco〉［弁護人として招く］の見出し語 完 分、〈vocatus〉…〈voco〉［求める］の見出し語 完 分。※動詞が二つ省略されている。「言葉遊び」→「索引」

〈2160〉 **Non aetati, sed necessitati alimenta debentur.**［Alimenta dēbentur, nōn aetātī, sed necessitātī.］（*Ulp.D.25,3,5,2*）**「扶養は、年令に対してではなくて、必要性に対して負われる。」**〈alimenta〉…〈alimentum〉［扶養］の 複 主、〈aetati〉…〈aetas〉［年令］の 単 与。

〈2161〉 **Non alienat, qui dumtaxat omittit possessionem.**［Quī omittit possessiōnem dumtāxat, nōn aliēnat.］（*Ulp.D.50,17,119*; *D.4,7,4,1*）**「占有を放棄するだけの［人は］、譲渡しない。」**〈omittit〉…〈omitto〉［放棄する］の 現 三 単。

〈2162〉 **Non alienat, qui occasionem aquirendi(acquirendi) omittit.**［Quī omittit occāsiōnem aquīrendī(acquīrendī), nōn aliēnat.］(*Paul.D.50,16,28pr.*)「取得する機会を見のがす［だけの］［人は］、譲渡しない。」〈omittit〉…〈omitto〉［放棄する］の 現 三 単、〈occasionem〉…〈occasio〉［機会］の 単 対、〈aquirendi(acquirendi)〉…〈aquiro(acquiro)〉［取得する］の 動 名〈aquirendum(acquirendum)〉の 属（単）。※ 動 名→〈153〉・〈1540〉

〈2163〉 **Non alio modo puniatur quis, quam［secundum quod］se habeat condemnatio.**［Quis nōn pūniātur modō aliō, quam［secundum quod］ condemnātiō sē habeat.］(3 Co.Inst.217)「人が、有罪判決に示されている［こと］以外の方法では罰せられないよう。」〈modo〉…〈modus〉［方法］の 単 奪、〈condemnatio〉…「有罪判決」、〈se habeat〉…〈se habeo〉［～の状態にある］の 接 現 三 単。※〈alio (modo) ～, quam〉は相関語である。「代用型としての〈quis〉」→「索引」

〈2164〉 **Non aliter a significatione verborum recedi oportet quam cum manifestum est aliud sensisse testatorem.**［Nōn oportet recēdī ā sīgnificātiōne verbōrum aliter, quam cum est manīfestum tēstātōrem sēnsisse aliud.］(*Marce.D.32,69pr.*; Broom,Max.568)「遺言者が別の［こと］を考えたことが明白であるとき以外には、文言の意味から［解釈が］逸れるべきではない。」〈recedi〉…〈recedo〉［はなれる］の 受 現 不、〈significatione〉…〈significatio〉［意味］の 単 奪、〈manifestum〉…〈manifestus〉［明白な］の 単 中 主、〈sensisse〉…〈sentio〉［考える］の 完 不。※〈est manifestum〉にひかれた対格不定法の構文が見える。対格形の〈testatorem〉は、意味上の主語として、〈sensisse〉にかかる。 対 不→〈98〉。〈recedo〉は自動詞であるが、受動相の不定法が登場している。〈non aliter ～, quam〉は相関語である。

〈2165〉 **Non auditur perire volens.**［Volēns perīre nōn auditur.］(Best.Ev.423,385)「滅びることを望む［人］は、［その言分を］聴かれない。」〈volens〉…〈volo〉［望む］の見出し語 現 分（名略）、〈perire〉…〈pereo〉［滅びる］の 現 不、〈auditur〉…〈audio〉［聞く］の 受 現 三 単。※「分詞の訳しかた」→〈55〉・「索引」

〈2166〉 **Non bis in idem.**［Nōn bis in idem.］「同一の［こと］に対しては、二度［訴訟は］な［いよう］。」〈252〉・〈253〉・〈255〉・〈256〉・〈1919〉・〈1920〉・〈1991〉・〈1993〉・〈2167〉・〈3331〉

〈2167〉 **Non caret fraude, qui conventus testato perseverat.**［Quī conventus persevērat tēstātō, nōn caret fraude.］(*Ulp.D.42,8,10,3*)「証人立会の下で、訴えられて、争いとおす［人は］、詐術に欠ける

ところはない。」〈conventus〉…〈convenio〉［出あう］の見出し語 完 分、〈perseverat〉…〈persevero〉［継続する］の未完了過去 三 単、〈testato〉… デ 〈testor〉［誓言する］の 完 分〈testatus〉に由来する副詞、〈caret〉…〈careo〉［なしですます］の 現 三 単、〈fraude〉…〈fraus〉［詐欺］の 単 奪。

〈2168〉 **Non concedantur citationes priusquam exprimatur super qua re fieri debet citatio.** ［Citātiōnēs nōn concēdantur, priusquam exprimātur super quā rē citātiō dēbet fierī.］（12 Co.Rep. 47；1 Bouv.2169；Inst.58）「召喚状は、どのような事柄に関して召喚がされるべきであるかが明示される前には、付与されない。」〈citationes〉…〈citatio〉［召喚］の 複 主、〈concedantur〉…〈concedo〉［許し与える］の 受 現 三 複、〈exprimatur〉…〈exprimo〉［明瞭にのべる］の 受 現 三 単。

〈2169〉 **Non consentiunt, qui errant.** ［Quī errant, nōn cōnsentiunt.］（*Jul.D.2,1,15*；*C.J.1,18,8*；Brac.Fol.44；Bouv.Inst.58）「錯誤する［人は］合意しない。」〈758〉

〈2170〉 **Non constat.** ［Nōn cōnstat.］「それは確定していない。」〈constat〉…〈consto〉［確定している］の 現 三 単。※〈Non liquet.〉「それは明らかではない。」も二語構成の重要な命題である。〈liqueo〉［明らかである］が非人称表現の〈liquet〉の見出し語である。

〈2171〉 **Non corrigit, sed laedit, qui invitum regit.** ［Quī regit invītum, nōn corrigit, sed laedit.］（Syr.604）「［他の人を］その意思に反して支配する［人は］、［その人を］矯正するのではなくて、害する。」〈regit〉…〈rego〉［支配する］の 現 三 単、〈invitum〉…〈invitus〉［望まない］の 単 男 対（名略）、〈corrigit〉…〈corrigo〉［正す］の 現 三 単、〈laedit〉…〈laedo〉［傷つける］の 現 三 単。※「意思に反する」→「索引」

〈2172〉 **Non creditur referenti, nisi constat de relato.** ［Nōn crēditur referentī, nisi cōnstat dē relātō.］「引用された［こと］に関して確定しているのでない限りは、引用する［人］は信じられない。」〈referenti〉…〈refero〉［再現する］の 現 分〈referens〉の 単 男 与（名略）、〈relato〉…さきの〈refero〉の 完 分〈relatus〉の 単 中 奪（名略）。※「自動詞の受動相」→〈59〉・「索引」

〈2173〉 **Non damnatio sed causa hominem turpem facit.** ［Nōn damnātiō, sed causa facit hominem turpem.］（Sen.Mor.123）「有罪判決ではなくて、［その］原因が人を恥ずべき［人］とする。」〈damnatio〉…「有罪判決」、〈turpem〉…〈turpis〉［恥辱的な］の 単 男 対。※〈non ～ sed〉は相関語である。〈hominem〉と〈turpem〉は、直接的にはつながらない。「言葉の切りわけ」→「索引」

〈2174〉 **Non dat qui non habet.** ［Quī nōn habet, nōn dat.］（Br

oom,Max.467 ; Lofft,258)「持たない［人は］与えない。」

〈2174*bis*〉 **Non datur falsum in scripturam quae non est apta nocere.**［Falsum nōn datur in scrīptūram, quae nōn est apta nocēre.］「害することに適合しない文書に対しては、偽りの［もの］は与えられない。」〈falsum〉…〈falsus〉［偽りの］単中主（名略）、〈scripturam〉…〈scriptura〉［文書］の単対、〈apta〉…〈aptus〉［適した］の単女主、〈nocere〉…〈noceo〉［害する］の現不の単与。※例外的に、不定法が〈nocere〉にひかれて、与格に展開している→〈171〉。

〈2175〉 **Non debeo melioris condicionis esse quam auctor meus, a quo jus in me transit.**［Nōn dēbeō esse condiciōnis meliōris, quam auctor meus, ā quō jūs trānsit in mē.］(*Paul.D.50,17,175,1*)「私は、私に権利を移転する、私の前主よりもいっそう良い状況に置かれるべきではない。」〈auctor〉…「前主」、〈transit〉…〈transeo〉［移る］の現三単。※〈esse〉と属格の〈condicionis melioris〉との組み合わせで、「状況のものである」となり、結局は「状況におかれる」となる。「属格の訳しかた」→〈68〉・「索引」、「前置詞つきの関係代名詞」→〈96〉・「索引」。

〈2176〉 **Non debet actori licere, quod reo non permittitur.**［Quod nōn permittitur reō, nōn dēbet licēre āctōrī.］(*Ulp.D.50,17,41pr.*)「被告に許されない［ことは］、原告に許されるべきでない。」※「ローマ法のバランス感覚・法のバランス感覚」→「索引」、「原告と被告」→「索引」。〈2225〉

〈2177〉 **Non debet adduci exceptio ejus rei cujus petitur dissolutio.**［Exceptiō reī ējus, cūjus dissolūtiō petitur, nōn dēbet adducī.］(Bac.Max.2 ; Broom,Max.166)「解除が請求されるその事柄については、抗弁は提出されるべきではない。」〈dissolutio〉…「解除」、〈adduci〉…〈adduco〉［ひっぱる］の受現不。※「属格の訳しかた」→〈68〉・〈84〉・「索引」

〈2178〉 **Non debet alii nocere, quod inter alios actum esset.**［Quod esset āctum inter aliōs, nōn dēbet nocēre aliī.］(*Paul.D.12,2,10*)「他［人］の間でなされた［ことは］、その他の［人］を害するべきではない。」〈nocere〉…〈noceo〉［害する］の現不。

〈2179〉 **Non debet aliquis alterius odio praegravari.**［Aliquis nōn dēbet praegravārī ōdiō alterīus.］(Lib.Sex.5,13,22)「誰も、他の［人］への増悪のために負担を負わされるべきではない。」〈praegravari〉…〈praegravo〉［重荷を負わせる］の受現不、〈odio〉…〈odium〉［憎悪］の単奪。※「属格の訳しかた」→〈68〉・〈84〉・「索引」

〈2180〉 **Non debet alteri per alterum inqua conditio inferri.**

[Conditiō inīqua nōn dēbet īnferrī alterī per alterum.] (*Pap.D.50,17,74*)**「不利な条件は、一方の［人］に依って他方の［人］に課せられるべきではない。」**〈iniqua〉…〈iniquus〉［不利な］の 単 女 主、〈inferri〉…〈infero〉［さしだす］の 受 現 不。※「一方と他方」→「索引」

〈2181〉 **Non debet calamitas matris nocere ei, qui in utero est.** [Calamitās mātris nōn dēbet nocēre eī, quī est in uterō.] (*Marci.D.1,5,5,2*)**「母の不幸は、胎内に居る者を害するべきではない。」**〈calamitas〉…「不幸」、〈matris〉…〈mater〉［母］の 単 属、〈nocere〉…〈noceo〉［害する］の 現 不、〈utero〉…〈uterus〉［母胎］の 単 奪。

〈2182〉 **Non debet, cui plus licet, quod minus est, non licere.** [Quod est minus, nōn dēbet nōn licēre, cuī plūs licet.] (*Ulp.D.50,17,21*; Broom,Max.176)**「(いっそう) 多いことを許されている［人が］(いっそう)少ない[ことを]許されない、ということは在るべきではない。」**※〈cui〉と〈quod〉という、二つの関係代名詞の先行詞がともに隠れてしまっているので、文の構造がとてもとらえにくくなっている。「大（多）と小（少）」→「索引」

〈2183〉 **Non debet quis lucrari ex alieno damno.** [Quis nōn dēbet lucrārī ex damnō aliēnō.]**「誰も、他人の損失に基づいて利得するべきでない。」**〈lucrari〉… デ〈lucror〉［もうける］の 現 不（受）。※「利益（利得）と損失（損害・不利益・危険・責）」→「索引」、「代用型としての〈quis〉」→「索引」。

〈2183*bis*〉 **Non debet quis plures adoptare nisi ex justa causa.** [Quis nōn dēbet adoptāre plūrēs, nisi ex causā jūstā.]**「誰も、正しい原因に基づくのでな［い］限りは、多数の人を養子とするべきではない。」**〈adoptare〉…〈adopto〉［養子とする］の 現 不。※「代用型としての〈quis〉」→「索引」

〈2184〉 **Non decet homines dedere causa non cognita.** [Nōn dēcet dēdere hominēs, causā nōn cōgnitā.] (In re Washburn,4 Johns.Ch(N.Y.)114,8 Am.Dec.548 ; 3 Wheeler,Cr.Cas.(N.Y.)106,473,482)**「事情が審理されずに人を引渡すことは、適切ではない。」**〈decet〉…〈deceo〉［ふさわしい］の 現 三 単（非人称用法）、〈dedere〉…〈dedo〉［引渡す］の 現 不、〈cognita〉…〈cognosco〉［審理する］の 完 分〈cognitus〉の 単 女 奪。※〈decet〉にひかれた対格不定法の構文が見える。〈decet〉は、ここでは非人称的な用法になっている。対格形の主語は見えないが、その主語が〈dedere〉にかかる。 対 不→〈35〉。絶対的奪格の構文が見える。〈causa cognita〉は、「名詞（causa）プラス完了分詞（cognita）」型で、その意味は「～されて」である。日本語としては、能動相風に、「事情を審理しないまま」

とするのがベターであろう。 絶 奪→〈22〉

〈2184bis〉 **Non decipitur, qui scit se decipi.** ［Quī scit sē decipī, nōn dēcipitur.］（5 Co.Rep.60）**「自身が欺かれることを知っている［人は］、欺かれることに成らない。」** 〈scit〉…〈scio〉［知る］の 現 三 単、〈decipi〉…〈decipio〉［欺く］の 受 現 不、〈decipitur〉…さきの〈decipio〉の 受 現 三 単。※対格不定法の構文が見える。対格形の〈se〉は、意味上の主語として、〈decipi〉にかかる。 対 不→〈35〉。〈non tantum ～ sed et〉は相関語である。

〈2185〉 **Non deerat voluntas, sed facultas.** ［Voluntās nōn dēerat, sed facultās.］**「意思が欠けていたのではなくて、資力が欠けていた［だけ］である。」** 〈deerat〉…〈desum〉［欠ける］の未完了過去 三 単、〈facultas〉…「資力」。※〈non ～ sed〉は相関語である。

〈2186〉 **Non defendere videtur non tantum qui latiat, sed et is qui praesens negat se defendere aut non vult suscipere actionem.** ［Nōn tantum, quī latitat, sed et is, quī praesēns negat sē dēfendere, aut nōn vult suscipere āctiōnem, vidētur nōn dēfendere.］（*Ulp.D.50,17,52*）**「隠れている［人］だけではなく、在席していながら自身を防御することを拒むか、あるいは訴訟に応ずることを望まない人も、防御しないものと考えられる。」**〈latitat〉…〈latito〉［隠れている］の 現 三 単、〈praesens〉…〈praesum〉［在席している］の見出し語 現 分、〈negat〉…〈nego〉［拒否する］の 現 三 単、〈defendere〉…〈defendo〉［防御する］の 現 不、〈suscipere〉…〈suscipio〉［ひきうける］の 現 不。※主格不定法の構文が二重のかたちで見える。〈is〉は、主語として、〈videtur〉と〈defendere〉の双方にかかる。また、関係代名詞の〈qui〉は、主語として、〈negat〉と〈defendere〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉。〈praesens〉という「分詞の訳しかた」→〈55〉。〈non tantum ～ sed et〉は相関語である。

〈2187〉 **Non deficit jus, sed probatio.** ［Jūs nōn dēficit, sed probātiō.］（*Paul.D.26,2,30*）**「法が欠けているのではなくて、証明［の方］が［欠けている［だけである］。」**〈deficit〉…〈deficio〉［欠ける］の 現 三 単。※〈non ～ sed〉は相関語である。「タテマエ（法律（法））とホンネ（証明）」→「索引」

〈2188〉 **Non definitur in jure quid sit conatus.** ［Quid sit cōnātus, nōn dēfīnitur in jūre.］（6 Co.Rep.42）**「なにが未遂であるかは、法に於いては定義されない。」**〈conatus〉=〈conatum〉…「未遂」、〈definitur〉…〈definio〉［明示する］の 受 現 三 単。「疑問代名詞」→「索引」

〈2189〉 **Non dicta revocari nequerunt.** ［Nōn dicta nequerunt revocārī.］**「言われなかった［こと］は、撤回されることは出来ない。」**〈di

cta〉…〈dico〉［言う］の 完 分〈dictus〉の 複 中 主（ 名略 ）、〈nequerunt〉…〈nequeo〉［できない］の 現 三 複、〈revocari〉…〈revoco〉［よびもどす］の 受 現 不。

〈2190〉 **Non differunt quae concordant re, tametsi non in verbis iisdem.**［Quae concordant rē, tametsī nōn in verbīs iīsdem, nōn differunt.］（Jenk.Cent.70）**「実質に於いて合致している［もの］の間では、たとえそれらが同一の言葉で［表現されてい］なくても、差異はない。」**〈concordant〉…〈concordo〉［調和する］の 現 三 複、〈differunt〉…〈differo〉［異なる］の 現 三 複。

〈2191〉 **Non donat, qui necessariis oneribus succurrit.**［Quī succurrit oneribus necessāriīs, nōn dōnat.］（*Ulp.D.24,1,21pr.*）**「必要な［金銭］負担に助力する［人は］、贈与しない。」**〈succurrit〉…〈succurro〉［助ける］の 現 三 単、〈oneribus〉…〈onus〉［負担］の 複 与、〈necessariis〉…〈necessarius〉［必要な］の 複 中 与、〈donat〉…〈dono〉［贈与する］の 現 三 単。

〈2192〉 **Non dubitatur, etsi specialiter venditor evictionem non promiserit, re evicta, ex empto competere actionem.**［Nōn dubitātur āctiōnem ex emptō competere, rē ēvictā, etsī vēnditor ēvictiōnem nōn prōmīserit speciāliter.］（*C.J.8,44,6*；Broom,Max.528）**「たとえ売主が特に追奪について保証しなかったとしても、物が追奪されると、購入に基づく訴権が帰属することは、疑われない。」**〈dubitatur〉…〈dubito〉［疑う］の 受 現 三 単、〈empto〉…〈emptum〉［購入］の 単 奪、〈competere〉…〈competo〉［会う］の 現 不、〈evicta〉…〈evinco〉［完全に勝つ］の 完 分〈evictus〉の 単 女 奪、〈evictionem〉…〈evictio〉［追奪］の 単 対、〈promiserit〉…〈promitto〉［保証する］の 接 完 三 単。※〈dubitatur〉にひかれた対格不定法の構文が見える。対格形の〈actionem〉は、意味上の主語として、〈competere〉にかかる。 対 不→〈35〉。〈promiserit〉は、直説法未来完了の変化形でもある。絶対的奪格の構文が見える。「名詞（re）プラス完了分詞（evicta）」型で、その意味は「～すると」である。 絶 奪→〈22〉

〈2192*bis*〉 **Non dubium est in legem committere eum qui verba legis amplexus contra legis voluntatem nititur.**［Nōn est dubium eum, quī amplexus verbīs lēgis nītitur contrā voluntātem lēgis, committere in lēgem.］**「法律（法）の文言を重んじながら、［法律（法）の］意図に反して行動する人が法律（法）を犯すことには、疑いはない。」**〈amplexus〉… デ〈amplector〉［重んずる］の見出し語 完 分（能動相のニュアンス）、〈nititur〉… デ〈nitor〉［ねらう］の 現 三 単（ 受）、〈committe

re〉…［行なう］の 現 不。※〈est dubium〉にひかれた対格不定法の構文が見える。対格の〈eum〉は、意味上の主語として、〈committere〉にかかる。対 不→〈98〉、「分詞の訳しかた」→〈55〉・「索引」、「文言と意図」→「索引」、「タテマエ（文言）とホンネ（意図）」→「索引」。

〈2193〉 **Non efficit affectus nisi sequatur effectus.**［Affectus nōn efficit, nisi effectus sequātur.］（1 Rolle,226）**「効果が伴わない限り、意図は［なにも］生じさせない。」**〈affectus〉…「意図」、〈efficit〉…〈efficio〉［もたらす］の 現 三 単。※「タテマエ（意図）とホンネ（効果）」→「索引」

〈2194〉 **Non esse consuetudinem populi Romani, ullam accipere ab hoste armato conditionem.**［Accipere conditiōnem ullam ab hoste armātō, nōn esse cōnsuētūdinem populī Rōmānī.］（Caes. B.G.5(2),41）**「武装状態にある敵からなんらかの［和平］提議を受けいれることが、ローマ国民の慣行でないこと。」**〈accipere〉…〈accipio〉［うけとる］の 現 不、〈conditionem〉…〈conditio〉［申しこみ］の 単 対、〈hostе〉…〈hostis〉［敵］の 単 奪、〈armato〉…〈armatus〉［武装した］の 単 男 奪、〈populi〉…〈populus〉［国民］の 単 属、〈Romani〉…〈Romanus〉［ローマの］の 単 男 属。※〈esse〉という不定法で止められているので、これは、文章命題としては、不完全なものである。〈accipere〉は、主格の形ではなく、対格の形の方である（不定法は中性単数の名詞として扱われ、主格と対格しかない）。〈accipere〉という対格形の名詞（不定法）→〈171〉）は、意味上の主語として、〈esse〉にかかる。「不定法止」→「索引」、対 不→〈35〉。「国際法」→「索引」

〈2195〉 **Non est arctius vinculum inter homines quam jusjurandum.**［Vinculum arctius, quam jūsjūrandum, nōn est inter hominēs.］（*Gai.D.12,2,1*；Jenk.Cenl.126）**「人間の間では、宣誓よりもいっそう強固な鎖は、ない。」**〈vinculum〉…「鎖」、〈arctius〉…〈arctus〉［固い］の 比〈arctior〉の 単 中 主、〈jusjurandum〉…「宣誓」。

〈2196〉 **Non est certandum de regulis juris.**［Nōn est certandum dē rēgulīs jūris.］**「法の原則に関して論議される必要は、ない。」**〈certandum〉…〈certo〉［争う］の 動 形〈certandus〉［争われるべき［である］］の 単 中 主、〈regulis〉…〈regula〉［原則］の 複 奪。※ 動 形→〈1〉

〈2197〉 **Non est consonum rationi, quod cognitio accessorii in curia Christianitatis impediatur ubi cognitio causae principalis ad forum ecclesiasticum noscitur pertinere.**［Quod cōgnitiō accēssōriī impediātur in cūriā Christiānitātis, ubī cōgnitiō causae prīncipālis nōscitur pertinēre ad forum ecclēsiāsticum, nōn es

t cōnsonum ratiōnī.］(12 Co.Rep.65)**「主たる状況の審理が教会裁判所に委ねられることが知られているときに、従属的な［こと］の審理がキリスト教教団の法廷に於いて阻止されることは、理に合致しない。」**〈cognitio〉…「審理」、〈accessorii〉…〈accessorius〉［付従的な］の 単 中 属（名略）、〈impediatur〉…〈inpedio〉［阻止する］の 接 受 現 三 単、〈curia〉…〈curia〉［法廷］の 単 奪、〈Christianitatis〉…〈Christianitas〉［キリスト教団］の 単 属、〈principalis〉…〈principalis〉［主たる］の 単 女 属、〈noscitur〉…〈noscio〉［知る］の 受 現 三 単、〈pertinere〉…〈pertineo〉［かかわる］の 現 不、〈forum〉…〈forum〉［裁判所］の 単 対、〈ecclesiasticum〉…〈ecclesiasticus〉［教会の］の 単 中 対、〈consonum〉…〈consonus〉［適合した］の 単 中 主。※主格不定法の構文が見える。主語の〈cognitio〉は、〈noscitur〉と〈pertinere〉の双方にかかる。主 不→〈98〉、「主と従」→「索引」、「タテマエ（主）とホンネ（従）」→「索引」。

〈2198〉 **Non est disputandum contra principia negantem.**［Nōn est disputandum contrā negantem prīncipia.］(Co.Litt.343)**「原則を否定する［人］を相手方として議論するべきではない。」**〈disputandum〉…〈disputo〉［討議する］の 動 形〈disputandus〉［討議するべき［である］］の 単 中 主、〈negantem〉…〈nego〉［否定する］の 現 分〈negans〉の 単 男 対（名略）、〈principia〉…〈principium〉［原則］の 複 対。※ 動 形→〈1〉、「自動詞の動形容詞」→〈574〉・「索引」。

〈2199〉 **Non est in mora, qui potest exceptione legitima se tueri.**［Quī potest tuerī sē exceptiōne lēgitimā, nōn est in morā.］(Lib.Sex.5,13,60)**「適法な抗弁に依って自身を守ることが出来る［人は］、遅滞にはない。」**〈tueri〉… デ〈tueor〉［守る］の 受 現 不、〈exceptione〉…〈exceptio〉［抗弁］の 単 奪、〈mora〉…〈mora〉［遅滞］の 単 奪。※「辞書」の［52］には、三人称（単数および複数）の対格（奪格）の再帰代名詞としての〈se〉・〈sese〉が示されているが、これらは、仏語・西語の〈se〉、伊語の〈si〉の元祖であり、独語の〈sich〉、英語の〈oneself〉の仲間であるが、近代欧米語においては、ラテン語の場合以上に、重要な役割をうけもっている。これらを組みこんだ再帰動詞のグループは、ラテン語文法ではそれほど明確な意味づけをされていないように思われる。もちろん、上例の〈se tueor〉のように〈se〉を含んだ用例は法律ラテン語格言のなかにいくつもあるが、これらの動詞について、辞書には〈se〉つきの用例の解説はあまりない。一方、〈moveo〉［動かす］の項には、〈se moveo〉（または pass.［受動相］）とあって、「動きだす」などの訳がついている。このように、近代欧米語の場合と同じように、他動詞を自動詞にきりかえたり、受動相風にしたりするさいに、再帰代名詞が用いられるケースもかなり存在するわ

けである。ただ、〈se〉とくれば、「自身を」という対格的な訳をひとまずつけて様子を見てみる、というだけでは、十分ではない。つまり、あの「対格不定法」(〈35〉の解説を参照)のなかに対格の〈se〉が組みこまれているときには、「自身が」というように、しっかりと主語的にとらえていかなければならないからである。超難解な言いまわしであって、解読例としてはあまり適当ではないが、〈Sperat se absolutum iri.〉[彼は、自身が解放されるであろうことを望む。]という構文中に見える〈se〉がそれである。見出し語は、〈spero〉[望む]、〈absolvo〉[解放する]、〈eo〉[行く]であるが、〈absolutum iri〉というのは、〈absolvo〉の目的分詞(第一スピーヌム)である〈absolutum〉[釈放するために]と〈eo〉[行く]の受動相現在不定法である〈iri〉とがあわさって、「釈放されるであろうこと」という未来の受動相不定法を構成することになっている(ちなみに、能動相の未来不定法は、未来分詞の方をくみこんだ、〈absoluturus esse〉[解放するであろうこと]で、構造はまったく異なる)。これが〈spero〉という、対格不定法をひく動詞とつながっているわけである。このとき、短絡的に「自身を解放する」とやってしまうと、とんでもない事態がおきる。第一スピーヌムについては、[A]部門第三部第四章(2)—p.46ff.の説明を参照して頂きたい。目的分詞→「索引」。いずれにしても、再帰代名詞というのは、主語となっている人・物に関係する代名詞で、三人称(単複)のところで、独特の形がある(一人称と二人称では、人称代名詞と同形になるので、目立たない)。法律ラテン語の命題では、法が、その本質上、対人関係を規制するものなので、主人公は自身にかかわる状況にしばしば直面するのであるが、そのとき再帰代名詞が登場する。また、相手方や第三者についても、彼らなりの「自身」というファクターが重要になる。

〈2200〉 **Non est justum aliquem antenatum post mortem facere bastardum qui toto tempore vitae suae pro legitimo habebatur.** [Facere antenātum aliquem, quī habēbātur prō lēgitimō tempore tōtō vītae suae, bastardum post mortem, nōn est jūstum.] (Co.Litt.2442 ; Bart.Max.49) **「その生涯の全期間に於いて嫡出子と扱われていた、すでに生まれていたある人を[その]死後に婚外子とすることは、公正ではない。」** 〈antenatum〉…〈antenatus〉[前に生まれた]の 単 男 対 (名略)、〈vitae〉…〈vita〉[人生]の 単 奪、〈bastardum〉…〈bastardus〉[婚外子]の 単 対、〈mortem〉…〈mors〉[死]の 単 対。※不定法が主語となっている。「不定法」→「索引」、〈facio〉は、この場合、「〜を〜とする」という意味のものである。「言葉の切りわけ」→「索引」

〈2200*bis*〉 **Non est magnum damnum in mora modici temporis.** [Damnum nōn est māgnum in morā temporis modicī.] **「短時間の遅**

滞に於いては、損害は大きくはない。」〈mora〉…〈mora〉［遅滞］の 単 奪、〈modici〉…〈modicus〉［ささいな］の 単 中 属。

〈2201〉 **Non est mendacio imputanda simulatio veri adjurix.** ［Simulātiō, adjūtrix vērī, nōn est imputanda mendāciō.］（Petrarca,Epist.D.Reb.Fam.22,5）**「真実の［こと］の補助者である仮装は、虚偽に属するものとされるべきではない。」**〈simulatio〉…「仮装」、〈adjutrix〉…「［女の］補助者」、〈veri〉…〈verum〉［真実の］の 単 中 属（名略）、〈imputanda〉…〈imputo〉［帰する］の 動 形〈imputandus〉［帰せられるべき［である］］の 単 女 主、〈mendacio〉…〈mendacium〉［うそ］の 単 与。※ 動 形→〈1〉。〈adjutrix〉は、〈adjutor〉の女性用の形であるが、これは、主語の〈simulatio〉が女性名詞であるために文法上とらされている形である。〈382〉〈Confessio est regina probationum.〉を、「自白は証拠の女王である。」と訳さずに、「自白は証拠の王である。」とする必要があるのと同じことである。〈confessio〉［自白］も女性名詞である。ここでは、〈rex〉と〈regina〉が男・女性で対応している。〈probationum〉は〈probatio〉［証拠］の複数属格である。「女性名詞の男性名詞読み」→「索引」

〈2202〉 **Non est novum ut priores leges ad posteriores trahantur.** ［Ut lēgēs priōrēs trahantur ad posteriōrēs, nōn est novum.］（*Paul.D.1,3,26*；Broom,Max.28,348）**「（比較的）前の法律（法）が（比較的）後の法律（法）へと引きよせられることは、新奇なことではない。」**〈trahantur〉…〈traho〉［ひく］の 受 現 三 複、〈novum〉…〈novus〉［新しい］の 単 中 主。※〈ut〉という接続詞を用いるやりかたは、対格不定法を用いる場合よりも明快である。これは近代欧米語で用いられる構文と似ているものである。「前と後」→「索引」

〈2203〉 **Non est obligatorium contra bonos mores praestitum juramentum.** ［Jūrāmentum praestītum contrā mōrēs bonōs nōn est obligātōrium.］（Lib.Sex.5,13,58）**「良い習慣に反してなされた誓約は、拘束力を持つものではない。」**〈juramentum〉…「誓約」、〈praestitum〉…〈praesto〉［示す］の 完 分〈praestitus〉の 単 中 主、〈mores〉…〈mos〉［習慣］の 複 対、〈obligatorium〉…〈obligatorius〉［義務的な］の 単 中 主。〈1250〉

〈2204〉 **Non est princeps super leges, sed leges supra principem.** ［Prīnceps nōn est super lēgēs, sed lēgēs suprā prīncipem.］（Plin.Min.Pan.Traj.65）**「君主が法律（法）の上に在るのではなくて、法律（法）が君主の上に［在る］。」**〈princeps〉…「君主」、〈principem〉…さきの〈princeps〉の 単 対。※〈non ～ sed〉は相関語である。

〈2205〉 **Non est recedendum a communi observantia.** ［Nōn est

recēdendum ā obsevantiā commūnī.]（2 Co.Rep.74a）**「共通の慣行から逸れるべきではない。」**〈recedendum〉…〈recedo〉［はなれる］の 動 形〈recedendus〉［はなれるべき［である］］の 単 中 主、〈observantia〉…〈observantia〉［慣行］の 単 奪。※ 動 形→〈1〉、「自動詞の動形容詞」→〈574〉・「索引」。

〈2206〉 **Non est regula quin fallit.** ［Rēgula, quīn fallit, nōn est.］（*Jav.D.50,17,202*；Off.Ex.212；Plowd.162）**「欠陥を持たない原則はない。」**〈regula〉…「原則」、〈quin〉…「～しないところの」（＝〈qui non〉）、〈fallit〉…〈fallo〉［たおれる］の 現 三 単。

〈2207〉 **Non est sine culpa, qui rei, quae ad eum non pertinet, se immiscet.** ［Quī immīscet sē reī, quae nōn pertinet ad eum, nōn est sine culpā.］（*Pomp.D.50,17,36*；Lib.Sex.5,13,19）**「自身に係わらない事柄に介入する［人は］、過失なしではない。」**〈immiscet〉…〈immisceo〉［介入させる］の 現 三 単、〈pertinet〉…〈pertineo〉［かかわる］の 現 三 単。〈3792〉

〈2207*bis*〉 **Non est singulis concedendum quod per magistratum publice possit fieri.** ［Quod possit fierī per magistrātum pūblicē, nōn est concēdendum singulīs.］**「政務官（公職者）を通じて公けになされることが可能な［ことは］、個人には許されるべきではない。」**〈magistratum〉…〈magistratus〉［政務官］の 単 対、〈concedendum〉…〈concedo〉［ゆずる］の 動 形〈concedendus〉［ゆずられるべき［である］］の 単 中 主、〈singulis〉…〈singuli〉［個々の］の 複 男 与。

〈2208〉 **Non ex alterius facto praegrvari debet.** ［Nōn dēbet praegravārī ex factō alterīus.］（2 Kent.Com.646）**「［誰も、］他［人］の行為に基づいて負担を負わされるべきではない。」**〈praegravari〉…〈praegravo〉［重荷を負わせる］の 受 現 不。

〈2209〉 **Non ex opinionibus singulorum, sed ex communi usu, nomina exaudiri debent.** ［Nōmina dēbent exaudīrī, nōn ex opinionibus singulōrum, sed ex ūsū commūnī.］（*Cel.D.33,10,7,2*）**「名称は、各個人の意見に基づいてではなく、共通の慣用に基づいて、了解されるべきである。」**〈exaudiri〉…〈exaudio〉［聞きわける］の 受 現 不、〈opinionibus〉…〈opinio〉［意見］の 複 奪、〈singulorum〉…〈singuli〉［個々の］の 複 男 属（名略）。※〈non ～ sed〉は相関語である。

〈2210〉 **Non ex regula jus sumatur, sed ex jure, quod est, regula fiat.** ［Jūs nōn sumātur ex rēgulā, sed rēgula fīat ex jūre, quod est.］（*Paul.D.50,17,1*）**「法が法範から取りだされるべきではなく、［現に］存在する法から法範が作りだされるべきである。」**〈sumatur〉…〈s

umo〉［とりだす］の 接 受 現 三 単、〈regula〉…〈regula〉［法範］の 単 奪。※〈non ～ sed〉は相関語である。「タテマエ（法範）とホンネ（法）」→「索引」

〈2211〉 **Non exemplis, sed legibus judicandum est.**［Est jūdicandum nōn exemplīs, sed lēgibus］（*C.J.7,45,13*）**「先例に依ってでなく、法律（法）に依って、裁かれるべきである。」**〈judicandum〉…〈judico〉［裁く］の 動 形〈judicandus〉［裁かれるべき［である］］の 単 中 主、〈exemplis〉…〈exemplum〉［前例］の 複 奪。※〈non ～ sed〉は相関語である。 動 形→〈1〉、「タテマエ（法範）とホンネ（法）」→「索引」。

〈2212〉 **Non existentis nulla sunt jura.**［Jūra nūlla nōn existentis sunt.］**「存在しない［もの］については、なんらの権利も存在しない。」**〈existentis〉…〈existo〉［生ずる］の 現 分〈existens〉の 単 中 属（名略）。※「文頭の属格」→「索引」

〈2213〉 **Non facias malum, ut inde fiat bonum.**［Nōn faciās malam, ut bonum fīat inde.］（5 Co.Rep.30b；11 Co.Rep.74a）**「君は、［悪い［こと］］から良い［こと］が生ずるようにと、悪い［こと］をなすべきではない。」**※〈facias〉は接続法であるが、この場合には、その接続法の用法の一つのあらわれとして、命令のニュアンスがかもしだされている。ふつう、二人称の命令の場合には、命令法が用いられるが、〈facias〉の方が、法的な命題の表記としては、上品なように見える。「接続法」→「索引」、「良いと悪い」→「索引」。〈2280〉

〈2214〉 **Non facile de innocente crimen fingitur.**［Crīmen fingitur dē innocente nōn facile.］（Syr.427,612）**「無実の［人］から犯罪は容易には作りあげられない。」**〈fingitur〉…〈fingo〉［形成する］の 受 現 三 単、〈innocente〉…〈innocens〉［無実の］の 単 男 奪（名略）。

〈2215〉 **Non facile debet admitti voluntatis divisio.**［Dīvīsiō voluntātis dēbet admittī nōn facile.］（*Pap.D.34,9,18,2*）**「意思の分割は安易には認められるべきではない。」**〈divisio〉…「分割」、〈admitti〉…〈admitto〉［認める］の 受 現 不。※部分否定の構文が見える。

〈2216〉 **Non facit fraudem, qui facit, quod debet.**［Quī facit, quod dēbet, nōn facit fraudem.］**「［なす］義務のある［ことを］なす［人は］、詐欺をなすことにはならない。」**〈fraudem〉…〈fraus〉［詐欺］の 単 対。※〈qui〉と〈quod〉が、二重構造の関係代名詞として登場する。先行詞はともに省略されている。

〈2216*bis*〉 **Non fatetur qui errat, nisi jus ignoravit.**［Quī errat, nōn fatētur, nisi īgnōrāvit jūs.］**「誤まる［人］は、法を知らなかった場合以外には、自白しない。」**〈fatetur〉… デ〈fateor〉［自白する］の 現 三 単

(受)、〈ignoravit〉…〈ignoro〉［知らない］の完三単。

〈2217〉 **Non firmatur tractu temporis, quod de jure ab initio non subsistit.**［Quod nōn subsistit dē jūre ab initiō, nōn fīrmātur tractū temporis.］(*Paul.D.50,17,29*; Lib.Sex.5,13,18)「法上当初から存立していない［ものは］、時の経過に依って固められない。」〈subsistit〉…〈subsisto〉［たちどまる］の現三単、〈initio〉…〈initium〉［初め］の単奪、〈firmatur〉…〈firmo〉［確かにする］の受現三単、〈tractu〉…〈tractus〉［進行］の単奪。〈19〉・〈3004〉

〈2217*bis*〉 **Non fraudationis causa latitat qui si judicium acciperet, absolvi deberet.**［Quī dēbēret absolvī, sī acciperet jūdicium, latitat nōn fraudātiōnis causā.］「裁判に応じた場合に免訴されるはずの［人は］、欺くために隠れるのではない。」〈absolvi〉…〈absolvo〉［免訴する］の受現不、〈acciperet〉…〈accipio〉［うけいれる］の接未完了過去三単、〈latitat〉…〈latito〉［隠れる］の現三単、〈fraudationis〉…〈fraudatio〉［欺罔］の単属。

〈2218〉 **Non hominis culpa, sed ista loci.**［Culpa nōn hominis, sed ista locī.］(Ov.Tr.5,7,60)「［それは］人の罪過ではな［く］て、場所のそれ［である］。」※〈non ～ sed〉は相関語である。

〈2219〉 **Non ibi consistunt exempla ubi coeperunt.**［Exēmpla nōn cōnsistunt ibī, ubī coepērunt.］「先例は、それが［存在し」始めるところでは、存在しない。」〈exempla〉…〈exemplum〉［模範］の複主、〈consistunt〉…〈consisto〉［位置する］の現三複、〈coeperunt〉…〈coepi〉［はじめた］(見出し語は完了形である)の三複(完)。※〈ibi ～, ubi〉は相関語である。「現在形の意味をもつ完了」→「索引」

〈2220〉 **Non impedit clausula derogatoria, quo minus ab eadem potestate res dissolvantur, a quo constituuntur.**［Clausula dērōgātōria nōn impedit, quō minus rēs dissolvantur ab potestāte eādem, ā quō cōnstituuntur.］(Bac.Max.Reg.19; Broom,Max.347)「撤廃に関する条項は、ある事柄が、その条項を設定するのと同じ権力に依って解消されることを、妨げない。」〈clausula〉…「条項」、〈derogatoria〉…〈derogatorius〉［部分的に廃止する］の単女主、〈impedit〉…〈impedio〉［妨げる］の現三単、〈dissolvantur〉…〈dissolvo〉［解く］の受現三複、〈constituuntur〉…〈constituo〉［定める］の受現三複。※〈quo minus〉→『新ラテン文法』§686

〈2221〉 **Non in legendo, sed intelligendo leges consistunt.**［Lēgēs cōnsistunt nōn in legendō, sed in intelligendō.］(8 Co.Rep.167)「法律(法)は読むことではなくて、理解することから成りたっている。」

〈consistunt〉…〈consisto〉［なりたつ］の 現 三 複、〈legendo〉…〈lego〉［読む］の 動 名〈legendum〉の 奪（単）、〈intelligendo〉…〈intelligo〉［理解する］の 動 名〈intelligendum〉の 奪（単）。※〈non ～ sed〉は相関語である。動 名→〈153〉・〈1540〉。「タテマエ（読む）とホンネ（理解する）」→「索引」

〈2222〉 **Non innocens est timidus, qui legem timet.**［Timidus, quī timet lēgem, nōn est innocēns.］(Pseudo－Seneca,Proverbia,38)**「法律（法）を恐れる臆病な［人］は、立派ではない。」**〈timidus〉…「不安な」を意味する見出し語形容詞が名詞化したもの、〈timet〉…〈timeo〉［おそれる］の 現 三 単、〈innocens〉…「立派な」。

〈2223〉 **Non jus ex regula, sed regula ex jure.**［Nōn jūs ex rēgulā, sed rēgula ex jūre.］(*Paul.D.50,17,1*；Fleta.Lib.6.C.14；Tray. Lat.Max.384)**「法が法範から［作られる］のではなくて、法範が法から［作られる］。」**〈regula〉…〈regula〉［法範］の 単 奪。※「法範」は、少し弱い意味において、「法原則」・「法準則」のようなものと考えてよい。一方、「法」は、ごく広い意味のものである。動詞が省略されている。〈non ～ sed〉は相関語である。「タテマエ（法範）とホンネ（法）」→「索引」

〈2224〉 **Non jus sed seisina, facit stipitem.**［Nōn jūs sed seisīna, facit stīpitem.］(Fleta.Lib.6.C.142,2,§2)**「権利ではなく、占有が、株を作る。」** 〈seisina〉…「占有」、〈stipitem〉…〈stipes〉［幹］の 単 対。※〈non ～ sed〉は相関語である。「タテマエ（権利）とホンネ（占有）」→「索引」

〈2224*bis*〉 **Non jus tibi deficit, sed probatio.**［Nōn jūs dēficit tibi, sed probātiō.］**「法が君に欠けているのではなく、証明が欠けている。」**〈deficit〉…〈deficio〉［欠ける］の 現 三 単。※〈non ～, sed〉は相関語である。「タテマエ（法律（法））とホンネ（証明）」→「索引」

〈2225〉 **Non licet actori, quod reo licitum non existit(exsisti t).**［Quod nōn existit(exisitit) licitum reō, nōn licet āctōrī.］(Lib. Sex.5,13,32)**「被告に許されたものと成っていない［ことは］、原告に［も］許されない。」**〈existit(exsistit)〉…〈existo(exsisto)〉［生ずる］の 現 三 単、〈licitum〉…〈licitus〉［許されている］の 単 中 主。※「原告と被告」→「索引」。〈2176〉

〈2225*bis*〉 **Non licet magistratibus aliquid injuriose facere ne c dicere.**［Nōn licet magistrātibus facere nec dīcere aliquid injūriōsē.］**「政務官（公職者）には、あることを不法侵害をなすかたちでなすことも言明することも、許されない。」**〈magistratibus〉…〈magistratus〉［政務官］の 複 与。

〈2226〉 **Non licet, quod dispendio licet.** ［Quod licet dispendiō, nōn licet.］(Co.Litt.127b)「損害のために［のみ］許される［ことは］、許されない。」〈dispendio〉…〈dispendium〉［損害］の 単 与。

〈2227〉 **Non liquet.** ［Nōn liquet.］(*Ulp.D.4,8,13,4*；*Paul.(Pomp.) D.42,1,36*；Gellius,Noctes Atticae,14,2,25；Cic.Pro Clu.76)「それは明らかではない。」〈liquet〉…〈liqueo〉［明瞭である］の 現 三 単（非人称的な用法）。※〈N.L.=Non liquet.〉は、よく知られた略語で、「証拠不十分」などを意味する。同じように二語からなる簡潔で意味深長な表現として、〈Non constat.〉［それは確定していない＝明らかではない。］があるが、これも「証拠不十分」を示すことがある。〈constat〉は、〈consto〉［たつ］の 現 三 単である。

〈2228〉 **Non nasci, et natum mori, paria sunt.** ［Nōn nāscī, et nātum morī, paria sunt.］(*Paul.D.50,16,129*)「［そもそも］生まれないことと死んだ状態で生まれることとは、同等である。」〈nasci〉… デ〈nascor〉［生まれる］の 現 不、〈natum〉…〈natus〉［生まれた］の 単 男 対（名略）、〈mori〉… デ〈morior〉［死ぬ］の 現 不、〈paria〉…〈par〉［等しい］の 複 中 主。※〈est paria〉にひかれた対格不定法の構文が見える。対格形の〈natum〉は、意味上の主語として、〈mori〉にかかる。 対 不→〈35〉

〈2229〉 **Non negligentibus subvenitur, sed necessitate rerum impeditis.** ［Nōn subvenitur negligentibus, sed impeditīs necessitāte rērum.］(*Paul.D.4,6,16*)「怠慢な［人々］にではなくて、物事の緊要のために妨げられた［人々］に、助けが与えられる。」〈subvenitur〉…〈subvenio〉［助ける］の 受 現 三 単、〈negligentibus〉…〈negligo〉［おろそかにする］の 現 分〈negligens〉の 複 男 与（名略）、〈impeditis〉…〈impedio〉［妨げる］の 完 分〈impeditus〉の 複 男 与（名略）。※「自動詞の受動相」→〈59〉・「索引」。〈non ～, sed〉は相関語である。

〈2230〉 **Non numeranda, sed ponderanda argumenta.**［Argūmenta nōn nūmeranda, sed ponderanda.］「論証は、算えられるべきでな［く］て、量られるべき［である］。」〈argumenta〉…〈argumentum〉［推論］の 複 主、〈numeranda〉…〈numero〉［算える］の 動 形〈numerandus〉［数えられるべき［である］］の 複 中 主、〈ponderanda〉…〈pondero〉［量る］の 動 形〈ponderandus〉［量られるべき［である］］の 複 中 主。※ 動 形→〈1〉。〈non ～, sed〉は相関語である。動詞が省略されている。「数えると量る」→「索引」、「タテマエ（数）とホンネ（量）」→「索引」。

〈2231〉 **Non numero haec judicantur, sed pondere.** ［Haec jūdicantur, nōn numerō, sed pondere.］(Cic.De Off.2,22,79)「これらは、数に依ってではなくて、重みに依って、判断される。」〈numero〉…〈nume

rus〉［数］の 単 奪、〈pondere〉…〈pondus〉［重さ］の 単 奪。※〈non ～ sed〉は相関語である。「数と重み」→「索引」、「タテマエ（数）とホンネ（重み）」→「索引」。

〈2232〉 **Non obligat lex nisi promulgata.**［Lēx, nisi prōmulgāta, nōn obligat.］**「法律（法）は、公布されたものでな［い］限りは、［人を］拘束しない。」**〈promulgata〉…〈promulgo〉［公知させる］の 完 分〈promulgatus〉の 単 女 主。

〈2233〉 **Non observata forma infertur adnullatio actus.**［Adnūllātiiō āctūs īnfertur, fōrmā nōn observātā.］（5 Co.Rep.20；12 Co.Rep.7）**「方式が守られなければ、行為の無効が引きおこされる。」**〈adnullatio〉…「無効」、〈infertur〉…〈infero〉［生じさせる］の 受 現 三 単、〈forma〉…〈forma〉［形式］の 単 奪、〈observata〉…〈observo〉［注意する］の 完 分〈observatus〉の 単 女 奪。※絶対的奪格の構文が見える。「名詞（forma）プラス完了分詞（observata）」型で、その意味は「～すると」である。絶 奪→〈22〉

〈2234〉 **Non officit affectus nisi sequatur effectus. Sed in atrocioribus delictis punitur affectus licet non sequatur effectus.**［Affectus nōn officit, nisi effectus sequātur. Sed affectus pūnītur in dēlictīs atrōciōribus, licet effectus nōn sequātur.］（1 Rolle,226；2 Rolle.89,11；Co.Rep.98）**「意図は、結果が続いて生じない限りは、損害を生じさせない。しかし、比較的重大な犯罪に於いては、たとえ結果が続いて生じないとしても、意図［だけ］でも罰せられる。」**〈affectus〉…「意思」、〈officit〉…〈officio〉［害する］の 現 三 単、〈atrocioribus〉…〈atrox〉［重大な］の 比〈atrocior〉の 複 中 奪。※〈non ～ sed〉は相関語である。絶対的比較級→〈105〉、「意図と結果」→「索引」、「タテマエ（意図）とホンネ（結果）」→「索引」。

〈2235〉 **Non omne damnum inducit injuriam.**［Damnum nōn omne indūcit injūriam.］（3 Bl.Com.219；Brac.Fol.45b）**「すべての損害が不法を導く、というわけではない。」**〈inducit〉…〈induco〉［導く］の 現 三 単。※部分否定の構文が見える。「権利濫用」論→「索引」

〈2236〉 **Non omne licitum honestum.**［Licitum nōn omne honestum.］（*Paul.D.50,17,144pr.*）**「許されている［こと］すべてが立派［である］、というわけではな［い］。」**〈licitum〉…〈licitus〉［許されている］の 単 中 主、〈honestum〉…〈honestus〉［立派な］の 単 中 主。※部分否定の構文が見える。「権利濫用」論→「索引」、「タテマエ（許されている）とホンネ（立派な）」→「索引」。

〈2237〉 **Non omne, quod licet, honestum est.**［Nōn omne, quod

licet, est honestum.]（*Paul.D.50,17,144pr.*；*Mod.D.50,17,197*；Howell v. Baker,4 Johns,Ch(N.Y)121）**「許されている［こと］すべてが立派である、というわけではない。」**〈honestum〉…〈honestus〉［立派な］の 単 中 主。※部分否定の構文が見える。「権利濫用」論→「索引」、「タテマエ（許されている）とホンネ（立派な）」→「索引」。

〈2238〉 **Non omnis vox judicis continet autoritatem.**［Vōx nōn omnis jūdicis continet autōritātem.］（*C.J.7.45,7pr.*）**「裁判官のすべての声が権威を帯びる、というわけではない。」**〈vox〉…「声」、〈continet〉…〈contineo〉［含む］の 現 三 単、〈autoritatem〉…〈autoritas〉［権威］の 単 対。※部分否定の構文が見える。〈omnis〉の形は、単 男 属のところと、単 女 主のところにあるので、〈omnis〉が、〈vox〉ではなく、男性名詞の〈judicis〉にかかる可能性もある。もっとも、語順からは、おそらくそのようなかかりかたにはならないであろう。

〈2239〉 **Non omnium, (quae a majoribus constituta sunt,) ratio reddi potest.**［Ratiō nōn omnium, (quae sunt cōnstitūta ā mājōribus,) potest reddī.］（*Jul.D.1,3,20*；Branch,Princ.；Broom,Max.95,157；4 Co.Rep.73）**「（祖先の［人々］によって定められた［こと］）すべてについて理由が挙げられることが可能である、というわけではない。」**〈constituta〉…〈constituo〉［制定する］の 完 分〈constitutus〉複 中 主（受動相完了の構成要素）、〈reddi〉…〈reddo〉［与える］の 受 現 不。※属格の〈omnium〉は最終的には〈ratio〉にかかっていくのであるが、ここで訳出したように、「～について（は）」とするのが自然である。「文頭の属格」→「索引」。部分否定の構文が見える。〈2735〉

〈2240〉 **Non opus est eo cive rei publicae qui parere nesciret.**［Nōn est opus reī pūblicae cīve eō, quī nescīret pārēre.］（Val.Max.6,3,4）**「服従をすることを知らないような、その市民は、国家には必要ではない。」**〈est opus〉…「必要である」、〈nesciret〉…〈nescio〉［知らない］の 接 未完了過去 三 単、〈parere〉…〈pareo〉［したがう］の 現 不。※〈opus est〉は、この場合は奪格をひくが、他の格が登場するケースもある。

〈2241〉 **Non pertinet ad judicem secularem cognoscere de iis, quae sunt mere spiritualia annexa.**［Cōgnōscere dē iīs, quae sunt annexa spīrituālia merē, nōn pertinet ad jūdicem sēculārem.］（2 Co.Inst.488）**「宗教的な［事項］だけに関連することに関して審理することは、世俗裁判官［の任務］には関係しない。」**〈cognoscere〉…〈cognosco〉［審理する］の 現 不、〈annexa〉…〈annecto〉［結びつける］の 完 分〈annexus〉の 複 中 主（名略）、〈spiritualia〉…〈spiritualis〉［霊の］の 複 中 主、〈pertinet〉…〈pertineo〉［関係する］の 現 三 単、〈secularem〉…〈sec

ularis〉［世俗の］の 単 男 対。

〈2242〉 **Non petitur bonae fidei exuberantia inter mercatores.** ［Exūberantia fidēī bonae nōn petitur inter mercātōrēs.］［商人の間では、信義は過度には求められない。」〈exuberantia〉…「過多」、〈mercatores〉…〈mercator〉［商人］の 複 対。※「信義誠実・誠意・善意」→「索引」、「契約の実相」→「索引」。

〈2243〉 **Non plus habere creditor potest, quam habet, qui pignus dedit.** ［Crēditor potest habēre nōn plūs, quam, quī dēdit pīgnum, habet.］（*Pap.D.20,1,3,1*）「債権者は、質を与えた［人が］持つもの以上の［もの］を持つことは出来ない。」〈pignum〉…〈pignus〉［質］の 単 対。※〈plus ～ quam〉は比較の構文である。

〈2244〉 **Non plus in accessione potest esse, quam in principali obligatione.** ［Nōn plūs, quam in obligātiōne prīncipalī, potest esse in accēssiōne.］（*I.J.3,20,5*）「主たる債務関係の場合よりも多い［もの］は、従たる債務関係に於いては存在することは出来ない。」〈principali〉…〈principalis〉［主たる］の 単 女 奪、〈accessione〉…〈accessio〉［従たる債務関係］の 単 奪。※〈plus ～ quam〉は比較の構文である。「主と従」→「索引」

〈2245〉 **Non posse bene geri rem publicam multorum imperiis.** ［Rem pūblicam nōn posse gerī imperiīs multōrum bene.］（Nep.10, 6）「多くの［人］の命令に依っては、国家が良く統治されることが出来ないこと」〈geri〉…〈gero〉［はこぶ］の 受 現 不、〈imperiis〉…〈imperium〉［命令］の 複 奪。※対格不定法の構文が見える。対格形の〈rem publicam〉は、意味上の主語として、〈geri〉にかかる。不定法止で（→〈171〉・「索引」）、本動詞はない。 対 不→〈35〉、「主と従」→「索引」。

〈2246〉 **Non possessori incumbit nesessitas probandi possessiones ad se pertinere.** ［Necessitās probandī possessiōnēs pertinēre ad sē, nōn incumbit possessōrī.］（*Marci.D.22,3,21*；*C.J.4,19,2*；Broom.Max.487）「占有者には、占有が自身に帰属することを証明する必要は、課せられない。」〈probandi〉…〈probo〉［証明する］の 動 名〈probandum〉の 属（単）、〈pertinere〉…〈pertineo〉［関係する］の 現 不、〈incumbit〉…〈incumbo〉［よりかかる］の 現 三 単。※ 動 名→〈153〉・〈1540〉。 動 名〈probandi〉の軸になっている動詞〈probo〉にひかれた対格不定法の構文が見える。対格形の〈possessiones〉は、意味上の主語として、〈pertinere〉にかかる。 対 不→〈35〉

〈2247〉 **Non potest adduci exceptio ejusdem rei cujus petitur dissolutio.** ［Exceptiō reī ējusdem, cūjus dissolūtiō petitur, nōn

potest addūcī.]（Bac.Max.2；Broom,Max.Reg.101,166）「解除が請求される事柄と同じ事柄に関する抗弁は、提出されることは出来ない。」〈dissolutio〉…「解除」、〈adduci〉…〈adduco〉［ひっぱる］の 受 現 不。※〈ejusdem(idem) ～ cujus(qui)〉は相関語である。

〈2247*bis*〉 **Non potest arbiter, inter alios judicando, alterius jus mutare.**［Arbiter nōn potest mūtāre jūs alterīus jūdicandō inter aliōs.］「裁定人は、ある人たちの間で判定を下すことに於いて、他の人の権利を変更することは出来ない。」〈arbiter〉…「裁定人」、〈mutare〉…〈muto〉［変更する］の 現 不、〈judicando〉…〈judico〉［裁く］の 動 名〈judicandum〉の 奪（単）。※ 動 名→〈153〉・〈1540〉

〈2248〉 **Non potest commodari, quod usu consumitur.**［Quod cōnsūmitur ūsū, nōn potest commodārī.］（*Ulp.D.13,6,3,6*）「使用に依って消費される[ものは]、使用貸借に依って貸与されることは出来ない。」〈consumitur〉…〈consumo〉［費消する］の 受 現 三 単、〈commodari〉…〈commodo〉［使用貸借によって貸す］の 受 現 不。

〈2249〉 **Non potest dolo carere, qui imperio magistratus non paruit.**［Quī nōn pāruit imperiō magistrātūs, nōn potest carēre dolō.］（*Jav.D.50,17,199*）「政務官の命令に従わなかった［人は］、悪意［の責］を免れることは出来ない。」〈paruit〉…〈pareo〉［したがう］の 完 三 単、〈imperio〉…〈imperium〉［命令］の 単 与、〈magistratus〉…〈magistratus〉［政務官］の 単 属、〈carere〉…〈careo〉［欠けている］の 現 不。

〈2250〉 **Non potest duobus dominis servire.**［Nōn potest servīre dominīs duōbus.］（Aux Epaules）「その人は二人の主人に仕えることは出来ない。」〈servire〉…〈servio〉［奉仕する］の 現 不。

〈2251〉 **Non potest improbus videri, qui ignorat quantum solvere debeat.**［Quī īgnōrat, quantum dēbeat solvere, non potest vidērī improbus.］（*Ven.D.50,17,99*）「どれほど弁済するべきかを知らない［人は］、不誠実で［ある］と見られることは出来ない。」〈ignorat〉…〈ignoro〉［知らない］の 現 三 単、〈improbus〉…「不誠実な」。※主格不定法の構文が見える。隠れている関係代名詞の先行詞主語は、〈videri〉と省略されている〈esse〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉。〈improbus〉は、名詞主語ではなく、たんなる形容詞である。主語は隠れている〈is〉である。

〈2252〉 **Non potest probari quod probatum non relevat.**［Quod probātum nōn relevat, nōn potest probārī.］（1 Exch.92,102）「証明されても役だたない［ものは］、証明されることは出来ない。」〈probatum〉…〈probo〉［証明する］の 完 分〈probatus〉の 単 中 主、〈relevat〉…〈relevo〉［あげる］の 現 三 単。※ 完 分〈probatum〉という分詞については、多少の

読み込みも必要である。「分詞の訳しかた」→〈55〉・「索引」

〈2253〉 **Non potest quis sine brevi agere.** ［Quis nōn potest agere sine brevī.］（Fleta.Lib.2.C.13,§4）**「誰も、令状なしに訴えることは出来ない。」**〈brevi〉…〈breve〉［令状］の 単 奪。※〈quis〉は〈aliquis〉の代用である。「代用型としての〈quis〉」→「索引」

〈2254〉 **Non potest rex gratiam facere cum injuria et damno aliorum.** ［Rēx nōn potest facere grātiam cum injūriā et damnō aliōrum.］（Brac.Fol.132b ; Broom,Max.31,63 ; 3 Co.Inst.236 ; Vaugh. 338 ; 2El. & Bl.874）**「国王は、他［人］への不法および他［人］の損失を伴ったかたちでは、［ある人に］恩恵を施すことは出来ない。」**〈gratiam〉…〈gratia〉［好意］の 単 対。

〈2255〉 **Non potest rex subditum renitentem onerare impositionibus.** ［Rēx nōn potest onerāre subditum renītentem impositiōnibus.］（2 Co.Inst.61）**「国王は課すことに反対する臣下に負担を負わせることは出来ない。」**〈onerare〉…〈onero〉［負わせる］の 現 不、〈subditum〉…〈subditus〉［臣民］の 単 対、〈renitentem〉… デ〈renitor〉［さからう］の 現 分〈renitens〉の 単 男 対、〈impositionibus〉…〈impositio〉［課すこと］の 複 奪。

〈2256〉 **Non potest severus esse in judicando, qui alios in se severos esse judices non vult.** ［Quī nōn vult aliōs esse jūdicēs sevērōs in sē, nōn potest esse sevērus in jūdicandō.］（Cic.Imp.Pomp.13,38）**「他［人］が自身に対して厳格な裁判官であることを望まない［人は］、裁判することに於いて厳格であることは出来ない。」**〈severos〉…〈severus〉［厳格な］の 複 男 対、〈judicando〉…〈judico〉［裁く］の 動 名〈judicandum〉の 奪（単）。※ 動 名→〈153〉・〈1540〉。〈vult〉にひかれた対格不定法の構文が見える。対格形の〈alios〉は、意味上の主語として、〈esse〉にかかる。 対 不→〈35〉

〈2256*bis*〉 **Non potest uno judicio res judicata in partem valere, in partem non valere.** ［Rēs jūdicāta nōn potest valēre in partem, nōn valēre in partem, jūdiciō unō.］**「既判物は、ただ一つの裁判においては、一部について有効で、一部について有効でない状況にある、というようなことは出来ない。」**〈partem〉…〈pars〉単 対。

〈2257〉 **Non potest videri desisse habere, qui numquam habuit.** ［Quī habuit numquam, nōn potest vidērī dēsisse habēre.］（*Paul.D.50,17*,208）**「決して持たなかった［人は］、持つことを止めたものと見られることは出来ない。」**〈desisse〉…〈desino〉［やめる］の 完 不。※主格不定法の構文が見える。隠れている関係代名詞の先行詞主語は、〈potes

t〉と〈desisse〉の双方にかかる。主不→〈98〉。〈desino〉は補足不定法〈habere〉をひく→〈171〉。

〈2258〉 **Non praebemus luxuriantibus, sed caste viventibus legem.**［Praebēmus lēgem nōn lūxurientibus, sed vīventibus castē.］(*Nov.18,5,21*)「私たちは、放蕩している［人］にでなく、良心的に生きている［人］に、法律（法）を与える。」〈praebemus〉…〈praebo〉［さしだす］の現二複、〈luxuriantibus〉…〈luxurio〉［放蕩する］の現分〈luxuriens〉の複男与（名略）、〈viventibus〉…〈vivo〉［生きる］の現分〈vivens〉の複男与（名略）。※〈non ～ sed〉は相関語である。〈597〉・〈1532〉・〈1677〉

〈2259〉 **Non praestat impedimentum, quod de jure non sortitur effectum.**［Quod nōn sortitur effectum dē jūre, nōn praestat impedīmentum.］(Liber Sex.5,13,52 ; Dam.Reg.Can.89 ; Jenk.Cent.162 ; Wing,Max.727)「法上効果を生じさせない［ものは］、障害を引きおこさない。」〈sortitur〉…デ〈sortior〉［手にいれる］の現三単（受）、〈effectum〉…〈effectus〉［効果］の単対、〈praestat〉…〈praesto〉［さしだす］の現三単、〈impedimentum〉…〈impedimentum〉［障害］の単対。

〈2259*bis*〉 **Non praesumitur testator heredem gravare voluisse.**［Tēstātor nōn praesūmitur voluisse gravāre hērēdem.］「遺言者が相続人に負担を負わせることを望んだものとは、推定されない。」〈gravare〉…〈gravo〉［負担を負わせる］の現不。※主格不定法の構文が見える。主語の〈testator〉は、〈praesumitur〉と〈voluisse〉の双方にかかる。主不→〈98〉

〈2260〉 **Non pretii numeratio, sed conventio perficit emtionem(emptionem).**［Nōn numerātiō pretiī, sed conventiō perficit emtiōnem(emptiōnem).］(*Ulp.D.18,1,2,1*)「代価の支払いではなくて、合意が、購入を完成させる。」〈numeratio〉…「支払」、〈pretii〉…〈pretium〉［評価］の単属、〈perficit〉…〈perficio〉［完成させる］の現三単。※〈non ～ sed〉は相関語である。

〈2261〉 **Non prosequitur.**［Nōn prōsequitur.］「その人は追及しない。」〈prosequitur〉…デ〈prosequor〉［追う］の現三単（受）。※「その人は追求されない」ではない。

〈2262〉 **Non purgat peccatum qui negat.**［Quī negat, nōn pūrgat peccātum.］「［自身の悪事を］否認する［人は］、悪事を清めない。」〈negat〉…〈nego〉［否認する］の現三単、〈purgat〉…〈purgo〉［削除する］の現三単、〈peccatum〉…〈peccatum〉［悪事］の単対。

〈2263〉 **Non puto delinquere eum, qui in dubiis quaestionibus**

contra fiscum facile responderit. [Nōn putō eum, quī rēsponderit contrā fiscum in quaestiōnibus dubiīs facile, dēlinquere.] (*Mod.D.49,14,10*)「私は、疑問のある問題において、国庫に不利となるかたちで安易に答えるような人が誤まりを犯すものとは、考えない。」〈puto〉…「(私は)考える」、〈responderit〉…〈respondeo〉[答える]の 接 完 三 単、〈fiscum〉…〈fiscus〉[国庫]の 単 対、〈quaestionibus〉…〈quaestio〉[問題]の 複 奪。※〈puto〉にひかれた対格不定法の構文が見える。対格形の〈eum〉は、主語として、〈delinquere〉にかかる。 対 不→〈35〉、〈In dubio・dubiis〉論→「索引」

〈2264〉 **Non quod dictum est, sed quod factum est, in jure inspicitur.** [Nōn, quod est dictum, sed, quod est factum, īnspicitur in jūre.] (Co.Litt.36a ; 6 Bing.310 ; 11 Cush(Mass.)536)「法に於いては、言われた[こと]ではなくて、なされた[ことが]考慮される。」〈inspicitur〉…〈inspicio〉[考慮する]の 受 現 三 単。※〈non ～ sed〉は相関語である。「タテマエ(言われた)とホンネ(なされた)」→「索引」

〈2264*bis*〉 **Non quod scriptum sed quod gestum est inspicitur.** [Nōn, quod scrīptum est, sed, quod gestum est, īnspicitur.]「書かれた[ことでは]なく、なされた[ことが]考慮される。」〈scriptum〉…〈scribere〉[書く]の 完 分〈scriptus〉の 単 中 主、〈gestum〉…〈gero〉[なす]の 完 分〈gestus〉の 単 中 主、〈inspicitur〉…〈inspicio〉[ながめる]の 受 現 三 単。※〈non ～ sed〉は相関語である。「タテマエ(書かれた)とホンネ(なされた)」→「索引」

〈2265〉 **Non quod voluit testator, sed quod dixit in testamento, inspicitur.** [Nōn, quod tēstātor voluit, sed, quod dīxit in tēstāmentō, īnspicitur.] (Co.Litt.362 ; 6 Bing.310)「遺言者が望んだ[こと]ではなくて、彼が遺言に於いて言明した[ことが]、考慮される。」〈testator〉…「遺言者」、〈inspicitur〉… デ〈inspicio〉[考慮する]の 現 三 単。※〈non ～ sed〉は相関語である。「タテマエ(言明した)とホンネ(望んだ)」→「索引」

〈2266〉 **Non refert, an quis assensum suum praebet verbis an rebus ipsis et factis.** [Nōn rēfert, an quis praebet assēnsum suum verbīs, an rēbus ipsīs et factīs.] (10 Co.Rep.52a)「ある人が自身の同意を言葉で示すのか、物事それ自体および行為(捺印証書)で[示す]のかは、重要ではない。」〈refert〉…「それは重要である」(非人称用法)、〈praebet〉…〈praebeo〉[示す]の 現 三 単、〈assensum〉…〈assensus〉[同意]の 単 対。※「代用型としての〈quis〉」→「索引」

〈2267〉 **Non refert quid ex aequipollentibus fiat.** [Nōn rēfert,

quid ex aequipollentibus fīat.]（5 Co.122）**「同じ意味を持つ［もの］の内のどれが生ずるかは、重要ではない。」**〈refert〉…〈refert〉［それは重要である］（非人称用法）、〈quid〉…「なにが～するか」、〈aequipollentibus〉…〈aequipolleo〉［同義である］の 現 分〈aequipollens〉の 複 中 奪（名略）。※「疑問代名詞」→「索引」

〈2268〉 **Non refert, quid notum judici, si notum non sit in forma judicii.**［Nōn refert, quid nōtum jūdicī, sī nōn sit nōtum in fōrmā jūdiciī.］（3 Bulst.115）**「あることが裁判の形式に於いて［裁判官に］知られたのではない場合には、なにが裁判官に知られ［た］かは、重要ではない。」**〈refert〉…「それは重要である」（非人称用法）、〈notum〉…〈notus〉「知られた」の 単 中 主、〈forma〉…〈forma〉［形式］の 単 奪。※「疑問代名詞」→「索引」。〈2279〉

〈2269〉 **Non refert verbis an factis fit revocatio.**［Nōn refert, revocātiō fit verbīs, an factīs.］（Cro.Car.49；Branch,Princ.）**「取消が言葉に依って［なされる］か、それとも、行為（捺印証書）に依って［なされる］かは、重要ではない。」**〈refert〉…「それは重要である」（非人称用法）、〈revocatio〉…「取消」。※「非人称構文」→〈265〉・「索引」

〈2270〉 **Non remota causa sed proxima spectatur.**［Causā nōn remōtā, sed proxima, spectātur.］**「遠い原因ではなくて、最も近い［原因］が、考慮される。」**〈remota〉…〈remotus〉［遠い］の 単 女 主、〈proxima〉…〈prope〉［近く］に由来する 最〈proximus〉［もっとも近い］の 単 女 主、〈spectatur〉…〈specto〉［見る］の 受 現 三 単。※〈non ～ sed〉は相関語である。「遠いと近い」→「索引」

〈2271〉 **Non respondebit minor nisi in causa dotis, et hoc pro favore dotis.**［Minor non rēspondēbit, nisi in causā dōtis, et hoc prō favōre dotīs.］（4 Co.Rep.71）**「年少［者］は嫁資の事案に於いて以外には、答えないであろう。しかも、このことは嫁資に有利になる場合について［だけ当てはまる］。」**〈respondebit〉…〈respondeo〉［答える］の 未 三 単、〈dotis〉…〈dos〉［嫁資］の 単 属、〈favore〉…〈favor〉［好意］の 単 奪。

〈2272〉 **Non reus nisi mens sit rea.**［Reus nōn, nisi mēns sit rea.］（1 Story,Cont.87）**「心情が罪のあるものでない限りは、被告人は［存在し］ない。」**〈reus〉…「被告人」、〈mens〉…「心」、〈rea〉…〈reus〉［罪のある］の 単 女 主。

〈2272*bis*〉 **Non secundum futuri temporis jus sed secundum praesentis aestimari debet stipulatio.**［Stipulātiō dēbet aestimārī, nōn secundum jūs temporis futūrī, sed secundum praesentis.］

「問答契約は、未来の時間の法に従ってではなく、現在の時間の法に従って、評価されるべきである。」〈stipulatio〉…「問答契約」、〈aestimari〉…〈aestimo〉［評価する］の 受 現 不、〈futuri〉…〈sum〉の 未 分〈futurus〉の 単 中 属、〈praesentis〉…〈praesens〉の 単 中 属。※〈non ～ sed〉は相関語である。「未来分詞」→「索引」、「現在と未来」→「索引」。

〈2272*ter*〉 **Non semper videtur dolo facere qui reposcenti non reddit.**［Quī nōn reddit repōscentī, vidētur facere dolō nōn semper.］**「返還請求する［人］に交付しない［人が］常に悪意でなすものと見られるわけではない。」**〈reddit〉…〈reddo〉［かえす］の 現 三 単、〈reposcens〉…〈reposco〉［返還請求する］の 現 分〈reposcens〉の 単 男 与。※主格不定法の構文が見える。隠れている主語は、〈videtur〉・〈facere〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉。部分否定の構文が見える。

〈2273〉 **Non servata forma corruit actus.**［Āctus corruit, fōrmā nōn servātā.］（Nic.Ev.Loc.Arg.Leg.10,2）**「［法律］行為は、形式が保持されなければ、崩壊する。」**〈corruit〉…〈corruo〉［崩れる］の 現 三 単、〈forma〉…〈forma〉［形式］の 単 奪、〈servata〉…〈servo〉［維持する］の 完 不〈servatus〉の 単 女 奪。※絶対的奪格の構文が見える。「名詞（forma）プラス 完 分(servata)」型で、その意味は「～かぎり」である。 絶 奪→〈22〉。〈80〉・〈966〉・〈3064〉

〈2273*bis*〉 **Non sit aetatis excusatio adversus praecepta legum ei qui dum leges invocant contra eas committit.**［Excūsātiō aetātis adversus praecepta lēgum nōn sit eī, quī committit contrā eās, dum lēgēs invōcant.］**「法律（法）が命ずるときに、それに反した行動を取る人には、法律（法）の命令に反したかたちの、年令の弁明が存在しないよう。」**〈excusatio〉…「弁明」、〈aetatis〉…〈aetas〉［年令］の 単 属、〈praecepta〉…〈praeceptum〉［命令］の 複 対、〈committit〉…〈committo〉［行なう］の 現 三 単、〈invocant〉…〈invoco〉［命ずる］の 現 三 複。

〈2274〉 **Non solent, quae abundant, vitiare scripturas.**［Quae abundant, nōn solent vitīare scrīptūrās.］（*Ulp.D.50,17,94*; Broom, Max.627）**「余分である［ことが］書面を無効にしないのが、慣わしである。」**〈abundant〉…〈abundo〉［過剰である］の 現 三 複、〈vitiare〉…〈vitio〉［無効とする］の 現 不、〈scripturas〉…〈scriptura〉［書面］の 複 対。※〈soleo〉は補足不定法〈vitiare〉をひく。〈32〉・〈3508〉・〈3509〉

〈2275〉 **Non solet locatio dominium mutare.**［Locātiō nōn solet mūtāre dominium.］（*Ulp.D.19,2,39*）**「賃貸が所有権を変更しないのが、慣わしである。」**〈locatio〉…「賃貸」、〈mutare〉…〈muto〉［変える］の 現 不。〈1978〉

〈2276〉 **Non solum natura sed etiam legibus populorum constitutum est, ut non liceat sui commodi causa nocere alteri.**［Ut nōn liceat nocēre alterī commodī suī causā, est cōnstitūtum nōn sōlum nātūrā, sed etiam lēgibus populōrum.］(Cic.De Off.3,5,23)「［ある人が］自身の利益のために他［人］を害することは許されないことが、たんに自然に依ってだけでなく、諸国民の法律（法）に依ってさえも、定められた。」〈liceat〉…〈licet〉［それは許されている］の 接 現 三 単、〈nocere〉…〈noceo〉［害する］の 現 不、〈commodi〉…〈commodum〉［利害］の 単 属、〈constitutum〉…〈constituo〉［定める］の 完 分〈constitutus〉の 単 中 主、〈populorum〉…〈populus〉［国民］の 複 属。※〈non solum ～ 、sed etiam〉は相関語である。「後置詞」→「索引」、「自身と他人」→「索引」。

〈2277〉 **Non solum quid licet considerandum est, sed et quid honestum sit.**［Nōn sōlum, quod licet, sed et, quid sit honestum, est consīderandum.］(*Mod.D.50,17,197*)「なにが許されているかだけでなくて、なにが立派であるかも、考慮されるべきである。」〈honestum〉…〈honestus〉［立派な］の 単 中 主、〈considerandum〉…〈considero〉［考慮する］の 動 形〈considerandus〉［考慮されるべき［である］］の 単 中 主。※ 動 形→〈1〉、〈non solum ～, sed et〉は相関語である。〈honestum〉のところに〈conveniens〉［適切な］が入ってくる命題もある(Co.Litt. 66a)。「権利濫用」論→「索引」、「疑問代名詞」→「索引」、「タテマエ（許されている）とホンネ（立派である）」→「索引」。

〈2278〉 **Non solum res possunt legari, sed etiam facta.**［Nōn sōlum rēs, sed etiam facta, possunt lēgārī.］(*I.J.2,20,21*)「たんに物だけでなく、行為さえも、遺贈されることが出来る。」〈legari〉…〈lego〉［遺贈する］の 受 現 不。※〈non solum ～, sed etiam〉は相関語である。

〈2279〉 **Non sufficit judex sciat, sed ordine jurisdictionis scire oportet.**［Nōn sufficit jūdex sciat, sed oportet scīre ōrdine jūrisdictiōnis.］「裁判官が［物事を］知ること［だけ］では十分ではなく、彼が裁判の手続に従って［それを］知ることを要する。」〈sufficit〉…〈sufficio〉［十分である］の 現 三 単、〈sciat〉…〈scio〉［知る］の 接 現 三 単、〈scire〉…さきの〈scio〉の 現 不、〈ordine〉…〈ordo〉［手続］の 単 奪、〈jurisdictionis〉…〈jurisdictio〉［裁判］の 単 属。※〈non ～, sed〉は相関語である。〈judex sciat〉の前には、〈ut〉［こと］が省略されている（これは、文章の枠組をきちんと設定する言葉（接続詞）を大切にする近代欧米語ではあまり見られない芸当である）。〈2268〉

〈2279*bis*〉 **Non sufficit litem instituere si non in ea persever**

es.［Nōn sufficit īnstituere lītem, sī nōn persevērēs in eā.］**「もし、君が訴訟を持続しなければ、君が訴訟を開始するだけでは、十分ではない。」**〈sufficit〉…〈sufficio〉［たりる］の 現 三 単、〈instituere〉…〈instituo〉［設置する］の 現 不、〈perseveres〉…〈persevero〉［持続する］の 接 現 二 単。

〈2280〉 **Non sunt facienda mala, ut eveniant bona.**［Mala nōn sunt facienda, ut bona ēveniant.］(Dam.Reg.Can.97)**「良い［ことが］生ずるようにと、悪い［ことが］なされるべきではない。」**〈facienda〉…〈facio〉［なす］の 動 形〈faciendus〉［なされるべき［である］］の 複 中 主、〈eveniant〉…〈evenio〉［生ずる］の 接 現 三 複。※ 動 形→〈1〉、「良いと悪い」→「索引」。〈2213〉

〈2281〉 **Non sunt fructus nisi deductis impensis.**［Frūctūs nōn sunt, nisi impēnsīs dēdūctīs.］(*Paul.D.5,3,36,5*)**「費用が控除された後でなければ、果実は存在しない。」**〈fructus〉…〈fructus〉［果実］の 複 主、〈impensis〉…〈impensa〉［費用］の 複 奪、〈deductis〉…〈deduco〉［控除する］の 完 分〈deductus〉の 複 女 奪。※絶対的奪格の構文が見える。「名詞（impensis）プラス完了分詞（deductis）」型で、その意味は、「～ののちに」である。 絶 奪→〈22〉。〈990〉

〈2282〉 **Non sunt judicandae leges.**［Lēgēs nōn sunt jūdicandae.］**「法律（法）は裁かれるべきではない。」**〈judicandae〉…〈judico〉［判断する］の 動 形〈judicandus〉［判断されるべき［である］］の 複 女 主。※ 動 形→〈1〉。〈1957〉

〈2283〉 **Non sunt neganda clara propter quaedam obscura.**［Clāra nōn sunt neganda propter obscūra quaedam.］**「明白な［こと］は、ある不明瞭な［こと］のために否定されるべきではない。」** 〈clara〉…〈clarus〉［明瞭な］の 複 中 主（名略）、〈neganda〉…〈nego〉［否認する］の 動 形〈negandus〉［否認されるべき［である］］の 複 中 主、〈obscura〉…〈obscurus〉［不明瞭な］の 複 中 対（名略）。※ 動 形→〈1〉

〈2284〉 **Non tam auctoritatis in disputando, quam rationis momenta quaerenda sunt.**［Mōmenta auctōritātis nōn tam, quam mōmenta ratiōnis, sunt quaerenda in disputandō.］(Cic.N.D.1,5,10)**「議論することに於いては、権威の［意味］よりも、むしろ理の意味が求められるべきである。」**〈momenta〉…〈momentum〉［意味］の 複 主、〈auctoritatis〉…〈auctoritas〉［権威］の 単 属、〈quaerenda〉…〈quaero〉［求める］の 動 形〈quaerendus〉［求められるべき［である］］の 複 中 主、〈disputando〉…〈disputo〉［討議する］の 動 名〈disputandum〉の 奪（単）。※「動名詞」→〈153〉、 動 形→〈1〉。〈non tam ～, quam〉は相関語である。

〈2284*bis*〉 **Non tantum verbis ratum haberi potest, sed etiam**

actu. [Potest habērī ratum nōn tantum verbīs, sed etiam āctū.] **「追認することは、単に文言に依ってでなく、行為に依ってさえも、なすことが出来る。」**〈ratum〉…〈ratus〉[有効な] の 単 中 対 (名略)。※〈ratum habeo〉は、「有効と認める・追認する」を意味する熟語である。〈habeo〉は、この場合、「扱う・認める」という意味である。〈non tantum ～, sed etiam〉は相関語である。「タテマエ(文言)とホンネ(行為)」→「索引」

〈2285〉 **Non temere credere, est nervus sapientiae.** [Crēdere nōn temerē est nerbus sapientiae.] (5 Co.114) **「軽率には信じないということは、賢明さの力である。」**〈credere〉…〈credo〉[信ずる] の 現 不、〈nervus〉…「力」、〈sapientiae〉…〈sapientia〉[賢明さ] の 単 属。

〈2286〉 **Non valebit felonis generatio, nec ad haereditatem(hereditatem) paternam vel maternam; si autem ante feloniam generationem fecerit, talis generatio succedit in haereditate(hereditate) patris vel matris a quo non fuerit felonia perpetrata.** [Generātiō felōnis nōn valēbit nec ad haerēditātem(hērēditātem) paternam aut māternam ; autem, generātiō tālis succēdit in haerēditāte(hērēditāte) patris vel mātris, ā quō felonia nōn fuerit perpetrāta, sī fēcerit generātiōnem ante feloniam.] (3 Co.Rep.41) **「重罪犯の子孫は、父方あるいは母方の相続についても、権利を持たないであろう。しかし、もし重罪犯が重罪[の実行]より前に子孫を持っていた場合には、このような子孫は、重罪を犯していなかった、父のあるいは母の相続財産を承継する。」**〈generatio〉…「子孫」、〈felonis〉…〈felo〉[重罪犯] の 単 属、〈paternam〉…〈paternus〉[父の] の 単 女 対、〈maternam〉…〈maternus〉[母の] の 単 女 対、〈succedit〉…〈succedo〉[ついていく] の 現 三 単、〈patris〉…〈pater〉[父] の 単 属、〈matris〉…〈mater〉[母] の 単 属、〈perpetrata〉…〈perpetro〉[完了する] の 完 分〈perpetratus〉の 単 女 主、〈generationem〉…さきの〈generatio〉の 単 対、〈feloniam〉…〈felonia〉[重罪] の 単 対。※〈non〉と〈nec〉は否定語が二重に登場するかたちになっているが、意味は否定のままである。

〈2287〉 **Non valet confirmatio, nisi ille, qui confirmat, sit in possessione rei vel juris unde fieri debet confirmatio; et eodem modo, nisi ille cui confirmatio it, sit in possessione.** [Cōnfīrmātiō nōn valet, nisi ille, quī cōnfīrmat, sit in possessiōne reī vel jūris, unde cōnfīrmātiō dēbet fierī ; et modō eōdem, nisi ille, cui cōnfīrmātiō it, sit in possessiōne.] (Co.Litt.295b) **「確認は、確認するあの人が、確認がなされる必要がある物あるいは権利を占有している状態にあるのでない限りは、有効ではない。また、確認の相手方とな**

るあの人が占有している状態に在るのでない限りにおいても、同様の扱いと「なる]。」〈confirmatio〉…「確認」、〈confirmat〉…〈confirmo〉[確認する]の 現 三 単、〈modo〉…〈modus〉[方法]の 単 奪、〈it〉…〈eo〉[行く]の 現 三 単。※〈unde〉は、関係副詞である。ちなみに、ある英訳では〈the right of which〉というように、前置詞つきの関係代名詞に変換している。ラテン語でも、「前置詞＋関係代名詞」が関係副詞におきかえられることがある。もっとも、ニュアンスのうえでは、〈unde〉は〈ex quo〉なので、この〈ex〉は英語の〈of〉とはうまくマッチしないが。

〈2288〉 **Non valet donatio, nisi subsequatur traditio.** [Dōnātiō nōn valet, nisi trāditiō subsequātur.] (Brac.Fol.39b)「引渡が続いて生じない限り、贈与は有効ではない。」〈traditio〉…「引渡」、〈subsequatur〉… デ〈subsequor〉[つづく]の 現 三 単 (受)。

〈2289〉 **Non valet exceptio ejusdem rei cujus petitur dissolutio.** [Exceptiō reī ējusdem, cūjus dissolūtiō petitur, nōn valet.] (2 Eden.Bro.134)「解除が請求されているその同じ事柄についての抗弁は、効力を持たない。」〈dissolutio〉…「解除」。

〈2290〉 **Non valet impedimentum quod de jure non sortitur effectum.** [Impedīmentum, quod nōn sortitur effectum dē jūre, nōn valet.] (4 Co.Rep.31a)「法上効果を生じさせない障害は、効力を持たない。」〈impedimentum〉…「障害」、〈sortitur〉… デ〈sortior〉[手にいれる]の 現 三 単 (受)。

〈2291〉 **Non verbis, sed ipsis rebus, leges imponimus.** [Impōnimus lēgēs nōn verbīs, sed rēbus ipsīs.] (*C.J.6,43,3*)「私たち(朕)は、文言に依らず、事物それ自体に依って、法律(法)を定める。」〈imponimus〉…〈impono〉[すえる]の 現 一 複。※〈non ～ sed〉は相関語である。「タテマエ(文言)とホンネ(事実)」→「索引」

〈2292〉 **Non videbitur reddita res, quae deterior facta redditur.** [Rēs, quae facta dēterior redditur, nōn vidēbitur reddita.] (*Ulp.D.13,6,3,1*)「悪化した状態で返還される物は、返還された[ものとは]見られないだろう。」〈redditur〉…〈reddo〉[返還する]の 受 現 三 単、〈reddita〉…さきの〈reddo〉の 完 分〈redditus〉の 単 女 主。※主格不定法の構文が見える。主語の〈res〉は、〈videbitur〉と〈(esse) reddita〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉。〈facta deterior〉は、ともに単数女性主格の形として関係代名詞〈quae〉にかかっていくが、しかし、訳出するさいには、切りはなして処理するのが自然である。「分詞の訳しかた」→〈55〉・「索引」

〈2293〉 **Non videntur data, quae eo tempore quo dentur accipientis non fiunt.** [Quae nōn fīunt accipientis tempore eō, quō de

ntur, nōn videntur data.]（*Paul.D.50,17,167pr.*）**「与えられるその時点で受領する［人］のものと成らない［ものは］、与えられた［ものとは］見られない。」**〈accipientis〉…〈accipio〉［受領する］の 現 分〈accipiens〉の 単 男 属（名略）、〈data〉…〈do〉［与える］の 完 分〈datus〉［与えられた］の 複 中 主。※主格不定法の構文が見える。隠れている関係代名詞の先行詞主語は、〈videntur〉と〈(esse) data〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉。〈quae〉によってひかれる関係節のなかに、〈eo〉によって先導されるかたちの〈quo〉によってひかれる関係節がまた組みこまれている。このような二重構造の関係節のほかに、二つの関係節が併列の位置にある場合もある。読み誤まると、文意がそこなわれる。〈accipientis〉は、「～のものとなる」という属格の用法である。「属格の訳しかた」→〈68〉・〈84〉・「索引」

〈2294〉 **Non videntur qui errant consentire.**［Quī errant, nōn videntur cōnsentirē.］（*Ulp.D.50,17,116,2*；Broom,Max.177,262；2 Kent.Com.447；6 Allen(Mass.)543）**「錯誤する［人々は］、同意するものとは見られない。」**〈errant〉…〈erro〉［錯誤する］の 現 三 複。※主格不定法の構文が見える。隠れている主語は、〈videntur〉と〈consentire〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉

〈2295〉 **Non videntur rem amittere, quibus propria non fuit.**［Quibus nōn fuit propria, non videntur āmittere rem.］（*Pap.D.50,17,83*）**「［ある物を］保有したことのない［人々は］、［その］物を失なうものとは見られない。」**〈propria〉…〈proprius〉［固有の］の 単 女 主、〈amittere〉…〈amitto〉［失なう］の 現 不。※〈quibus〉の形は〈qui〉の複数の与格と奪格の三つの性のところにあるが、ここは、〈proprius〉が与格をとるので、与格形である。主格不定法の構文が見える。隠れている主語は、〈vedentur〉と〈amittere〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉

〈2296〉 **Non videtur consensum retinuisse, si quis ex praescripto minantis aliquid immutavit.**［Quis nōn vidētur retinuisse cōnsēnsum, sī quis immūtavit aliquid ex praescrīptō minantis.］（Bac.Max.Reg.22；Broom,Max.190,278）**「もしある人が強迫［する人］の指図に基づいてあることを変えた場合には、その人が同意を確保したものとは見られない。」**〈retinuisse〉…〈retineo〉［確保する］の 完 不、〈immutavit〉…〈immuto〉［変える］の 完 三 単、〈praescripto〉…〈praescriptum〉［指図］の 単 奪、〈minantis〉… デ〈minor〉［おどす］の 現 分〈minans〉の 単 男 属（名略）。※主格不定法の構文が見える。主語の〈quis〉は、〈videtur〉と〈retinuisse〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉。〈quis〉は〈aliquis〉の代用である。「代用型としての〈quis〉」→「索引」

〈2296*bis*〉 **Non videtur deceptus qui meliorem vitam elegerit.**

[Quī ēlēgerit vītam meliōrem, nōn vidētur dēceptus.]「いっそう良い生活を選んだ［人は］、欺かれた［もの］とは見られない。」〈elegerit〉…〈eligo〉［選ぶ］の 接未完了過去 三 単、〈vitam〉…〈vita〉［人生］の 単 対、〈deceptus〉…〈decipio〉［欺く］の見出し語 完 分。※主格不定法の構文が見える。隠れている関係代名詞の先行詞主語は、〈videtur〉と〈(esse) deceptus〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉

〈2296*ter*〉 **Non videtur defectus conditione is qui parere condicioni non potest.** [Is, quī nōn potest pārēre conditiōnī, nōn vidētur dēfectus condiciōne.]「条件に従うことが出来ない人は、条件を満たさなかった［もの］とは見られない。」〈parere〉…〈pareo〉［したがう］の 現 不、〈defectus〉…「見すてられた」。※主格不定法の構文が見える。〈is〉は、〈videtur〉と隠れている〈esse〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉

〈2297〉 **Non videtur fraudare eos qui sciunt et consentiunt.** [Quī scīunt et cōnsentiunt, nōn vidētur fraudāre eōs.] (*Ulp.D.50, 17,145*)「[誰かある人が、] 知りそして同意する人を欺くものとは見られない。」〈sciunt〉…〈scio〉［知る］の 現 三 複、〈fraudare〉…〈fraudo〉［欺く］の 現 不。※主格不定法の構文が見える。隠れている関係代名詞の先行詞主語は、〈videtur〉と〈fraudare〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉

〈2297*bis*〉 **Non videtur perfecta donatio mortis causa facta, antequam mors insequatur.** [Dōnātiō facta mortis causā nōn vidētur perfecta, antequam mors īnsequātur.]「死が追いかけてくる以前には、死因贈与が完了した［もの］とは見られない。」〈perfecta〉…〈perficio〉［完成する］の 完 分〈perfectus〉の 単 女 主、〈mortis〉…〈mors〉［死］の 単 奪、〈insequatur〉… デ〈insequor〉［追いかける］の 現 三 単（受）。※主格不定法の構文が見える。〈donatio〉は、〈videtur〉と隠れている〈esse〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉。「後置詞」→「索引」

〈2298〉 **Non videtur perfecte cujusque id esse, quod ex casu auferri potest.** [Id, quod potest auferrī ex cāsū, nōn vidētur esse cūjusque perfectē.] (Gai.D.50,17,139,1)「事変に依って取りさられる可能性のあるものは、完全には各人のものであるとは見られない。」〈auferri〉…〈aufero〉［奪う］の 受 現 不。※主格不定法の構文が見える。主語の〈id〉は、〈videtur〉と〈esse〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉。〈esse〉と組みあわさった〈cujusque〉は、属格形で、「各人のものである」という意味である。→〈84〉、「属格の訳しかた」→〈68〉・「索引」。

〈2299〉 **Non videtur quisquam id capere, quod ei necesse sit alii restituere.** [Quisquam nōn vidētur capere id, quod sit necesse eī rēstituere aliī.] (*Gai.D.50,17,51*)「誰かある人が他［人］にある

ものを返還する必要がある場合には、前者はそのものを取得するものとは見られない。」〈capere〉…〈capio〉［とる］の 現 不、〈necesse〉…「必要である」、〈restituere〉…〈restituo〉［返還する］の 現 不。※〈necesse〉は不変化詞である。「辞書」の説明に〈indecl.〉とあるのがそのことを示す。主格不定法の構文が見える。主語の〈quisquam〉は、〈videtur〉と〈capere〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉。関係代名詞の〈quod〉は、〈restituere〉の目的語となっている。

〈2300〉 **Non videtur vim facere, qui suo jure utitur.**［Quī ūtitur jūre suō, nōn vidētur facere vim.］（*Paul.D.50,17,155,1*）「**自身の権利を用いる［人は］、暴力をなすものとは見られない。**」※主格不定法の構文が見える。隠れている主語は、〈videtur〉と〈facere〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉。ところで、「用いる＝利用に供する」という他動詞を文脈上受動相にして用いる必要が生じてきたとき、どうなるだろうか？ デーポーネンティア動詞の〈utor〉には受動相がないので、ひと工夫しなければならない。それで、〈usus〉［利用］という名詞の与格を用いて、〈mihi usui est〉［（それは）私の（にとって）利用のためにある＝私の利用に供されている］というまわりくどい言いまわしになる。そうは言っても、これは、なかなか味のある言いまわしで、ラテン語風のスタイルと見てよいかもしれない。〈1956〉。「権利濫用」論→「索引」

〈2300*bis*〉 **Non videtur vim ne dolum facere qui suo jure utitur.**［Quī ūtitur jūre suō, nōn vidētur facere vim nē dolum.］「**自身の権利を用いる［人は］、暴力も悪意による行為も、なさないものと見られる。**」※主格不定法の構文が見える。隠れている関係代名詞の先行詞の主語は、〈videtur〉と〈facere〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉。「権利濫用」論→「索引」

〈2300*ter*〉 **Non vult heres esse qui ad alium transferre voluit hereditatem.**［Quī voluit trānsferre hērēditātem ad alium, nōn vult esse hērēs.］「**他人に相続財産を移転することを望んだ［人は］、相続人であることを望まない。**」〈transferre〉…〈transfero〉［移転する］の 現 不。※「望む・望まない」→「索引」

〈2301〉 **Non vult prosequi.**［Nōn vult prōsequī.］ 「**その人は追及することを望まない。**」〈prosequi〉… デ〈prosequor〉［遂行する］の 現 不（受）。※「望む・望まない」→「索引」

〈2302〉 **Noscitur (ex) sociis.**［Nōscitur (ex) sociīs.］(Broom,Max. 588；1 Vent.225；1 Bar.644；18 C.B.102,893;5 M. & G.639,667；12 Allen(Mass).77；105 Mass.433；11 Barb.Ch.(N.Y)43,63；20 Barb. Ch.(N.Y)644；3.T.R.97；644,166 U.S.1,17,Sup.Ct.495；41 L.Ed.897

；67 Ill.App.665；1 Vent.225)「**その［人の正体］は［その］仲間たちから知られる。**」〈noscitur〉…〈nosco〉［知る］の 受 現 三 単、〈sociis〉…〈socius〉［仲間］の 複 奪。※〈qui non cognoscitur ex se〉［彼自身［だけ］からでは認識されないところの［人］］という限定が主語（「その［人］」）のところにくっついている格言もあるが（〈cognoscitur〉は〈cognosco〉［知る］の 受 現 三 単：Moore,817)、さきの三語格言は簡潔なので、このような限定ぶくみのニュアンスで用いられることが多い。このとき、関係代名詞の〈qui〉は「～するところの［もの］」を示すだけであるが、これを接続詞的に変換して、「かりに～するものであっても」というように読みこむのが適切である（接続法が用いられていないことを考慮しても、そうである）。欧米近代語では、関係代名詞にはあまり深いニュアンスは帯びさせないようにするのがならわしであるが、古い言語では、このような含みのある表現はよく用いられる。現在分詞についても同じようなことがあてはまる→〈55〉。

〈2303〉 **Nostrum est judicare secundum allegata et probata.**［Judicāre secundum allēgāta et probāta est nostrum.］（*D.1,18,6,1*；1 Dyer,12)「**申立てられそして証明された［こと］に従って裁くのは、私たち（裁判官）の［任務］である。**」〈allegata〉…〈allgego〉［申立てる］の 完 分〈allegatus〉の 複 中 対（名略)、〈probata〉…〈probo〉［証明する］の 完 分〈probatus〉の 複 中 対（名略)。※不定法が主語になっている→〈171〉。

〈2304〉 **Notorium non eget probatione.**［Nōtōrium nōn eget probātiōne.］「**公然の［こと］は証明を求めない。**」〈notorium〉…〈notorius〉［公然の］の 単 中 主（名略)、〈eget〉…〈egeo〉［要求する］の 現 三 単。※〈egeo〉は、この場合、奪格を支配する。〈1684〉・〈1799〉

〈2305〉 **Nova constitutio futuris formam imponere debet, non praeteritis.**［Cōnstitūtiō nova dēbet impōnere fōrmam futūrīs, nōn praeteritīs.］（*C.J.1,14*,7；Broom,Max.34,37,352；2 Co.Inst.292；T.Jones,108；2 Show.16;6 M. & W.285；7 M. & W.536；2 Mas,122；10 Mass.439；2 N.Y.245；7 Johns.(N.Y)503)「**新しい規定は、未来の［こと］に対して形式を設定するべきであって、過去の［こと］に対して［形式を設定するべきでは］ない。**」〈constitutio〉…「規定」、〈nova〉…〈novus〉［新しい］の 単 女 主、〈imponere〉…〈impono〉［課する］の 現 不、〈futuris〉…〈futurus〉［未来の］の 複 中 与（名略)、〈praeteritis〉…〈praeteritus〉［過去の］の 複 中 与（名略)。※「未来と過去」→「索引」。〈413〉・〈1690〉

〈2305*bis*〉 **Novata debiti obligatio pignus peremit nisi conven**

it ut pignus repetatur. [Obligātiō novāta dēbitī peremit pīgnus nisi convēnit, ut pīgnus repetātur.]「質が請求されるというように合意されたのでなければ、債務の更改された債務関係は、質を消滅させた。」〈novata〉…〈novo〉[更改する] の 完 分〈novatus〉の 単 女 主、〈peremit〉…〈perimo〉[消滅させる] の 完 三 単、〈pignus〉…〈pignus〉[質] の 単 対・主、〈convenit〉…〈convenio〉[合意する] の 完 三 単、〈repetatur〉…〈repeto〉[請求する] の 受 現 三 単。

〈2306〉 **Novatio non praesumitur.**[Novātiō nōn praesūmitur.](Halk.Max.104,109 ; Bart.Max.231)「更改は推定されない。」〈novatio〉…「更改」。

〈2307〉 **Novissima voluntas servatur.** [Voluntās novissima servātur.] (*Paul.D.34,4,6,2*)「[遺言の取扱いに於いては、] 最終の意思が考慮される。」〈novissima〉…〈novus〉[新しい] の 最〈novissimus〉の 単 女 主、〈servatur〉…〈servo〉[考慮する] の 受 現 三 単。〈196〉・〈2485〉・〈3513〉

〈2308〉 **Novissimus totus dies completus esse debet.** [Diēs tōtus novissmus dēbet esse complētus.] (*Paul.D.44,7,6*)「最後の日全体は満了した状態のものであるべきである。」〈dies〉…「日」、〈novissimus〉…〈novus〉[新しい] の見出し語 最、〈completus〉…〈compleo〉[満たす] の見出し語 完 分。〈611〉・〈612〉

〈2309〉 **Novitas non tam utilitate prodest quam novitate perturbat.**[Novitās prōdest ūtilitāte nōn tam, quam perturbat novitāte.] (Jenk.Cent.167)「新しさは、利便性に依って役だつというよりも、むしろ [その] 新しさ [自体] に依って混乱を生じさせる。」〈novitas〉…「新しさ」、〈prodest〉…〈prosum〉[役だつ] の 現 三 単、〈perturbat〉…〈perturbo〉[混乱させる] の 現 三 単、〈novitate〉…さきの〈novitas〉の 単 奪。※〈non tam ～ quam〉は相関語である。

〈2310〉 **Novum judicium non dat jus novum, sed declarat antiquum.** [Jūdicium novum nōn dat jūs novum, sed dēclārat antīquum.] (10 Co.Rep.42)「新しい判決は、新しい法を与えるのではなくて、古い [法] を明らかにする。」〈novum〉…〈novus〉[新しい] の 単 中 主・対、〈declarat〉…〈declaro〉[明らかにする] の 現 三 単、〈antiquum〉…〈antiquus〉[古い] の 単 中 対。※〈non ～ sed〉は相関語である。「新しいと古い」→「索引」

〈2311〉 **Novus rex, nova lex.** [Rēx novus, lēx nova.]「新しい国王が [登場すると]、新しい法律 (法) が [生まれる]。」〈novus〉…「新しい」、〈nova〉…さきの〈novus〉の 単 女 主。※動詞が省略されている。

〈2312〉 **Noxa caput sequitur.** [Noxa sequitur caput.] (*Ulp.D.47,*

1,1,2：*D.47,10,17,7*；Holmes,Com.Law,7；Heineccius,Elem.Jur.Civ. 1,4,T,8,§1231）「**加害責任は頭格に従う。**」〈noxa〉…「加害責任」、〈caput〉…〈caput〉［頭格］の単対。※言うまでもなく、ローマ法は、古代に生まれ育った法である。古代ローマの人々は、他の古代人とはかなりちがった物の考えかたや行動形式をとることが多いが、それが法制にも反映されて、そこでは、比較法上いくつかユニークな制度も生み出されている。そのうちの一つをこの格言とからめて紹介してみよう。たとえば、筆者の家で飼っている愛犬が、他家の犬をかみ殺したとする。殺された犬の飼い主がその犬に対して特別に深い思いや愛情を抱いているとき、筆者としては、いくら謝っても、高額の賠償金（これは、心配性の筆者が頼りにしている個人賠償責任保険でそれなりにカヴァーされるはずである）をお払いしても、飼い主の方に許してもらえないのが、ふつうであろう。それなら、いっそのこと、筆者が犯犬（？）であるわが家の愛犬を、その人にお渡しして、「この犬が不幸の元凶なのですから、この犬を、そちら様の方で、殺すなり傷めつけるなりして、自由に処置してください」と申しでて、ある部分においてだけであろうが、一件をひとまず落着させる方向にむかわせる方法もあるのではなかろうか。憎い、他家の愛犬を報復的に殺して、そのことをわが家の御犬様の御墓前に報告して悲劇に幕引きする人物もありえないことではないだろうが、ふつうの心優しい日本人なら、無益の殺生はかえって不幸を招くとして、気持だけをうけとり、筆者が差しだしたその犬をわが家にお返しになるかもしれない。そうなれば、両家の壊れた人間関係はなんとか修復されることにもなってこよう。ところで、ローマ人は、すでに最古の法である一二表法の段階で、四足獣（家畜）がひきおこしてしまった損害について、このような論理を駆使して、トラブルをなんとか円満に解決する策を考えだしている。損害を生じさせた四足獣など頂いても大して意味はないが（もっとも、牛は、数が少なく、きわめて貴重であり、馬はこれにつぐけれども、どこにでもいる羊は大した価値のものではなかった）、「もともと温和な性質をもっているその動物にとりついているデーモン（悪魔）が悪さをしたので、それをやっつけてしまわなければ、またよくないことが起る」という原始的な想念もこのような処置に影響をおよぼしているのかもしれない。また、そこには、四足獣を保有している人物に対して責任を問う、ということをこえて、四足獣それ自体への復讐・報復をはたす、といった、原始的で即物的な観念もまつわりついていよう。

さて、このような経過からいくらか一般的なポイントを引きだすとすれば、つぎのようになってくる。およそ責任を負わされるというとき、具体的に賠償をさせられる側にしてみれば、一定の限度が設けられていると、

助かる。被害というものは、因果関係の連鎖のなかにまきこまれると、「風が吹けば桶屋が儲かる」式に、とめどなく拡がり、どこまで考慮してよいかわからなくなってしまうからである。現代の資本主義的な経済・社会構造を反映した現行法システムでは、無限責任が一応の原則となっているが、例外として、有限責任をひきうけることで勘弁してもらえるケースもそれなりに認められている。このように考えると、歴史上第一級のリアリストであったローマ人は、早くから、責任を一定の枠内にとどめ、後腐れをなくすことのメリットを経験上知っていた、と言えるかもしれない。実のところ、四足獣の加えた損害の場合など、現実には大して問題にはならないであろうが、驚くべきことに、人間の行為＝所業についても同じような処置がとられることになるので、この点がとくに注目されるわけである。それについても見てみよう。「加害訴権（actio noxalis）」というのは、被害者側が、訴えの方法で、加害者側に、ある加害行為について相手方に責任をとってくれるよう求めていく制度であるが、ローマでは、家長がこの責任を一身にひきうけることになっていた。それは、彼だけが完全な行為能力を保有する法的主体で、家子（いくら年長者でも、家長権から離脱できないかぎり、一生のあいだ家子の地位にとどめおかれる）や、奴隷は、法的な舞台の主役となることはほとんどできないからである。これは、ローマ独特の家構造の一つの帰結であるが、問題は、家長本人ではなくて、その家長権のもとにくみいれられている家子や奴隷が家の外で不法な行為を行なって、償金＝罰金（これは現代の損害賠償金とは少しちがうが）の支払いをよぎなくされるような法的状況を生み出してしまったときに生ずる。家長は、いずれにしても、自身の輩下であるその者の行為にきちんと償いをしていかなければならないが、そのさい、家長は二つの選択肢をもつ。一つは、事件をおこしたその者を被害者側にさっさと委付してしまう方法であり、歴史的にはこちらの方が原型であったかもしれない。被害者側はこの者に対して存分に復讐を実行したことであろう。自由人市民であるローマ人も、他家に委付されてしまえば、ひどい待遇をうけることになる。ときには、死の運命が、重大な不法行為を犯した者をまちうけているかもしれない。しかし、そのような措置は、法的には十分許されていても、人道的に見て望ましくない、と考えられるのがつねで（それに、あまりにひどい仕打ちをすると、ローマ独特の道徳的非難が社会から浴びせられ、そういうことをやらかした家長が社会的名声を一挙に失なってしまうこともないわけではない）、そこから、身柄はとにかく預かるが、その人を奴隷類似の境遇におき、償金の額の分だけこきつかって、行為者本人やその家長に対して復讐をはたし、同時に経済的利益もえる、というやりかたが、いっそう進んだものとして生じてくる。しかし、家長にしてみれば、その委

付によってトラブルの種をひとまずたちきってしまえるので、こういった、有限責任しかとらない、という問題解決のしかたには、大きなメリットがあった。それから、もう一つの選択肢は、家長が、そのような不法行為を自らが行なったかのようにして、償金を支払うケースである。実際にはこちらの方が重い責任を課せられることになるように思われる。これは、無限責任で、家長の全財産でもって対応しなければならない。現実問題としては、家子の不法行為のケースなら、子への愛情から、家長は責任をもつが、奴隷が重大な損害を与えた場合なら、まずまちがいなく、この者を被害者側に委付してしまうことになってこよう。いずれの場合においても、家子や奴隷が働いて償金額を返せばもとの地位にもどることができるので、それなりに合理的なバックアップの仕組みもちゃんと設けられている。さすがに、後代になると、婦女、男子の順で、しだいに、加害者委付のような、いわばひどい処理はその人について法上認められなくなり、奴隷と四足獣のケースだけがその対象として残った。これは法の進化とも言えるもので、まずは妥当な結果にいたったわけである。

なお、この制度にかんして、「加害責任は頭格（加害者・加害物）にしたがう。」という、有名な上記の格言的命題がある。加害訴権は、加害者（加害物）を家長権・所有権などの権力のもとに現に保有している人（譲渡をうけた人もこれに含まれる）を相手方としてしか提起できず、加害者が家長権から離脱して自権者（独立人＝家長）となったときには、その人が自ら責任を負うことになり、そして、加害者（加害物）が死んでしまったときには責任は消滅する。いずれにしても、加害者（加害物）本体と責任が結びついているわけである。

以上は、いわば実体法上の話であるが、ローマでは、かなりの場合、トラブルの最終的解決は訴訟の場にもちこまれるので、訴訟における経過をあわせて検討しておかなければならない。訴訟ではどうなっていたか、と言うと、ローマ法史の前中期にあたる共和政盛期の裁判制度のもとでは、つぎのような「方式書（formula）」を用いて訴訟が実行される。ついでに、ローマの有力な民事訴訟の具体像の一端をここで紹介してみることにしたい。実のところ、この方式書という装置もきわめてユニークなローマ法の産物なのである。

「もし、アウルス・アゲリウス（Aulus Agerius：これは、原告の一般名で、日本でなら、「原告某」とか称するところであるが、「アゲリウス」という言葉には、「訴える」というニュアンスも語源的に含まれている関係上、それなりに意味もあって、この名称は「文句つけ太郎」というくらいの日本語にあたる）に対して、ヌメリウス・ネギディウス（Numerius Negidius：これは、被告の一般名で、さしずめ「鷲羽知らん蔵」くらいにあたる）

の奴隷スティクスによって窃盗がなされたことが明らかであり、……そのことのために、ヌメリウス・ネギディウスが、あるいは、［現実の］盗人のようにして損害について和解することを要するか、あるいは、スティクスを加害物として委付することを要するかの場合には、審判人よ、［窃盗が］行なわれただけの額の二倍額を与えるか、あるいは［スティクスを］加害物として委付することを、ヌメリウス・ネギディウスがアウルス・アゲリウスに行なうよう責があるものと判決せよ。もし明らかでない場合には、免訴せよ。」これについてはどうしても説明が必要である。①この方式書は、現行窃盗ではないタイプの窃盗に対して民事訴訟（ローマ法では、刑事訴訟の方は、窃盗クラスの行為に対しては提起できない）を提起するさいに用いられるものである。ちなみに、幇助および教唆は主たる犯行と同視される扱いとなっている。②法律（一二表法）の規定により、奪われた財産価値の二倍額を償金として被害者に支払えば、いわば和解が成立したように扱われて、加害者は解放してもらえる。③この方式書というものは、ローマ法学者が考案した技術のなかでもっとも価値ある産物である。これは、言ってみれば、訴訟プログラムのようなもので、現代の日本の裁判官にあたる審判人（一人で、まったくの私人）に、訴訟の対象および内容を告知するものとなっている。審判人は、裁判を掌理する一人の法務官から、このプログラムにしたがって審理を進めるように依頼される。そのために、審判人の職務は立派に公的な裁判を遂行することであって、たんなる私的仲裁ではない。④この方式書は、原告の方から提起された訴訟上の請求と、ときには、それとも関連して被告側から申立てられる抗弁を、法務官の承認のもとにとりいれて、できあがる。したがって、これは訴訟の大前提であって、ここに書きこまれていない事柄は、後になって審判人の前に申立てても、原則として役だたない。つまり、これは立派な、事前型の公文書なのである。⑤ローマの民事訴訟は、歴史的に見た場合、法律訴訟手続、方式書訴訟手続、特別審理手続の三つに分かれるが、このうち、第一と第二のタイプにおいては、裁判手続は「二分割」制となっていた（なぜそのようになっているかを完全に説明することはむずかしい）。まず、第一段の手続――法廷手続――において、原告は、法務官のもとに出頭して訴えをおこすが、ここでは、事実問題（原告の申立事項が事実であるかどうか）についてはノー・タッチで、もし申し立てたことが事実とした場合、それが法的な保護に値するか――換言すれば、原告に訴権があるか――についてのみ、法務官が審理する。そして、原告の主張が訴権になじむものであって、しかも、被告が応訴する姿勢を示すと、両当事者の主張を考慮して、法務官のリードのもとに、訴訟の枠組みが具体的につくられる。これで、第一段の手続は完了し、法務官は、方式書に具体化されている訴訟の枠組みを

セットするだけで、表舞台から消える（これは、現代の裁判制度にあてはめてみると、不思議な現象とうけとめられるはずである）。つづく第二段の手続――審判人手続――においては、公けに任命された審判人が、方式書だけをたよりにして、しかも、その制約のもとで、事実審理を行ない、判決を下す、というわけである（この判決がそれ自体としては執行力を付与されていないのは、ローマ法の特色の一つに数えてよいかもしれない）。その意味で、方式書というのは、リレー競技におけるバトンのようなものと言えようか。⑥その第二のタイプの方式書訴訟手続というのは、方式書の利用が一大特徴となっている手続であるが、第一のタイプの法律訴訟手続では、一定の動作とともに口頭で訴えが言明されることが必須となっており、その手続に少しでもミスがあると、原告は敗訴し、しかも一事不再理のルールが適用される関係上、やり直しがきかないので、この訴訟のやりかたは、訴える側に大きなプレッシャーをかけていた。しかし、口頭の発言にかえて方式書という書式を用いるなら、修正も多少はきき、しかも訴えの対象が明確になってくる。それ以上に、本質的なメリットとして、この方式書に少しずつ手を加えていけば、法規の予定している枠を事例に即して修正していける点がある。いわば判例法が制定法・成文法を変えていくようにである。⑦ところで、一般の人がどのようにして方式書に親しむのか、と言えば、それは、この方式書のサンプルがつねに公けに掲示されていて、人の助けをかりれば、それを誰でも読める状態になっていることによる。方式書は、毎年、法務官が職務につくさい、必要に応じて手直しをしていくので、いつもホットで生き生きとした、リアルな法規範が具体的に人々の目で確かめられるわけである。しかも、一つのタイプの訴訟について一つずつ方式書が用意されているので、それぞれの時点でどのような状況が法の保護をうけられるか――つまり、どのような事件が訴訟にもちこめるものであるか――をはっきりと認識することが、誰にでもできる。なお、そこにぴったりとはマッチしない事件だからといって、法的救済をあきらめる必要はない。とにかく、法務官のところに事案をもちこんで粘ってみれば、ひょっとして、法務官は、おかかえの法学者のアドヴァイスにしたがい、法務官自身の職務権限（命令権）だけにもとづいて（つまり、法規によりかからないで）、その事件にフィットした方式をわざわざこしらえて、法的救済をしてくれるかもしれない（もちろん、事実関係が救済を求める人の言うとおりであることが立証されたときの話であるが）。このように、方式書というのは、硬くてしかも柔らかいところもある便利な法規範の具象的な姿なのであり、ローマ法が時代の要求を読みとりながら変容をとげていくさいの手がかりとなった。⑧審判人は、第二段の審判人手続において、スティクスという奴隷によって窃盗（非現行窃盗）が行なわれたかどうか

を証拠調を通じて確認・確定する作業にとりかかる。つまり、法務官がノー・タッチにしておいた事実認定＝事実問題についてここで判断を下すのである。方式書中に「明らかであり」とあるのは、「窃盗の事実を確認したとき」という意味と理解することができる。そして、「あるいは……和解することを要するか、あるいは……委付することを要する」というくだりは、法的な根拠（つまり、市民法上のルール）を指示していると思われ、もしこの点に疑義が生ずるようなら、重大な法律問題が発生してくるが、しかし、法務官が方式書の承認をするさいこの法的根拠の正当性についてはとくにクレームをつけていなかった以上、さきの窃盗という事実が認定されれば、この法的根拠によって、盗品額の二倍の現金の支払いか、加害者の委付かが自動的に命じられることになるだろう。一般的に、この種の窃盗事件では、窃盗の事実それ自体が争われることはあっても、その法的制裁のありかたの是非についてまで争われることは少ないように思われる。私人審判人は、あくまでも私人で（もちろん、誰でもよいというわけではなく、教養のある上流の人士であるが――しかし、法学者は審判人にはならないのが通例であったようである)、根本的な法律問題について現場で判断を下しながら具体的に行動することまでは要請されていなかったように思われる。一応のところ、法律問題は、法務官の司る法廷手続において、事実上ほぼ決着している、と見た方がよいのではないだろうか。

〈2313〉 **Nuda pactio obligationem non parit, sed parit exceptionem.**［Pactiō nūda nōn parit obligātiōnem, sed parit exceptiōnem.］(*Ulp.D.2,14,7,4*)「**裸の合意は、債務関係は生みださないが、しかし、抗弁を生みだす。**」〈nuda〉…〈nudus〉［裸の］の 単 女 主、〈parit〉…〈pario〉［生む］の 現 三 単。※〈non ～ 、sed〉は相関語である。

〈2314〉 **Nuda ratio et nuda pactio non ligant aliquem debitorem.**［Ratiō nūda et pactiō nūda nōn ligant dēbitōrem aliquem.］(Fleta.Lib.2,C.60,§25)「**裸の理由および裸の合意は、いかなる債務者も義務づけない。**」〈nuda〉…〈nudus〉［裸の］の 単 女 主、〈pactio〉…「合意」、〈ligant〉…〈ligo〉［結ぶ］の 現 三 複。

〈2314*bis*〉 **Nuda ratio non facit aliquem debitorem.**［Ratiō nūda nōn facit aliquem dēbitōrem.］「**単なる計算はある人を債務者とはしない。**」〈nuda〉…〈nudus〉［裸の］の 単 女 主。※〈aliquem〉と〈debitorem〉は切りはなして読まなければならない。「言葉の切りわけ」→「索引」

〈2315〉 **Nudi consensus obligatio contrario consensu dissolvitur.**［Obligātiō cōnsēnsūs nūdī dissolvitur cōnsēnsū contrāriō.］(*Ulp.D,50,17,35*)「**裸の合意に依る債務関係は、反対の合意に依って解消される。**」〈nudi〉…〈nudus〉［裸の］の 単 男 属、〈dissolvitur〉…〈dissolvo〉

［解く］の受現三単、〈contrario〉…〈contrarius〉［反対の］の単男奪。

〈2316〉 **Nudum pactum est ubi nulla subest causa praeter conventionem, sed ubi subest causa, fit obligatio et parit actionem.**［Pactum est nūdum, ubī causa nūlla subest praeter conventiōnem, sed obligātiō fit et parit āctiōnem, ubī causa subest.］（*Ulp.D.2,14,7,4*；Plowd.309；Sharsw.Bl.Com.44；Broom.Max.745；1 Pow.Contr.330；3 Burr.1670；Vim.Abr.Nudum Pactum(A)）「約束以外になんらの原因も存在していないときには、合意は裸のものである。しかし、なんらかの原因が存在しているときには、債務関係が生じ、そして、それは訴権を生む。」〈nudum〉…〈nudus〉［裸の］の単中主、〈parit〉…〈pario〉［生む］の現三単、〈subest〉…〈subsum〉［下にある］の現三単。

〈2317〉 **Nudum pactum ex quo non oritur actio.**［Pactum, ex quō āctiō nōn ōritur, nūdum.］（*C.J.2,3,10*；*C.J.5,14,1*;Broom,Max.676;Bart,Max.231）「訴権を生じさせない合意は、裸のもの［である］。」〈oritur〉…デ〈orior〉［生ずる］の現三単（受）、〈nudum〉…〈nudus〉［裸の］の単中主。※動詞が省略されている。

〈2318〉 **Nudum pactum non parit obligationem.**［Pactum nūdum nōn parit obligātiōnem.］（*Ulp.D.2,14,7,4*）「裸の合意は債務関係を生みださない。」〈nudum〉…〈nudus〉［裸の］の単中主、〈parit〉…〈pario〉［生む］の現三単。

〈2319〉 **Nulla curia quae recordum non habet potest imponere finem, neque aliquem mandare carceri; quia ista spectant tantummodo ad curias de recordo.**［Cūria nūlla, quae nōn habet recordum, potest impōnere fīnem, neque mandāre aliquem carcerī; quia ista spectant ad curiās dē recordō tantummodō.］（8 Co.Rep.60）「記録を持たないいかなる裁判所も、罰金を課すことも、また、ある人を牢獄に［入れることを］命ずることも出来ない。それは、それらのことが記録に関する裁判所にのみに関係するからである。」〈curia〉…「裁判所」、〈recordum〉…〈recordum〉［記録］の単対、〈imponere〉…〈impono〉［おく］の現不、〈finem〉…〈finis〉［罰金］の単対、〈mandare〉…〈mando〉［委ねる］の現不、〈carceri〉…〈carcer〉［牢獄］の単与、〈spectant〉…〈specto〉［見る］の現三複、〈curias〉…さきの〈curia〉の複対、〈recordo〉…さきの〈recordum〉の単奪。※〈nulla〉・〈nullus〉・〈nullum〉・〈nulli〉などの〈nullus〉［誰も～ない］の全変化形一覧は、『新ラテン文法』§549にていねいに示されている。

〈2320〉 **Nulla emptio sine pretio esse potest.**［Emptiō nūlla potest esse sine pretiō.］（*I.J.3,3,23,1*；Brown.v.Bellows,4 Pic.(Mass.)

189)「代価なしには、なんらの購入も存在することは出来ない。」〈pretio〉…〈pretium〉［代価］の 単 奪。※〈nullum(nulla) ～ sine〉の構文については、〈2337〉・〈2344〉・〈2350〉・〈2351〉・〈3422〉. 〈3427〉を参照。

〈2320*bis*〉 **Nulla est conditio quae in praeteritum confertur vel quae in praesens.** ［Conditiō, quae cōnfertur in praeteritum vel quae in praesēns, est nūlla.］「過去あるいは現在へ関係づけられる条件は、なんら存在しない。」〈confertur〉…〈confero〉［はこぶ］の 受 現 三 単、〈praeteritum〉…〈praeteritum〉［過去］の 単 対、〈praesens〉…〈praesens〉［現在］の 単 対。

〈2321〉 **Nulla est excusatio peccati, si amici causa peccaveris.** ［Excūsātiō nūlla peccātī est, si peccāveris amīcī causā.］(Cic. Am.11,37)「もし君が友人のために悪事を犯したとしても、悪事についてはなんらの言訳けも存在しない。」〈excusatio〉…「弁明の理由」、〈peccati〉…〈peccatum〉［悪事］の 単 属、〈peccaveris〉…〈pecco〉［悪事を犯す］の 接 完 二 単、〈amici〉…〈amicus〉［友人］の 単 属。※「後置詞」→「索引」

〈2322〉 **Nulla est major probatio, quam evidentia rei.** ［Probātiō nūlla est mājor, quam ēvidentia reī.］「事物の明白さより以上の証明は、なんら存在しない。」〈evidentia〉…「明白さ」。※〈major ～ quam〉は比較の構文である。

〈2322*bis*〉 **Nulla est venditio quoties in materia erratur.** ［Vēnditiō est nūlla, quotiēs errātur in māteriā.］「対象に於いて錯誤が生じているたびごとに、売却は無効である。」〈materia〉…〈materia〉［素材］の 単 奪。

〈2323〉 **Nulla fides regni sociis, omnisque potestas impatiens consortis erit.** ［Fidēs nūlla sociīs rēgnī (que) potestās omnis erit impatiēns cōnsortis.］(Luc.Phars.1,92)「王権の共同保有者たちには、なんらの信義もな［い］。また、権力は、すべて、共同者［の存在］に耐えられないであろう。」〈sociis〉…〈socius〉［仲間］の 複 奪、〈regni〉…〈regnum〉［王権］の 単 属、〈impatiens〉…〈impatiens〉［耐えられない］の 単 女 主、〈consortis〉…〈consors〉［共同者］の 単 属。※〈imptatiens〉は、そのもととなっている〈patiens〉と同じように、属格を支配する――属格を補語としてとる――形容詞である。辞書に「gen.とともに」と記されているのがその意味である。おなじみの〈jurisprudentia〉［法学］は、属格支配の形容詞〈prudens〉［精通している］と〈juris〉［法に］が結びついて一つの名詞へ移行していった形である。もっとも、〈prudentia〉という名詞に

ストレートに〈jus〉の属格がくっついた形と理解することも不可能ではないが。「属格をひく形容詞」→「索引」

〈2324〉 **Nulla fortior probatio, quam confessio partis.** [Probātiō nūlla fortior, quam cōnfessiō partis.]「**当事者の自白より強い証明は、なんら存在しな[い]。**」〈fortior〉…〈fortis〉[強い]の 比〈fortior〉の 単 女 主、〈partis〉…〈pars〉[当事者]の 単 属。※動詞が省略されている。〈fortior ～ quam〉は比較の構文である。

〈2325〉 **Nulla impossibilia aut inhonesta sunt praesumenda; vera autem et honesta et possibilia.** [Impossibilia aut inhonesta nūlla sunt praesūmenda; autem vēra et honesta et possibilia.] (Co.Litt.78)「**不可能な[こと]あるいは不面目な[こと]は、なんら推定されるべきではない。しかし、真実の[こと]および立派な[こと]および可能な[こと]は、[推定されるべきである]。**」〈inhonesta〉…〈inhonestus〉[不面目な]の 複 中 主 (名略)、〈praesumenda〉…〈praesumo〉[推定する]の 動 形〈praesumendus〉[推定されるべき[である]]の 複 中 主、〈vera〉…〈verus〉[真実の]の 複 中 主 (名略)、〈honesta〉…〈honestus〉[立派な]の 複 中 主 (名略)、〈possibilia〉…〈possibilis〉[可能な]の 複 中 主 (名略)。※ 動 形→〈1〉

〈2326〉 **Nulla injuria est, quae in volentem fiat.** [Ĭnjūria nūlla, quae fīat in volentem, est.] (*Ulp.D.47,10,1,5*)「**望む[人]に対してなされる不法侵害は、なんら存在しない。**」〈volentem〉…〈volo〉[望む]の 現 分〈volens〉の 単 男 対。※前置詞〈in〉は、この場合、対格を支配している。「望む・望まない」→「索引」

〈2327〉 **Nulla intellegitur mora ibi fieri, ubi nulla petitio est.** [Mora nūlla intellegitur fieri ibī, ubī petītiō nūlla est.] (*Cerv.Scaev.D.50,17,88:D.45,1,127*)「**なんらの請求も存在しないところでは、いかなる遅滞もなされないものと理解される。**」〈mora〉…「遅滞」。※〈ibi ～, ubi〉は相関語である。主格不定法の構文が見える。主語の〈mora〉は、〈intellegitur〉と〈fieri〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉

〈2328〉 **Nulla lex satis commoda omnibus est, id modo quaeritur, si majori parti et in summam prodest.** [Lēx nūlla est commoda omnibus satis, id quaeritur modō, sī prōdest partī mājōrī et in summam.] (Liv.34,3,5)「**いかなる法律(法)もすべての[人]に十分に適切であるということは、ない。[そして、]それは、比較的大きな部分に、しかも[法律(法)]全体へと役だつ場合に限って、求められる。**」〈commoda〉…〈commodus〉[適当な]の 単 女 主、〈quaeritur〉…〈quaero〉[求める]の 受 現 三 単、〈prodest〉…〈prosum〉[役だつ]の 現 三 単、〈pa

rti〉…〈pars〉［部分］の 単 与。

〈2329〉 **Nulla mora sine petitione.**［Mora nūlla sine petītiōne.］(*Cerv.Scaev.D,50,17,88*；*D.45,1,127*)「**請求なしには、いかなる遅滞もな［い］。**」〈mora〉…「遅滞」。

〈2330〉 **Nulla pactione effici potest, ne dolus praestetur.**［Nē dolus praestētur, potest efficī pactiōne nūllā.］(*Paul.D.2,14,27,3*；*Ulp.D.50,17,23*；*Paul.D.2,14,27,3*；Broom,Max.696,118；5 M. & S. 466)「**悪意の責が負われないように、ということは、いかなる合意に依っても生ずることはできない。**」〈praestetur〉…〈praesto〉［責を負う］の 接 受 現 三 単、〈effici〉…〈efficio〉［生じさせる］の 受 現 不、〈pactione〉…〈pactio〉［合意］の 単 奪。〈665〉

〈2331〉 **Nulla poena sine culpa.**［Poena nūlla sine culpā.］「**罪過なしには、いかなる刑罰もな［い］。**」※動詞が省略されている。「罪（罪過）と罰（刑罰）」→「索引」、「タテマエ（罪過）とホンネ（刑罰）」→「索引」。〈2612〉・〈3425〉・〈3652〉

〈2332〉 **Nulla poena sine lege.**［Poena nūlla sine lēge.］(*Ulp.D.50,16,131,1;Lab.(Paul.).D.50,16,244*)「**法律（法）なしには、いかなる刑罰もな［い］。**」※動詞が省略されている。「タテマエ（法律（法））とホンネ（刑罰）」→「索引」。〈2348〉

〈2333〉 **Nulla poena sine regimine lagali.**［Poena nūlla sine rēgimine lēgālī.］「**適法な管理なしには、いかなる刑罰もな［い］。**」〈regimine〉…〈regimen〉［管理］の 単 奪。

〈2334〉 **Nulla potentia supra leges esse debet.**［Potentia nūlla dēbet esse suprā lēgēs.］(Cic.De Dom.17,43)「**いかなる権力も、法律(法)の上に在るべきではない。**」〈potentia〉…「権力」。

〈2335〉 **Nulla regula sine exceptione.**［Rēgula nūlla sine exceptiōne.］「**例外のない原則はな［い］。**」〈regula〉…「原則」、〈exceptione〉…〈exceptio〉［例外］の 単 奪。※動詞が省略されている。「例外と原則」→「索引」、「タテマエ（原則）とホンネ（例外）」→「索引」。

〈2336〉 **Nulla societas in aeternum.**［Societās nūlla in aeternum.］(*Paul.D.17,2,70*)「**永遠の［こと］への組合は、なんら［存在し］ない。**」〈societas〉…「組合」、〈aeternum〉…〈aeternus〉［永遠の］の 単 中 対（名略）。※動詞が省略されている。

〈2337〉 **Nulla taxatio sine repraesentatione.**［Taxātiō nūlla sine repraesentātiōne.］「**代表制なしには、いかなる課税もな［い］。**」〈taxatio〉…「課税」、〈repraesentatione〉…〈repraesentatio〉［代表］の 単 奪。※動詞が省略されている。

〈2337*bis*〉 **Nulla voluntas errantis est.** [Voluntās errantis est nūlla.]「錯誤する人の意思はなんらない。」

〈2338〉 **Nullam deditionis conditionem accipit victor.** [Victor accipit conditiōnem nūllam dēditiōnis.]「勝利者は降伏のいかなる条件も受けいれない。」〈victor〉…「勝利者」、〈accipit〉…〈accipio〉[うけとる] の 現 三 単、〈deditionis〉…〈deditio〉[降伏] の 単 属。※「国際法」→「索引」

〈2338*bis*〉 **Nullam potest videri injuriam accipere qui semel voluit.** [Quī voluit semel, potest vidērī accipere injūriam nūllam.]「いったん望んだ [人] がなんらかの不法侵害 [も]受けいれるものと見られることは、決してできない。」〈accipere〉…〈accipio〉[うけいれる] の 現 不。※主格不定法の構文が見える。隠れている関係代名詞の先行詞の主語は、〈videri〉と〈accipere〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉

〈2339〉 **Nulli negabimus, nulli differemus justitiam.**[Negābimus nūllī, differēmus jūstitiam nūllī.] (Magna Carta)「私たちは誰にも [正義を] 拒まないだろう。[そして、] 私たちは、正義を誰にも延期しないだろう。」〈negabimus〉…〈nego〉[否定する] の 未 一 複、〈differemus〉…〈differo〉[のばす] の 未 一 複。

〈2340〉 **Nulli querelae subjectus est, qui rem quasi suam neglexit.**[Quī neglēxit rem suam quasī, est subjectus querēlae nūllī.] (*Ulp.D.5,3,31,3*)「物をいわば自身の [もの] として放置しておいた [人は]、いかなる訴えにも晒されていない。」〈neglexit〉…〈neglego〉[かえりみない] の 完 三 単、〈subjectus〉…「さらされている」、〈querelae〉…〈querela〉[訴] の 単 与。

〈2341〉 **Nulli res sua servit jure servitutis.**[Rēs sua servit nūllī jūre servitūtis.] (*Paul.D.8,2,26*; 2 Bouv.Inst.No.160b; Grant v. Chose,17 Mass.443,9 Am,Dec.161)「誰にも、その人自身の物は、役権の法を通じて、役権としては役だたない。」〈servit〉…〈servio〉[役だつ] の 現 三 単、〈sevitutis〉…〈servitus〉[役権] の 単 属。

〈2342〉 **Nulli suis peccatis impediuntur, quo minus alterius peccata demonstrare possit.** [Impediuntur nūllī peccātīs suīs, quō minus possit dēmōnstrāre peccāta alterīus.]「誰も、自身の [側に] 悪事 [があること] のために、他人の悪事を示すことが出来ることを妨げられない。」〈impediuntur〉…〈impedio〉[阻止する] の 受 現 三 複、〈peccatis〉…〈peccatum〉[悪事] の 複 奪、〈demonstrare〉…〈demonstro〉[示す] の 現 不、〈peccata〉…さきの〈peccatum〉の 複 対。※〈impedio〉という動詞は、この〈quo minus〉や〈quin〉とあわさった構文をつくるが、ここで

は〈minus〉がもっている、もともとの否定のニュアンスは表に出ずに、たんに「こと」と訳される。『新ラテン文法』§686を参照。「自身と他人」→「索引」

〈2343〉 **Nullius hominis auctoritas apud nos valere debet, ut meliora non sequeremur si quis attulerit.** [Auctōritās hominis nūllīus dēbet valēre apud nōs, ut nōn sequerēmur meliōra, sī quis attulerit.] (Co.Litt.383b)「**私たちの下では、どの人の見解も、ある人が[いっそう良い［見解］を］提示した場合に、私たちがそのいっそう良い［見解］に従わないようにするほどの力を持つべきではない。**」〈auctoritas〉…「見解」、〈attulerit〉…〈affero〉［もってくる］の 接 完 三 単。※「代用型としての〈quis〉」→「索引」

〈2344〉 **Nullo actore nullus judex.** [Jūdex nūllus, āctōre nūllō.]「**原告なしには、いかなる裁判官も［存在し］ない。**」※絶対的奪格の構文が見える。「名詞〈actore〉プラス形容詞〈nullo〉」型で、その意味は「～のときは」である。 絶 奪→〈22〉

〈2345〉 **Nullo modo usurae usurarum a debitoribus exigantur.** [Ūsūrae ūsūrārum exigantur ā dēbitōribus modō nūllō.] (*C.J.4,32,28pr.*)「**利息の利息がいかなる方法に依っても債務者から請求されないよう。**」〈usurae〉…〈usura〉［利息］の 複 主、〈usurarum〉…さきの〈usura〉の 複 属、〈exigantur〉…〈exigo〉［請求する］の 接 受 現 三 複、〈modo〉…〈modus〉［方法］の 単 奪。

〈2346〉 **Nullum anarchia majus est malum.**[Malum nūllum est mājus anarchiā.]「**いかなる悪も、無政府状態よりも大きなものではない。**」〈anarchia〉…〈anarchia〉［無政府状態］の 単 奪。※「比較の奪格」の構文が見える→〈414〉・〈605〉・「索引」。

〈2347〉 **Nullum crimen majus est inobedientia.** [Crīmen nūllum est mājus inobedientiā.] (Jenk.Cent.48,77)「**不服従よりも大きな犯罪はなんら存在しない。**」〈inobedientia〉…〈inobedientia〉［不服従］の 単 奪。※「比較の奪格」の構文が見える→〈605〉・「索引」。

〈2348〉 **Nullum crimen nulla poena sine lege.** [Crīmen nūllum poena nūlla sine lēge.]「**法律（法）なしには、いかなる犯罪も、いかなる刑罰も、な［い］。**」〈2332〉

〈2349〉 **Nullum crimen patitur, qui non prohibet cum prohibere potest.** [Quī nōn prohibet, cum potest prohibēre, patitur crīmen nūllum.] (*Paul.D.50,17,109*)「**禁止することが出来るのに［実際に］禁止しない［人は］、いかなる犯罪にも問われない。**」〈patitur〉… デ〈patior〉［こうむる］の 現 三 単（受）。※〈cum prohibere potest〉の部分につ

いては、ここに〈non〉を加えて、「禁止することができないときに」と読ませるテキスト（法文資料）もある。原典を書き写した人物が〈non〉を転記することを忘れたために、表題のような、〈non〉のないテキストになっているだけなのか、それとも、ある段階で、この〈non〉の部分を意識的にカットされたためにそうなっているのか、については不明である。もし後者だとすると、これは「インテルポラーティオー（改ざん）」がほどこされた例ともなってこよう。〈interpolatio〉というのは、ローマ法の資料を学問的に分析していくさいに特別に注意する必要のある問題であるが、これは、独特の歴史的事情に由来している。つまり、六世紀のいわゆる『ユースティーニアーヌス法典（市民法大全）』の編纂者たちが、それよりも三世紀以上も前の古典期の成文法規や法著作などを直接に実定法規の素材としてとりいれるさい、皇帝から正式の許可をうけて、それらにさまざまに手を加えたのであるが、この作業が「インテルポラーティオー」である。これには、変更、削除、付加など、各種のタイプがある。それで、問題の〈non〉がないときには、「禁じようと思えば禁ずることが可能でありながら、現実に禁ずることはしない人でも、［禁ずる義務がないかぎりは、］刑事責任などを問われたりはしない。」という読みになってこようが、もし〈non〉が入ってくると、「かりに禁じようと思っても、禁ずる能力や資格がないために、禁じることをしなかった人は、刑事責任などを問われたりはしない。」という読みになってこよう。〈515〉

〈2349*bis*〉 **Nullum crimen sine actione.**［Crīmen nūllum sine āctiōne.］**「訴訟なしにはいかなる犯罪もな［い］。」**

〈2350〉 **Nullum crimen sine lege.**［Crīmen nūllum sine lēge.］**「法律（法）なしには、いかなる犯罪もな［い］。」**

〈2351〉 **Nullum crimen sine poena.**［Crīmen nūllum sine poenā.］**「刑罰なしには、いかなる犯罪もな［い］。」**※「タテマエ（犯罪）とホンネ（刑罰）」→「索引」

〈2352〉 **Nullum exemplum est idem omnibus.**［Exemplum nūllum est idem omnibus.］（Co.Litt.212）**「いかなる先例も、すべての［こと］において同一であるわけではない。」**〈exemplum〉…「先例」。

〈2353〉 **Nullum iniquum est praesumendum in jure.**［Inīquum nūllum est praesūmendum in jūre.］（4 Co.Rep.72；7 Co.71；Hard.61）**「法に於いては、なんらの不衡平な［もの］も、推定されるべきではない。」**〈iniquum〉…〈iniquus〉［不衡平な］の 単 中 主（名略）、〈praesumendum〉…〈praesumo〉［推定する］の 動 形〈praesumendus〉［推定されるべき［である］］の 単 中 主。※ 動 形→〈1〉

〈2354〉 **Nullum magnum malum praeter culpam.**［Malum māgnu

m nūllum praeter culpam.]（Cic.）「犯罪以外に大きな悪は、なんらな[い]。」

〈2355〉 **Nullum matrimonium, ubi nulla dos.**［Mātrimōnium nūllum, ubī dōs nūlla.］（3 Co.Inst.120；Wait v. Wait.4 Barb.Ch(N.Y) 192,194）「いかなる嫁資も［存在し］ないところでは、いかなる婚姻も［存在し］ない。」〈matrimonium〉…「婚姻」、〈dos〉…「嫁資」。

〈2356〉 **Nullum scelus rationem habet.**［Scelus nūllum habet ratiōnem.］「いかなる悪事も理を持たない。」〈scelus〉…「悪事」。

〈2357〉 **Nullum simile est idem.**［Sīmile nūllum est idem.］（2 Bl.Com.162；4 Co.Rep.18；Co.Litt.3a）「類似している［だけの］［もの］は、なんら同一の［もの］ではない。」〈simile〉…〈similis〉［類似の］の 単 中 主（名略）。

〈2358〉 **Nullum sine auctoramento est magnum malum.**［Malum māgnum nūllum est sine auctōrāmentō.］（Syr.630）「いかなる大きな悪も、報いなしの状況にはない。」〈auctoramento〉…〈auctoramentum〉［責任］の 単 奪。

〈2359〉 **Nullum tempus aut locus occurrit regi.**［Tempus nūllum aut locus occurrit rēgī.］（Broom,Max.32,65；2 Co.Inst.273；Jenk.Cent.83；1 Sharsw.Bl.Com.247；Hob.347；2 Steph.Com.504；1 Mass.355；18 Johns.(N.Y.)277；10 Barb.(N.Y.)139；13 Am.L.Reg.455,465）「いかなる時もあるいは場所も、国王の妨げとはならない。」〈occurrit〉…〈occurro〉［反対する］の 現 三 単。〈1925〉

〈2360〉 **Nullum tempus occurrit rei publicae.**［Tempus nūllum occurrit reī pūblicae.］（Levasser v. Washburn,11 Grat.(Va.)572；16 Tex.305；19 Mo.667）「いかなる時も国家には妨げとならない。」〈occurrit〉…〈occurro〉［反対する］の 現 三 単。〈1925〉

〈2361〉 **Nullus alius quam rex possit episcopo demandare inquisitionem faciendam.**［Nūllus alius, quam rēx, possit dēmandāre inquīsītiōnem faciendam episcopō.］（Co.Litt.134）「国王以外の誰も、審問をなすことを司教に委ねることは出来ないはずである。」〈demandare〉…〈demando〉［委ねる］の 現 不、〈inquisitionem〉…〈inquisitio〉［吟味］の 単 対、〈faciendam〉…〈facio〉［なす］の 動 形〈faciendus〉［なされるべき［である］］の 単 女 対、〈episcopo〉…〈episcopus〉［司教］の 単 与。※ 動 形→〈1〉。動形容詞が主格あるいは対格の形であらわれるときには（属格、与格、奪格、そして前置詞によって支配された対格の形であらわれるケースでは、話はまったくべつになるが）、これが、「～されるべき～が」あるいは「～されるべき～を」というように、受動的でしかも義務

を示す特別のニュアンスを帯びる、ということになっている。それでも、この命題の場合、「なされるべき審問を」と固く訳すよりも、「審問をなすことを」という風に動名詞的にさらりと訳しておく方が、結局のところ自然であろう。ためしに、「必要な審問をとり行なうことを」とでもしてみれば、ある種の折衷訳となろう。「動形容詞と動名詞の密接な関係」→〈153〉・〈1540〉

〈2362〉 **Nullus clericus nisi causidicus.** [Clēricus nūllus nisi causidicus.]「**弁護士でない聖職者は、誰も［い］ない。**」〈clericus〉…「聖職者」、〈causidicus〉…「弁護士」。

〈2363〉 **Nullus commodum capere potest ex sua injuria propria.** [Nūllus potest capere commodum ex injūriā suā propriā.] (*Ulp. D.50,17,134,1*; Co.Litt.148b; Broom,Max.279; Co.Litt.148b; 4 Bingh.395; 4 B.& A.409; 10 M. & W 309; 11 M. & W.680; 12 Gray.(Mass.)493)「**誰も、その人自身の不法からなんらの利益も得ることは出来ない。**」〈capere〉…〈capio〉［とる］の 現 不、〈commodum〉…〈commodum〉［利益］の 単 対。〈353〉・〈802〉・〈806〉

〈2364〉 **Nullus debet agere de dolo, ubi alia actio subest.** [Nūllus dēbet agere dē dolō, ubī āctiō alia subest.] (*Ulp.D.4,3,1,1*; 7 Co.Pep.92)「**誰も、他の訴権が存在するときに、悪意［訴権］に依って訴えるべきではない。**」〈subest〉…〈subsum〉［下にある］の 現 三 単。

〈2365〉 **Nullus describatur reus, priusquam convincatur.** [Nūllus dēscrībātur reus, priusquam convincātur.] (Burchard von Worms,Decretum,16,6,Summarium)「**誰も、有責判決を受ける前には、有責で［あると］表示されないよう。**」〈describatur〉…〈describo〉［表示する］の 接 受 現 三 単、〈reus〉…「有責である」、〈convincatur〉…〈convinco〉［有責判決する］の 接 受 現 三 単。※主格不定法の構文が見える。主語の〈nullus〉は、〈describatur〉と隠れている〈esse〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉

〈2366〉 **Nullus dicitur accessorius post foloniam, sed ille qui novit principalem feloniam fecisse et illum receptavit et confortavit.** [Nūllus dīcitur accēssōrius post feloniam, sed ille, quī nōvit prīncipālem fēcisse feloniam, et receptāvit et cōnfortāvit illum.] (3 Co.Inst.138)「**誰も、重罪［が犯された]後には従［犯］とは言われない。しかし、主［犯］が重罪を犯したことを知っており、しかも、あの人を受けいれ、また、あの人に力を与えた人は、［従犯と言われる］。**」〈accessorius〉…「付従的な」を意味する見出し語形容詞が名詞化したもの、〈feloniam〉…〈felonia〉［重罪］の 単 対、〈novit〉…〈nosco〉［知る］の 三 単(完了形)、〈principalem〉…〈principalis〉[主要な]の 単 男 対(名略)、

〈receptavit〉…〈recepto〉［かくまう］の 完 三 単、〈confortavit〉…〈confo rto〉［強くする］の 完 三 単。※〈novit〉にひかれた対格不定法の構文が見える。対格形の〈principalem〉は、意味上の主語として、〈fecisse〉（完了）にかかる。 対 不→〈35〉。〈nullus ～ sed〉は相関語である。「主と従」→「索引」、「現在形の意味をもつ完了」→「索引」。

〈2367〉 **Nullus dicitur felo principalis, nisi actor, aut qui pr aesens est, abettans auxilians actorem ad feloniam faciendam.** ［Nūllus dīcitur felo prīncipālis, nisi āctor, aut quī est praesēns, abettāns auxiliāns āctōrem ad feloniam faciendam.］（3 Co.Inst.1 38）「**［現実の］行為者、あるいは、在席していて、罪を犯すことについて［その］行為者を教唆するか［もしくは］［幇助］する［人］以外には、誰も、主犯としての重罪犯人とは呼ばれない。**」〈felo〉…「重罪犯人」、〈pri ncipalis〉…「主たる」、〈praesens〉…「在席している」、〈abettans〉…〈a betto〉［教唆する］の見出し語 現 分、〈auxilians〉… デ〈auxilior〉［助ける］の見出し語 現 分、〈feloniam〉…〈felonia〉［重罪］の 単 対、〈faciend am〉…〈facio〉［なす］の 動 形〈faciendus〉［なされるべき［である］］の 単 女 対。※ 動 形→〈1〉。動形容詞〈faciendam〉は動名詞のように訳していく必要がある。「動形容詞と動名詞の密接な関係」→〈153〉・〈1540〉

〈2368〉 **Nullus ex consilio obligatur dummodo fraudulentum n on fuerit.** ［Nūllus obligātur ex cōnsiliō, dummodo nōn fuerit fra udulentum.］（Lib.Sex.5,13,62）「**誰も、助言が詐欺的なものではなかった場合には、助言に基づいては拘束されない。**」〈consilio〉…〈consilium〉［助言］の 単 奪、〈fraudulentum〉…〈frandulentus〉［詐欺の］の 単 中 主。〈411〉・〈793〉・〈2011〉・〈2368〉・〈2889〉

〈2369〉 **Nullus idoneus testis in re sua intellegitur.** ［Nūllus i ntellegitur testis idōneus in rē suā.］（*Pomp.D.22,5,10*）「**誰も、自身の事柄に於いては適切な証人［であるとは］理解されない。**」〈idoneus〉…「適した」。※主格不定法の構文が見える。〈nullus〉は、主語として、〈i ntellegitur〉と隠れている〈esse〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉

〈2370〉 **Nullus jus alienum forisfacere potest.** ［Nūllus potest f orisfacere jūs aliēnum.］（Fleta,Lib.1,C.25,§11）「**誰も、他人の権利を没収することは出来ない。**」〈forisfacere〉…〈forisfacio〉［没収する］の 現 不。

〈2371〉 **Nullus pluribus uti defensionibus prohibetur.** ［Nūllus prohibētur ūtī dēfēnsiōnibus plūribus.］（*Paul.D.44,1,5*；Lib.Sex.5, 13,20）「**誰も、複数の弁護方法を用いることを禁じられない。**」〈defensio nibus〉…〈defensio〉［弁護方法］の 複 奪。※〈prohibeo〉は補足不定法〈ut

i>をひく。

〈2372〉 **Nullus recedat e curia cancellaria sine remedio.** ［Nūllus recēdat ē cūriā cancellāriā sine remēdiō.］(4 Hen.7,4 ; Branch, Princ ; Bisp.Eq,8 ; Year B.Hen.b,4)「**誰も、大法官法廷から救済なしに退出するべきではない。**」〈recedat〉…〈recedo〉［はなれる］の 接 現 三 単、〈curia〉…〈curia〉［裁判所］の 単 奪、〈cancellaria〉…〈cancellarius〉［大法官の］の 単 女 奪、〈remedio〉…〈remedium〉［救済］の 単 奪。

〈2373〉 **Nullus videtur dolo facere, qui suo jure utitur.** ［Nūllus, quī ūtitur jūre suō, vidētur facere dolō.］(*Gai.D.50,17,55* ; Broom,Max.130 ; 14 Wend.399,492)「**自身の権利を用いる［人］は、誰も、悪意で行動するものとは見られない。**」※主格不定法の構文が見える。〈nullus〉は、〈videtur〉と〈facere〉の双方にかかる。 主 不→〈98〉。「権利濫用」論→「索引」

〈2374〉 **Numerantur sententiae non ponderantur.** ［Sententiae numerantur, nōn ponderantur.］(Plin.Min.Ep.2,12,5 ; Broom,Max.357)「**判決は、算えられるのであって、量られるのではない。**」〈sententiae〉…〈sententia〉［判決］の 複 主、〈numerantur〉…〈numero〉［算える］の 受 現 三 複、〈ponderantur〉…〈pondero〉［量る］の 受 現 三 複。※「算えると量る」→「索引」、「タテマエ（数える）とホンネ（量る）」→「索引」。〈219〉

〈2375〉 **Numquam crescit ex post facto praeteriti delicti aestimatio.** ［Aestimātiō dēlictī praeteritī crēscit ex factō post numquam.］(*Paul.D.50,17,138,1* ; Bac.Max.Reg.8 ; Broom,Max.42,357)「**過去の不法行為の評価は、後に生じた［こと］に依っては決して増加しない。**」〈aestimatio〉…「評価」、〈praeteriti〉…〈praeteritus〉［過去の］の 単 中 属、〈crescit〉…〈cresco〉［増加する］の 現 三 単。※「前と後」→「索引」

〈2376〉 **Numquam fictio sine lege.** ［Fictiō sine lēge numquam.］「**法律（法）なしには、擬制は決して［存在し］ない。**」〈fictio〉…「擬制」。※動詞が省略されている。

〈2376*bis*〉 **Numquam in usucapionibus juris error possessori prodest.** ［Error jūris prōdest possessōrī in ūsūcapiōnibus numquam.］「**法の錯誤は、使用取得に於いては、決して占有に役だたない。**」〈prodest〉…〈prosum〉［役だつ］の 現 三 単、〈usucapionibus〉…〈usucapio〉［使用取得］の 複 奪。

〈2377〉 **Numquam nuda traditio transfert dominium.** ［Trāditiō nūda trānsfert dominium numquam.］(*Paul.D.41,1,31pr.*)「**単なる引渡は所有権を決して移転させない。**」〈traditio〉…「引渡」、〈nuda〉…〈nu

dus〉［たんなる］の 単 女 主、〈transfert〉…〈transfero〉［はこぶ］の 現 三 単、〈dominium〉…〈dominium〉［所有権］の 単 対。

〈2377*bis*〉 **Numquam plura delicta concurrentia faciunt ut ullus impunitatis detur.**［Dēlicta concurrentia plūra faciunt numquam, ut ullus impūnitātis dētur.］**「競合している多数の不法行為は、なんらかの不可罰［の取扱］が与えられるようには、決してしない。」**〈concurrentia〉…〈concurro〉［競合する］の 現 分〈concurrens〉の 複 中 主、〈impunitatis〉…〈impunitas〉［不可罰］の 単 属。※〈ullus impunitatis〉については、「不可罰のうちのあるもの」が直訳である。「属格の訳しかた」→〈393〉・「索引」

〈2378〉 **Numquam praescribitur in falso.**［Praescrībitur in falsō numquam.］(Bell.Dict.)**「偽［罪］に於いては時効は決して成立しない。」**〈praescribitur〉…〈praescribo〉［時効にかける］の 受 現 三 単、〈falso〉…〈falsus〉［偽り］の 単 中 奪（名略）。

〈2379〉 **Numquam res humanae prospere succedunt ubi negleguntur divinae.**［Rēs hūmānae succēdunt prōsperē numquam, ubī dīvīnae negleguntur.］(Co.Litt.95 ; Wing.Max.2)**「人事は、神［事］がなおざりにされるところでは、決して好都合には進まない。」**〈humanae〉…〈humanus〉［人の］ 複 女 主、〈succedunt〉…〈succedo〉［すすむ］の 現 三 複、〈divinae〉…〈divinus〉［神の］の 単 女 主（名略）、〈negleguntur〉…〈neglego〉［軽んずる］の 受 現 三 複。※「神事と人事」→「索引」、「タテマエ（神事）とホンネ（人事）」→「索引」。

〈2380〉 **Numquam scelus scelere vincendum est.**［Scelus est vincendum scelere numquam.］(Sen.Mor.139)**「悪業は、悪業に依って決して打ちまかされるべきではない。」**〈scelus〉…「悪業」、〈vincendum〉…〈vinco〉［うちまかす］の 動 形〈vincendus〉［うちまかされるべき［である］］の 単 中 主、〈scelere〉…〈scelus〉［悪業］の 単 奪。※ 動 形→〈1〉

〈2380*bis*〉 **Numquam superficies sine solo, capi longo tempore potest.**［Superficiēs sine solō potest capī tempore longō numquam.］**「土地を欠くような地上権は、長い時間［の経過］に依って取得されることは決して出来ない。」**〈superficies〉…「地上権」、〈capi〉…〈capio〉［とる］の 受 現 不、〈longo〉…〈longus〉［長い］の 単 中 奪。

〈2381〉 **Numquam volenti dolus infertur.**［Dolus īnfertur volentī numquam.］(*Ulp.D.47,10,1,5* ; *C.J.2,4,34* ; Broom,Max.42)**「悪意は、［それを］望む［人］のためには決して生じない。」**〈dolus〉…「悪意」、〈infertur〉…〈infero〉［ひきおこす］の 受 現 三 単、〈volenti〉…〈volo〉［望む］の 現 分〈volens〉の 単 男 与（名略）。※「望む・望まない」→「索引」。〈33

09〉・〈3832〉

〈2381*bis*〉 **Nuptiae sunt conjunctio maris et feminae, consortium omnis vitae, divini et humani juris communicatio.**［Nūptiae sunt conjūnctiō maris et fēminae, cōnsortium vītae omnis, commūnicātiō jūris dīvīnī et hūmānī.］**「婚姻は、男と女の結合であり、全生活の共同であり、神法および人法の共同である。」**〈nuptiae〉…「婚姻」（複数形）、〈conjunctio〉…「結合」、〈maris〉…〈mas〉［男］の 単 属、〈feminae〉…〈femina〉［女］の 単 属、〈consortium〉…「共同体」、〈vitae〉…〈vita〉［生活］の 単 属、〈communicatio〉…「共同」、〈divini〉…〈divinus〉［神の］の 単 中 属、〈humani〉…〈humanus〉［人間の］の 単 中 属。

〈2382〉 **Nuptias non concubitus sed consensus facit.**［Nōn concubitus, sed cōnsēnsus, facit nūptiās.］（*Ulp.D.50,17,30*；Co.Litt. 33；Broom,Max.506）**「共棲ではなく、同意が、婚姻を作る。」**〈concubitus〉…「共棲」、〈nuptias〉…〈nuptiae〉［婚姻］（複数形）の 対。※〈non ～ sed〉は相関語である。「タテマエ（同意）とホンネ（同棲）」→「索引」